

民間団体等を対象とした補助金等に関する行政
評価・監視（第1次）結果報告書

平成17年10月

総務省行政評価局

前 書 き

補助金等（国の予算科目上の補助金、負担金、交付金、補給金及び委託費の総称。以下同じ。）は、一定の行政水準の維持や特定の施策の奨励等のための政策手段としての機能を担っており、その総額は、平成17年度当初予算で30兆1,008億円となっている。

このうち、民間団体等（公益法人、社会福祉法人、学校法人、一般企業、個人等）を対象とした補助金等（2兆3,962億円）については、本年8月11日に閣議了解された「平成18年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」等において、官と民の役割分担や行政のスリム化の観点から、整理合理化を積極的に推進することとされている。また、依然として不適正事例が発生していることから、適正な執行や指導監督の確保も課題となっている。

この行政評価・監視は、民間団体等を対象とした補助金等のうち、主として、長期間（10年以上）継続し予算が一定額（平成15年度予算額1億円）以上のものについて、その効果的かつ効率的な使用等を図る観点から調査し、今般、早急に措置を要する事項について勧告することとしたものである。

目 次

第1	行政評価・監視の目的等	1
第2	行政評価・監視結果	
1	補助金等の整理合理化	2
2	補助金等の執行の適正化	59

図 表 等 目 次

1 補助金等の整理合理化

表 1-1	補助金等の科目別内訳（負担金、補助金、交付金、補給金、委託費） の推移（一般会計及び特別会計）（平成 11 年度～17 年度）	4
表 1-2	補助金等交付先の概要（一般会計及び特別会計）	4
表 1-3	平成 18 年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について （平成 17 年 8 月 11 日閣議了解）（抄）	5
表 1-4	中央省庁等改革基本法（平成 10 年法律第 103 号）（抄）	5
表 1-5	調査対象補助金等一覧	6

（補助金等の整理合理化に係る調査結果）

事例 1-①	民間スポーツ振興費等補助金の降灰地域等学校保健事業（文部科 学省）	8
事例 1-②	生活衛生振興助成費等補助金の生活衛生振興助成事業（厚生労働 省）	15
事例 1-③	疾病予防検査等委託費の顧問医師の設置経費（厚生労働省）	22
事例 1-④	林業生産流通振興民間団体事業費補助金の学校林相談窓口におけ る相談業務（農林水産省）	30
事例 1-⑤	電源立地等推進対策補助金の電源過疎地域等企業立地促進事業費 補助金（経済産業省）	33
事例 1-⑥	エネルギー使用合理化設備等導入促進対策費補助金の省エネルギ ー診断事業（経済産業省）	40
事例 1-⑦	農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給金（国土交通省）	49

2 補助金等の執行の適正化

表 2	補助金等適正化法の仕組み	61
-----	--------------	----

（補助金等の執行の適正化に係る調査結果）

- i 補助事業者からの実績報告の内容と実態とが相違していたり必要な報告が未実施
だったもの

事例 2-①	国民健康保険団体連合会等補助金の国民健康保険団体連合会分 (厚生労働省)	62
事例 2-②	社会事業学校等経営委託費の社会福祉職員研修センター経営委託 費 (厚生労働省)	65
事例 2-③	高額医療費貸付事業等交付金 (厚生労働省)	70
事例 2-④	漁業共済事業実施費補助金 (農林水産省)	76
事例 2-⑤	石油製品需給適正化調査等委託費の石油ガス技術普及事業 (経済産業省)	78

ii 補助対象施設・設備の整備後短期間での処分

事例 2-⑥	水産業振興事業費補助金の中核的漁業者協業体等取組支援事業 (農林水産省)	81
事例 2-⑦	電源立地等推進対策補助金の電源過疎地域等企業立地促進事業費 補助金 (経済産業省)	84

iii 社会通念上国庫からの支出として認められない懇親会等に支出

事例 2-⑧	国民年金基金連合会事務費補助金 (厚生労働省)	87
事例 2-⑨	衛生関係指導者養成等委託費の救急医療施設医師研修会等 (厚生労働省)	89
事例 2-⑩	社会事業学校等経営委託費の社会福祉職員研修センター経営委託 費 (厚生労働省)	91
事例 2-⑪	高額医療費貸付事業等交付金 (厚生労働省)	93
事例 2-⑫	疾病予防検査等委託費の財団法人分 (厚生労働省)	95

第 1 行政評価・監視の目的等

1 目的

この行政評価・監視は、民間団体等を対象とした補助金等のうち、主として、長期間（10年以上）継続し予算が一定額（平成15年度予算額 1 億円）以上のものについて、その効果的かつ効率的な使用等を図る観点から、補助金等の継続の必要性を含め、補助金等の執行状況、効果把握の状況等を調査し、関係行政の改善に資するため実施したものである。

2 対象機関

(1) 行政評価・監視対象機関

総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省

(2) 関連調査等対象機関

都道府県、市町村、民間団体等

3 担当部局

行政評価局

管区行政評価局 7局（北海道（旭川行政評価分室を含む。）、東北、関東、中部、近畿、中国四国、九州）

四国行政評価支局

行政評価事務所 16事務所（青森、福島、茨城、群馬、千葉、東京、石川、静岡、福井、滋賀、京都、岡山、愛媛、長崎、熊本、鹿児島）

4 実施時期

平成16年12月～17年10月

第2 行政評価・監視結果

1 補助金等の整理合理化

勸 告	説明図表番号
<p>補助金等（国の予算科目上の補助金、負担金、交付金、補給金及び委託費の総称。以下同じ。）は、一定の行政水準の維持や特定の施策の奨励等のための政策手段としての機能を担っており、その総額は、平成17年度当初予算で30兆1,008億円となっている。このうち、民間団体等（公益法人、社会福祉法人、学校法人、一般企業、個人等。以下同じ。）が行う各種事務又は事業を対象とした補助金等は、2兆3,962億円となっている。</p>	<p>表1-1 表1-2</p>
<p>これら民間団体等を対象とした補助金等については、「平成18年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」（平成17年8月11日閣議了解）等において、官と民の役割分担や行政のスリム化の観点から、整理合理化を積極的に推進することとされている。</p> <p>なお、民間団体等を対象とした補助金等の各府省による採択審査や交付決定等は、各補助金等別の補助金交付要綱等に定められた補助要件等（事業の範囲、資格要件、算定基準等）に基づいて行われている。</p>	<p>表1-3及び4</p>
<p>今回、民間団体等を対象とした補助金等のうち、長期間（10年以上）継続し予算が一定額（平成15年度予算額1億円）以上のものから、①試験研究関連のもの（平成17年4月から7月に実地調査した行政評価・監視の対象としたもの）、②「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成14年3月29日閣議決定）により廃止することとされたもの、③最近の行政評価等で調査したもの、を除外した30補助金等（6省所管。別紙1参照）について、補助金等の交付状況や民間団体等が所管府省からの補助金等により実施する事務又は事業や、補助事業者からの間接補助等により実施する事務又は事業（以下、これらを「補助事業」という。）の実施状況を調査した結果、次の7補助金等については、①需要が減少している、②補助事業の内容が実情や現状に適合していない、③補助事業の実施が低調又は非効率となっている、④補助目的が達成されていない、あるいは⑤他に類似の事業が実施されている等の状況がみられた。</p>	<p>表1-5</p>
<p>○文部科学省</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 民間スポーツ振興費等補助金の降灰地域等学校保健事業 	<p>事例1-①</p>
<p>○厚生労働省</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活衛生振興助成費等補助金の生活衛生振興助成事業 	<p>事例1-②</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 疾病予防検査等委託費の顧問医師の設置経費 	<p>事例1-③</p>
<p>○農林水産省</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 林業生産流通振興民間団体事業費補助金の学校林相談窓口における相談業務 	<p>事例1-④</p>
<p>○経済産業省</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電源立地等推進対策補助金の電源過疎地域等企業立地促進事業費補助金 	<p>事例1-⑤</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・ エネルギー使用合理化設備等導入促進対策費補助金の省エネルギー診断事業 <p>○国土交通省</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給金 	<p>事例 1－⑥</p> <p>事例 1－⑦</p>
<p>したがって、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省は、補助金等の効果的かつ効率的な使用を図る観点から、早急に、補助事業の実績に応じた支出とすることや新規採択の中止等による補助金等の縮減、あるいは効果的に補助事業を実施するための審査基準の策定等による補助事業の重点化など補助事業の在り方を見直す必要がある。</p>	

表 1-1 補助金等の科目別内訳（負担金、補助金、交付金、補給金、委託費）の推移（一般会計及び特別会計）（平成 11 年度～17 年度）

（単位：億円）

区分 年度	負担金	補助金	交付金	補給金	委託費	計
平成 11	111,104	68,741	13,657	5,246	1,640	200,387
12	113,615	68,054	16,435	5,453	3,412	206,969
13	118,779	68,672	19,796	6,072	3,036	216,355
14	124,326	67,971	20,266	5,157	3,175	220,895
15	132,879	88,709	50,035	6,077	7,031	284,730
16	133,840	79,919	70,321	5,631	7,792	297,503
17	131,683	68,619	87,521	5,010	8,175	301,008

(注)1 「補助金等適正化中央連絡会議幹事会」資料（財務省主計局）による。

2 計数はそれぞれ四捨五入によっているため、合計が一致しない場合がある。

3 計数は「当初予算額」のものである。

表 1-2 補助金等交付先の概要（一般会計及び特別会計）

（単位：億円）

交付先 年度	平成 15		16		17	
	予算額	構成比	予算額	構成比	予算額	構成比
地方公共団体	203,761	71.6%	204,130	68.6%	197,996	65.8%
特殊法人等	44,507	15.6%	26,745	9.0%	35,531	11.8%
独立行政法人等	11,579	4.1%	41,832	14.1%	43,519	14.5%
民間団体等	24,883	8.7%	24,797	8.3%	23,962	8.0%
合計	284,730	100.0%	297,503	100.0%	301,008	100.0%

(注)1 「補助金等適正化中央連絡会議幹事会」資料（財務省主計局）による。

2 計数はそれぞれ四捨五入によっているため、合計が一致しない場合がある。

3 独立行政法人等とは、独立行政法人及び国立大学法人をいう。

4 計数は「当初予算額」のものである。

表 1-3 平成18年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について(平成17年8月11日閣議了解)(抄)

3(7) 補助金等については、国と地方及び官と民の役割分担や行政のスリム化等の観点から、制度改正を含め既存の施策や事業そのものの徹底的な見直しをはじめ、聖域なく見直しを行い、その整理合理化を積極的に推進することとする。特に、地方公共団体に対し交付される国庫補助負担金については、「三位一体改革に関する政府・与党合意」及び「基本方針2005」等累次の基本方針を踏まえ、改革を着実に推進する。

(注) 平成17年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について(平成16年7月30日閣議了解)等でも同様の記述となっている。

表 1-4 中央省庁等改革基本法(平成10年法律第103号)(抄)

(国の規制及び補助金等の見直し)

第四十四条

2 政府は、次に掲げる観点から、国の補助金等の見直しを行うものとする。

二 事業等の振興又は助成を図るためのものであって、長期間の継続によりその効果が乏しくなっているもの又は少額なものは、原則として廃止すること。

三 補助の効果をできる限り客観的に評価して公表する仕組みを整備すること。

表1-5

調査対象補助金等一覧

(単位:千円)

	補助金等名	平成15年度	16年度	
総務省	1 地方交付税算定等業務委託費	206,548	204,667	
文部科学省	2 民間スポーツ振興費等補助金	2,109,343	2,168,093	
厚生労働省	3 医療関係者研修費等補助金	203,483	149,348	
	4 生活衛生振興助成費等補助金	268,804	263,620	
	5 民間社会福祉事業助成費補助金	528,721	476,068	
	6 国民健康保険団体連合会等補助金	7,645,255	7,205,247	
	7 厚生年金基金連合会等事務費補助金	483,776	486,084	
	8 国民年金基金連合会事務費補助金	1,309,019	1,297,749	
	9 衛生関係指導者養成等委託費	93,906	150,295	
	10 社会事業学校等経営委託費	499,742	563,760	
	11 身体障害者福祉促進事業委託費	487,283	438,659	
	12 高額医療費貸付事業等交付金	1,900,671	1,128,168	
	13 健康保険病院看護師養成所経営委託費	357,811	350,154	
	14 疾病予防検査等委託費	56,411,265	52,825,052	
	農林水産省	15 特定原料用甘しょ特別集荷奨励金	1,510,000	1,505,000
		16 大豆生産者団体等交付金	26,334,010	25,807,516
17 患畜処理手当等交付金		289,321	434,540	
18 農業生産振興事業推進費補助金		1,277,521	1,260,752	
19 林業生産流通振興民間団体事業費補助金		1,146,422	989,607	
20 漁業共済事業実施費補助金		378,450	374,400	
21 漁業共済事業業務費補助金		218,060	75,285	
22 水産業振興事業費補助金		644,744	721,651	
23 家畜共済損害防止事業交付金		753,584	781,859	
経済産業省	24 中小企業連携・技術等支援事業費補助金	1,579,329	815,846	
	25 中小商業・下請事業者支援対策費補助金	121,375	116,015	
	26 電源立地等推進対策補助金	5,171,096	5,120,950	
	27 エネルギー使用合理化設備等導入促進対策費補助金	3,895,830	3,455,604	
	28 石油製品需給適正化調査等委託費	1,224,214	1,209,485	
国土交通省	29 農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給金	3,395,376	2,702,000	
	30 航空機購入費補助金	1,631,972	1,596,477	
合計(30補助金等)		122,076,931	114,673,951	

(金額は補正後の予算額)

- (注) 1 網掛けした欄の補助金等は今回指摘した補助金等を示す。
- 2 本表に計上した金額は、当該補助金等のうち、調査対象として選定した事業等の合計額（補正後予算額）を示し、その名称は以下のとおりである。

- 「1 地方交付税算定等業務委託費」
- 「2 民間スポーツ振興費等補助金」：日本体育協会（目細）、日本オリンピック委員会（目細）及び日本学校保健会（目細）
- 「3 医療関係者研修費等補助金」：看護職員就労促進費等補助金（目細）
- 「4 生活衛生振興助成費等補助金」
- 「5 民間社会福祉事業助成費補助金」：全国社会福祉協議会等活動助成費補助金（目細）
 > 全国社会福祉協議会等活動推進費（積算内訳）
- 「6 国民健康保険団体連合会等補助金」
- 「7 厚生年金基金連合会等事務費補助金」：厚生年金基金連合会事務費補助金（目細）
- 「8 国民年金基金連合会事務費補助金」
- 「9 衛生関係指導者養成等委託費」：救急医療施設医師研修会等（目細）
- 「10 社会事業学校等経営委託費」
- 「11 身体障害者福祉促進事業委託費」：点字図書貸出等委託費（目細）
- 「12 高額医療費貸付事業等交付金」
- 「13 健康保険病院看護師養成所経営委託費」：財団法人分（目細）
- 「14 疾病予防検査等委託費」
- 「15 特定原料用甘しよ特別集荷奨励金」
- 「16 大豆生産者団体等交付金」
- 「17 患畜処理手当等交付金」：へい殺畜等棄却手当交付金（目細）
- 「18 農業生産振興事業推進費補助金」：果実生産出荷安定基金造成費補助金（目細）
- 「19 林業生産流通振興民間団体事業費補助金」：林業生産流通総合対策事業推進費補助金（目細）
 > 森林保全管理対策事業費（積算内訳）及び木材安定供給体制整備事業費（積算内訳）
- 「20 漁業共済事業実施費補助金」
- 「21 漁業共済事業業務費補助金」：業務費（積算内訳）>その他の法人分（積算内訳）
- 「22 水産業振興事業費補助金」：水産業振興総合対策推進指導費補助金（目細）>水産業改良普及事業対策費（積算内訳）>その他の法人分（積算内訳）
- 「23 家畜共済損害防止事業交付金」
- 「24 中小企業連携・技術等支援事業費補助金」：中小企業連携組織対策推進事業費補助金（目細）
- 「25 中小商業・下請事業者支援対策費補助金」：全国下請企業振興協会補助金（目細）
- 「26 電源立地等推進対策補助金」：電源地域振興促進事業費補助金（目細）>電源過疎地域等企業立地促進事業費補助金（積算内訳）
- 「27 エネルギー使用合理化設備等導入促進対策費補助金」：新エネルギー・省エネルギー設備導入促進指導事業費等補助金（目細）>省エネルギー設備等導入促進情報公開対策等事業（積算内訳）>社団法人・財団法人分（積算内訳）
- 「28 石油製品需給適正化調査等委託費」：以下の i から v の合計額
 - i 石油ガス供給事業安全管理技術開発等委託費（目細）>石油ガス技術指導事業（積算内訳）
 - ii 石油ガス供給事業安全管理技術開発等委託費（目細）>石油ガス技術普及事業（積算内訳）
 - iii 石油製品需給適正化調査委託費（目細）>石油ガス流通合理化対策調査（積算内訳）
 - iv 石油情報普及啓発事業委託費（目細）>社団・財団法人分（積算内訳）
 - v 石油産業体制等調査研究委託費（目細）>石油産業情報化推進調査（積算内訳）
- 「29 農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給金」
- 「30 航空機購入費補助金」

(補助金等の整理合理化に係る調査結果)

事例1-① 民間スポーツ振興費等補助金の降灰地域等学校保健事業 (文部科学省)

<p>(事業等の概要)</p> <p>降灰防除指定地域に所在する公立の義務教育諸学校にプールの降灰除去装置 (以下「プールクリーナー」という。) を配置するため、本補助金を受けた財団法人日本学校保健会が市町村教育委員会に無償で貸与するものである (平成15年度決算額: 692万円)。</p> <p>(注) プールクリーナーの購入価格は、1台当たり38万円であり、88小中学校に無償貸与されている。</p>
<p>(調査結果)</p> <p>本事業については、貸与契約開始から4年又は5年で、前回貸与したプールクリーナーの状態を考慮せず、これを配置したまま一律に新たなものを貸与している。</p> <p>今回、平成11年度から16年度の間にはプールクリーナーを貸与した13校について調査したところ、使用可能なプールクリーナーがあるにもかかわらず、2台目を配置されている学校が11校みられた。</p>
<p>(改善の方策)</p> <p>文部科学省は、補助金等の効果的かつ効率的な使用を図る観点から、財団法人日本学校保健会に対し、市教委とのプールクリーナーの貸与契約終了後の2台目の一律貸与を廃止し、使用可能なものは引き続き貸与させることにより、補助金の縮減を図る必要がある。</p>

1 補助金等の概要

(1) 補助金等の概要等

- ア 創設年度: 昭和48年度
- イ 根拠法令: なし (予算補助)
- ウ 会計名: 一般会計
- エ 制度の概要等

民間スポーツ振興費等補助金のうちの日本学校保健会は、財団法人日本学校保健会 (以下「日本保健会」という。) が行う学校保健に関する普及指導事業、調査研究事業及び健康増進事業について、必要な事業の一部を補助し、もって学校保健の振興を図ることを目的としている。

(2) 予算・決算の推移

表1-①-1 民間スポーツ振興費等補助金 (日本学校保健会) の推移

(単位: 千円、%)

区分	平成11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
予算額 (a)	179,721	161,749	145,574	131,017	114,873	97,339
決算額 (b)	179,721	161,749	145,574	131,017	114,873	未確定
執行率 (b/a)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	

- (注) 1 文部科学省の資料に基づき当省が作成した。
2 予算額は補正後の予算である。

2 調査結果

健康増進事業のうち降灰地域等学校保健事業については、降灰防除指定地域に所在する公立の義務教育諸学校の児童生徒の健康の保持増進を図るため、日本保健会が市町村教育委員会等に児童生徒の特別健康診断を委託するとともに、プールクリーナーを貸与するものである。この事業については、平成10年度までは児童生徒健康増進特別事業費補助金の降灰地域学校保健事業（以下「健康増進補助金の事業」という。）として実施していたが、10年度限りでこの補助金が廃止となったことから事業の組替えを行った結果現在に至っている。プールクリーナーの平成11年度から16年度の貸与実績は、表1-①-2のとおりとなっている。

表1-①-2 平成11年度から16年度までのプールクリーナーの貸与実績

(単位：台、円)

区 分	平成11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
貸与台数	8	18	18	18	18	18
金額	6,804,000	6,917,400	6,917,400	6,917,400	6,917,400	6,917,400

(注) 降灰地域等学校保健事業実績報告書に基づき当省が作成した。

(1) 補助事業の運用等

日本保健会は、降灰地域等学校保健事業実施要項（平成13年12月21日決定）に基づいて、a1市教育委員会（以下「市教委」という。）に対し、平成11年度から16年度までの間に合計98台のプールクリーナーを貸与しており、17年度以降も貸与することとしている。日本保健会と市教委が締結している「降灰地域等学校保健事業実施に伴う降灰除去装置貸与契約書」（以下「貸与契約書」という。）では、貸与の期間を貸与年度の年度末と定め、4回の自動更新を定めている（貸与契約は実質最長5年）。

貸与契約書によれば、平成11年度に貸与した8台は15年度末に契約が終了しており、また、12年度に貸与した18台は16年度末をもって契約が終了している。

しかし、契約終了後のプールクリーナーの取扱いについて、日本保健会では、事前に検討しておらず、方針も決定していないことから、契約を終了したプールクリーナーは、各小中学校に配置されたままとなっている。

(2) プールクリーナーの貸与状況等

プールクリーナーの貸与手続は、市教委がプールクリーナーの取扱業者を対象に、日本保健会から示された委託費の金額の範囲内で入札を行い、その結果を日本保健会に報告したのち、取扱業者から直接、各学校に配置され、日本保健会が取扱業者にプールクリーナーの購入費用を支払う仕組みとなっており、プールクリーナーの機種及び配置先の選定は市教委に一任されている。

市教委は、平成11年度に8台のプールクリーナーの貸与を受けて以降、12年度から16年度までの間、毎年度18台ずつ貸与を受け、16年度をもって、プールのない中学校1校を除く88校（小学校57校、中学校31校）（注）のすべてに、プールクリーナーの配置を終え、16年度には更に88校中10校に対し、2台目を配置している。2台配置された10校の内訳をみると、①平成11年度に自動式のPC7が配置され、5年経過後（契約終了後）の16年度に新たに手動式のPC6が配置されているものが8校、②12年度にPC6が配置され、4年しか経過していな

い16年度に、再度PC6が配置されているものが2校となっている。

(注) 平成16年11月1日の合併前の時点を示す。

市教委では、①の8校については、貸与契約書第6条において契約が最長5年とされていること、また、平成11年度に配置されたPC7は、隅々まで清掃がしにくいなどのことから、16年度に手動式のPC6を配置したとしている。しかし、後記(3)のとおり、5年を経過しても正常に作動するものが多く、また、平成16年度のPC6を使用せず、11年度のPC7を使用している学校があり、市教委では、学校における使用状況を把握せずに、5年経過を機に一律に配置している状況がみられた。

また、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)第13条第4号及び第5号並びに第14条第1項第2号の規定に基づく補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」(平成14年文部科学省告示第53号)によると、プールクリーナーの処分制限期間は6年とされており、処分制限期間が1年残っているにもかかわらず、市教委は日本保健会との貸与契約を終了したことをもって、翌年度新たに貸与されたプールクリーナーをその学校に配置し、日本保健会はこれを了承している状況となっている。

さらに、②の2小学校については、平成12年度の配置からの経過年数は4年であるが、16年度ですべての小中学校への配置が完了したため、(ア)プールの周囲に笹等の木立が多く汚れやすい(a9校)、(イ)児童数が多くプールの水が汚れやすい(a4校)ことから16年度の配置先として決定した、としているが、これらの理由は降灰の影響とはまったく関係のないものとなっている。

なお、(イ)については、同じく12年度にPC6を配置した学校の中には、プールの規模はa4校とほぼ同じだが、児童数が同小よりも多い学校がみられる(表1-①-3)。また、後記(3)のとおり、この2校のうち1校(a9校)は、2台のうち1台しか使用していない状況がみられた。

以上のことから、日本保健会は、貸与の必要性を十分に検討しないまま、毎年度同数のプールクリーナーを機械的に貸与している状況となっている。

表1-①-3 平成12年度にPC6が配置された18小中学校におけるプールの規模及び生徒数
(単位：㎡、人)

学校名	プールの規模	生徒数		学校名	プールの規模	生徒数	
		12年度	直近			12年度	直近
a 2校	425	441	367	a 11校	400	1,012	959
a 3校	425	532	583	a 12校	495	905	783
a 4校	403	823	835	a 13校	375	425	—
a 5校	275	417	486	a 14校	375	782	620
a 6校	447	779	760	a 15校	375	393	365
a 7校	425	1,284	1,356	a 16校	375	548	506
a 8校	475	979	929	a 17校	375	559	482
a 9校	375	494	479	a 18校	375	718	624
a 10校	445	510	449	a 19校	200	177	140

(注) 1 市教委の平成12年度及び16年度実績報告書、17年度事業計画書により当省が作成した。

2 直近の生徒数については、a4校及びa9校は平成16年度実績報告書、他の学校は17年度事業計画書による。

3 a13校は、17年度の配置が予定されていないため、直近の生徒数は「—」としている。

(3) プールクリーナーの使用状況

本貸与事業によりプールクリーナーが配置されている 88 校のうち、平成 11 年度から 16 年度の間には 2 台配置されている 10 校及び 11 年度から 16 年度の間に 1 台配置されている 3 校の合計 13 校のプールクリーナーについて、16 年度における使用状況を調査したところ、次のような状況となっていた（表 1-①-4 及び表 1-①-5）。

ア 平成 11 年度から 16 年度の間に 2 台配置されている 10 校の使用状況

10 校のうち、平成 11 年度又は 12 年度に配置されたものが正常に作動するにもかかわらず、16 年度に 2 台目が配置されている学校が 7 校（a 20 校、a 24 校、a 25 校、a 26 校、a 27 校、a 4 校、a 9 校）みられた。この 7 校における 2 台のプールクリーナーの使用状況をみると、① 2 台共に使用しているのは 2 校（a 25 校、a 4 校）にすぎず、② 2 台のうち、1 台は使用していないところが 3 校（a 20 校、a 24 校、a 9 校）あるほか、③ 16 年度に配置されたものが、取扱業者からの引渡しが遅かったため、引き続き 11 年度に配置されたものを使用しているところが 2 校（a 26 校、a 27 校）ある。

また、②の 3 校のうち、1 校（a 20 校）は、平成 16 年度に新たに配置されたプールクリーナーを使用せず、11 年度のものを使用しており、さらに、10 年度限りで廃止された健康増進補助金の事業により購入したものを併用している状況がみられた。もう 1 校（a 9 校）は、前記(2)のとおり、2 台目が特に必要であるとして配置されたものの、1 台しか使用していない状況がみられた。

一方、10 校のうち、上記 7 校以外の、平成 11 年度に貸与されたプールクリーナーが故障によって使用できず、使用可能なものが 16 年度に配置されたもの 1 台となっている 3 校（a 21 校、a 22 校、a 23 校）の使用状況をみると、① 16 年度は使用する必要がなかったとするところが 1 校（a 23 校）、② 使用しているものの、(ア) 10 年度で廃止された健康増進補助金の事業により購入したのも併用しているところが 1 校（a 21 校）あるほか、(イ) 15 年度までは 10 年度で廃止された健康増進補助金の事業により購入したものを使用していたところが 1 校（a 22 校）ある。

以上のことから、使用可能なプールクリーナーが 1 台しかないのは 1 校（a 23 校）であり、残りの 9 校（a 20 校、a 21 校、a 22 校、a 24 校、a 25 校、a 26 校、a 27 校、a 4 校、a 9 校）は、既に使用可能なプールクリーナーがあるにもかかわらず、新たに配置されている状況となっている。

イ 平成 11 年度から 16 年度の間に 1 台配置されている 3 校の使用状況

3 校（a 28 校、a 29 校、a 30 校）は、平成 13 年度又は 16 年度にプールクリーナーが 1 台配置されており、その使用状況をみると、使用しているのは 1 校（a 29 校）にすぎない。残りの 2 校（a 28 校、a 30 校）は、使用しておらず、いずれも 10 年度限りで廃止された健康増進補助金の事業により購入したものを使用している。

このように、既に使用可能なプールクリーナーがあるにもかかわらず、新たに配置されているところが 3 校中 2 校となっている。

以上のことから、日本保健会は、小中学校におけるプールクリーナーの使用状況を把握しない

まま、一律に配置している状況となっている。使用可能なプールクリーナーがある学校については、それを引続き使用させ、一律に配置することを中止し、効率的にプールクリーナーを配置することが求められる。

表1-①-4 調査対象13校におけるプールクリーナー配置状況

区分	学校名	1台目のプールクリーナー		2台目のプールクリーナー	
		配置年度	機種	配置年度	機種
平成11年度から16年度の間 に2台配置されている学校	a20校	11年度	PC7	16年度	PC6
	a21校	11年度	PC7	16年度	PC6
	a22校	11年度	PC7	16年度	PC6
	a23校	11年度	PC7	16年度	PC6
	a24校	11年度	PC7	16年度	PC6
	a25校	11年度	PC7	16年度	PC6
	a26校	11年度	PC7	16年度	PC6
	a27校	11年度	PC7	16年度	PC6
	a4校	12年度	PC6	16年度	PC6
a9校	12年度	PC6	16年度	PC6	
1台配置されている学校	a28校	13年度	PC6	—	—
	a29校	16年度	PC6	—	—
	a30校	16年度	PC6	—	—

(注) 当省の調査結果による。

表1-①-5 調査対象13校におけるプールクリーナーの使用状況等(平成16年度)

区分	学校名	配置年度	配置機種	使用の可否	使用状況	未使用の理由等
平成11年度から16年度の間 に2台配置されている学校	a20校	H11	PC7	可(その後不可)	使用	—
		H16	PC6	可	未使用	10年度までの補助事業により導入したPC2 及び11年度配置のPC7を使用
	a21校	H11	PC7	不可	未使用	故障により作動せず(13年度には使用したが、いつ故障したか不明)、 10年度までの補助事業により導入したPC2を使用
		H16	PC6	可	使用	—
	a22校	H11	PC7	不可	未使用	吐出しホースの取付部分が破損し使用できない(13~15年度は 10年度までの補助事業により導入したPC3を使用)
		H16	PC6	可	使用	—
	a23校	H11	PC7	不可	未使用	吐出しホースを紛失し使用できない。
		H16	PC6	可	未使用	16年度は3週間に1回の水の交換時の清掃で十分であったため
	a24校	H11	PC7	可	未使用	16年度は新たにPC6が配置されたため
		H16	PC6	可	使用	—
	a25校	H11	PC7	可	使用	—
		H16	PC6	可	使用	—
	a26校	H11	PC7	可	使用	—
		H16	PC6	可	未使用	業者からの引渡しが遅く、使用する機会がなかったため(11年度配置のPC7を使用)
	a27校	H11	PC7	可	使用	—
		H16	PC6	可	未使用	業者からの引渡しが遅く、使用する機

区分	学校名	配置年度	配置機種	使用の可否	使用状況	未使用の理由等
						会がなかったため（11年度配置のPC7を使用）
	a 4校	H12	PC 6	可	使用	—
		H16	PC 6	可	使用	—
	a 9校	H12	PC 6	可	未使用	16年度は新たにPC6が配置されたため
		H16	PC 6	可	使用	—
1台配置されている学校	a 28校	H13	PC 6	可	未使用	10年度までの補助事業により導入したPC4を使用 したため
	a 29校	H16	PC 6	可	使用	—
	a 30校	H16	PC 6	可	未使用	10年度までの補助事業により導入したPC4を使用したため

(注) 当省の調査結果による。

また、プールクリーナーの各学校における降灰の除去という貸与目的に沿った使用頻度については、学校に記録が残っておらず、正確な使用回数を把握することができなかった。しかし、前記(2)のとおり、プールの周囲に笹等の木立が多く汚れやすい、児童数が多くプールの水が汚れやすいことを理由に貸与していること、降灰の影響のない屋内型プールであっても貸与していることなどから、各学校における夏季の降灰量の実態とプールクリーナーの降灰の除去という貸与目的に沿った使用頻度を把握した上で、プールクリーナーを貸与する必要性を改めて検討し、本貸与事業の在り方を見直すことが求められる。

(3) プールクリーナーの維持管理状況

本貸与事業により前記(2)の13校に配置された23台のプールクリーナーについて、維持管理状況を調査した結果、本体の故障又は部品の破損・紛失がみられるものが5校5台(21.7%)（前記(3)アの故障により使用していない3校3台を含む。表1-①-6参照）みられた。

しかし、市教委は、貸与契約書第4条において、「市長は、貸与されたプールクリーナーを毀損し、又は滅失したときは、速やかに日本保健会に報告するとともに、日本保健会の求めにより損害を賠償し、又は補充し、若しくは修理しなければならない」とされているにもかかわらず、故障・紛失の状況について日本保健会に報告していない。中には、a21校のように、使用不能のまま修理もされずに放置し、10年度限りで廃止された健康増進補助金の事業により配置したものを使用しているところもみられた。

表1-①-6 調査対象13校のうち、表1-①-5以外のプールクリーナーの故障状況

区分	学校名	配置年度	配置機種	使用の可否	故障・紛失の状況
平成11年度から16年度の間 に2台配置されている学校	a 20校	H11	PC 7	可(その後不可)	夏休み時点では正常に作動したが、調査時点では逆送の動作しかなかった。
	a 27校	H11	PC 7	可	リモコンが紛失

(注) 当省の調査結果による。

(4) 監査の実施状況等

市教委では、毎年8月に実施する遊具施設の安全点検のために、プールクリーナーが配置されている市内の小中学校を訪問した際に、プールクリーナーの有無は確認しているが、作動検査や

使用状況の確認は行っていないなど、市教委は、各小中学校のプールクリーナーの作動状況や使用状況について把握していない状況となっている。

なお、日本保健会では、今回の当省の調査を契機として、貸与契約終了後のプールクリーナーの取扱いについて検討するためとして、市教委に対し平成 11 年度及び 12 年度に貸与契約をした計 26 台の現況を報告するよう依頼している。それに基づいて市教委では、これら 26 台のプールクリーナーの現況調査を実施しているが、その内容をみると、使用の可否及び紛失等の状況のみの調査となっており、学校ごとの使用状況については調査していない。

市教委の調査結果を踏まえて日本保健会では、平成 15 年度末で貸与契約が終了している 11 年度貸与の P C 7 について契約期間を 16 年度末まで延長し、同じく 16 年度末で契約が終了する 12 年度貸与の P C 6 と併せて、継続的に有効活用することを条件として無償で市教委に譲渡し、また、17 年 4 月 1 日現在で故障等により機能が消滅したプールクリーナーについては廃棄処分とするとしている。

一方、平成 17 年度にプールクリーナーを配置予定の小中学校をみると、例年同様 18 校となっており、そのうち 3 校は 16 年の合併により新たに市となった区域にある学校で、他の 15 校は 12 年度に 1 台配置後 5 年経過した小中学校となっている。2 台目の配置理由について、市教委では、①平日は水泳の授業があり水の入換えが難しいことから、2 台のプールクリーナーの使用により底に溜まった汚れを除去できる、② 2 台あればより早く清掃できる、③ろ過機との併用により節水することもできるためとしているが、上記のとおり、市教委が行ったプールクリーナーの現況調査は、各学校の使用状況まで調査したものとはなっていないことから、日本保健会は、各小中学校のプールクリーナーの使用状況について把握しないまま、新たな配置先の選定を市教委に一任し、予算の枠内で一律に購入し、各小中学校に 2 台目として配置している状況となっている。

事例 1-② 生活衛生振興助成費等補助金の生活衛生振興助成事業（厚生労働省）

（事業等の概要）

理・美容、飲食等の生活衛生関係営業について、衛生施設の改善向上、経営の健全化等を通じてその衛生水準の維持向上を図り、併せて利用者及び消費者の利益を図るため、本補助金を受けた財団法人全国生活衛生営業指導センター（以下「全国センター」という。）が、生活衛生同業組合（以下「生衛組合」という。）等が実施する振興事業に対して助成するものである（平成 15 年度決算額：2,905 万円）。

（注）生活衛生同業組合は全国に 575 組合あり、そのうち毎年 15 から 17 組合に助成している（1 組合当たり平均 180 万円前後）。

（調査結果）

本助成を受けた振興事業の実施状況については、i) 過去に助成を受けずに実施した事業と同様の内容の事業に助成しているもの、ii) 助成を受けた事業の一部が、当該組合の所属する全国団体が同一年度を実施した事業と重複した内容となっているもの、iii) 他県で同種の事業を実施しているが、全国的な課題であり、全国団体が取り組んだ方がよいものなど、過去の同種・類似の事業と比べて新規性、独創性がある事業や同業種のモデル的、先駆的事业等に助成されていないものもある状況となっている。

（改善の方策）

厚生労働省は、補助金等の効果的かつ効率的な使用を図る観点から、生活衛生振興助成事業について、実施要綱等において、過去の同種・類似の事業と比べて新規性、独創性がある事業や同業種のモデル的、先駆的事业等を全国センターが選定できるような審査基準を定めるなどにより、本助成事業の重点化を図る必要がある。

1 補助金等の概要等

(1) 補助金等の概要

ア 創設年度：昭和 41 年度

イ 根拠法令：生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和 32 年法律第 164 号）

ウ 会計名：一般会計

エ 制度の概要等

生活衛生振興助成費等補助金は、公衆衛生の見地から国民の日常生活に極めて深い関係にある生活衛生関係営業（以下「生衛業」という。）について、衛生施設の改善向上、経営の健全化及び営業者の組織の自主的活動等を通じて、その衛生水準の維持向上を図り、あわせて、利用者及び消費者の利益の擁護に資するため、全国的な指導体制の整備及び生衛業の振興を図ることを目的とするものである。

本補助金は、表 1-②-1 のとおり、全国センターが補助事業者として、①都道府県生活衛生営業指導センター（以下「都道府県センター」という。）、全国生活衛生同業組合連合会（生衛組合が所属する全国団体で業種別に設置。以下「全国連合会」という。）、生衛組合に対する指導事業、指導者等研修事業等からなる生活衛生指導事業、②全国連合会や生衛組合が実施する振興を図るための事業（以下「振興事業」という。）に対する助成等からなる生活衛生振興助成事業等を対象としている。

表1-②-1

生活衛生営業指導等事業の概要

区分	内容
目的	全国連合会等に対する指導等事業、並びに生衛業の振興全般に関する事業の審査、助成、評価及び調査・研究事業を実施することにより、都道府県センター、生衛組合及び全国連合会、並びに生衛業の健全な発展と衛生水準の維持向上及び消費者の利益の擁護を図ること。
実施主体	全国センター
事業の内容	(1)生活衛生指導事業 <ul style="list-style-type: none"> i 指導事業（巡回個別指導等の事業の実施を通じて、都道府県センター及び全国連合会の健全な発展を図るもの） <ul style="list-style-type: none"> ア 連合会相互の連絡調整及び全国連合会が行う事業に対する指導事業 イ 都道府県センターが行う事業に対する連絡調整及び指導事業 ウ 都道府県センター、全国連合会及び生衛組合等に対する広報等事業 ii 消費者対応事業（標準営業約款制度の発展的な見直しを行うとともに、営業者及び消費者等に対してその普及と登録の促進を図ることにより、消費者等の利益の擁護に資するもの） iii 指導者等研修事業（経営指導員等の指導者を対象とした研修会を行い、指導者の資質の向上を図ることにより、生衛業の衛生水準の向上、経営の近代化等を推進するための経営指導体制の強化を図るもの） iv 食品リサイクル推進事業（飲食店営業、旅館業等における食品廃棄物の実態把握や減量化のための手法の検討等を行い、平成15年度において、再生利用事業計画指針を策定したことから、この指針に基づき、都道府県センターを中心として、生活衛生関係営業における効率的な食品リサイクルを構築するよう指導するもの） v 活性化促進事業 <ul style="list-style-type: none"> ア 生活衛生営業情報ネットワーク事業（生衛業に関する情報ネットワークの維持管理及び情報の蓄積を行うことにより、社会経済情勢の変化及び消費者等の需用の多様化等に対応した、正確かつ迅速な情報の提供及び経営相談・指導等の体制強化を図るもの） イ 生活衛生営業健康推進事業（健康入浴推進事業に関する検討会を設置し、入浴に関する正しい知識や、実践的な指導等に関するマニュアルを作成するもの）
	(2)生活衛生振興助成事業 <ul style="list-style-type: none"> i 生衛業振興助成事業（各全国連合会及び生衛組合が実施する振興事業に対する審査、助成及び評価等を行うことにより、生衛業の的確かつ効果的な振興を推進する事業） <ul style="list-style-type: none"> ア 各営業者の自立的な経営改善の取組みを支援するため、付加価値が高く、評価されうる経営事例を、各営業者が容易に活用できる形で事例集として収集し提供することにより、生衛業の振興に資するもの イ 各全国連合会及び生衛組合が行う振興事業に関する審査、選定、実施状況の把握、指導、評価、及び分析等の事業のうち次に掲げるもの <ul style="list-style-type: none"> (ア) サービスの拡大・向上と消費者利益の擁護のための事業 (イ) 地域社会の福祉の増進のための事業 (ウ) 雇用の拡大と人材育成のための事業 (エ) 衛生水準の向上・環境保全を図るための事業 (オ) 経営革新・技術開発のための事業 ウ イにより選定した振興事業の助成 ii 生衛業振興調査・研究事業（技術革新、雇用の拡充への対応等、経営の近代化、合理化に関する諸問題について調査検討を行うことにより、生衛業の振興に資するもの）

(注) 厚生労働省の資料に基づき当省が作成した。

(2) 予算・決算の推移

表1-②-2 生活衛生振興助成費等補助金の予算・決算の推移

(単位：千円、件、%)

区分	平成11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
予算額 (a)	205,172	177,886	271,794	272,202	268,804	263,620
決算額 (b)	205,172	177,886	271,794	272,202	268,804	263,620
(指数)	(100)	(86.7)	(132.5)	(132.7)	(131.0)	(128.4)
交付額	205,172	177,886	271,794	272,202	268,804	263,620
(全国センターへの交付額)	(205,172)	(177,886)	(102,454)	(102,862)	(268,804)	(263,620)
うち生衛組合 の実施する振 興事業に対す る助成	助成額	—	—	22,150	27,842	29,054
	申請件数	—	—	15	22	21
	交付件数	—	—	12	15	17
執行率 (b/a)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

- (注) 1 厚生労働省及び全国センターの資料に基づき当省が作成した。
 2 予算額は補正後の予算額である。
 3 「指数」は、平成 11 年度の決算額を 100 としたものである。
 4 平成 13 年度及び 14 年度の生活衛生振興助成事業の実施主体は、(社)全国生活衛生同業組合中央会である。

2 調査結果

(1) 事業の実施状況

生活衛生営業指導等事業のうち、生衛組合の実施する振興事業に対して全国センターが助成する事業（以下「全国センター助成事業」という。）は、表 1-②-3 のとおり、平成 15 年度には 16 事業に 2,905 万円の助成が行われている。

表 1-②-3 全国センター助成事業の実施状況（平成 15 年度）

事業名	生衛組合名	事業費 a (千円)	助成額 b (千円)	割合 b/a (%)
組合加盟店によるスタンプラリー事業※	B 1 組合	2,005	1,800	90.0
雇用・就業意識実態調査、若手組合員料理講習会	B 2 組合	1,775	1,764	99.4
鶏肉知識普及・啓発事業	B 3 組合	2,004	1,980	98.8
店舗近代化推進事業	B 4 組合	1,898	1,800	94.8
蕎麦知識啓発・普及事業	B 5 組合	2,419	1,800	74.4
すし券通信販売・受注システム開発事業	B 6 組合	1,800	1,800	100.0
調理技術講習会・料理コンテスト事業※	B 7 組合	3,341	1,749	52.3
経営革新支援のための事例集作成事業※	B 8 組合	1,818	1,800	99.0
飛騨・美濃料理店ガイド作成事業※	B 9 組合	2,369	1,800	76.0
映写技術習得研修事業※	B10 組合	1,801	1,800	99.9
ホームページ開設・技術普及事業※	B11 組合	2,010	1,800	89.5
地産地消推進制度普及事業※	B12 組合	2,980	1,980	66.4
消費者の健康生活支援事業※	B13 組合	1,781	1,781	100.0
自立支援型通所介護実地研修※	B14 組合	1,814	1,800	99.2
ニューヘアスタイル創作・発表事業※	B15 組合	2,654	1,800	67.8
ふれあい入浴輪投げ大会事業※	B16 組合	1,837	1,800	98.0
計	—	34,306	29,054	84.7

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 事業名欄に「※」を付したものが今回の調査対象である。
 3 生活衛生同業組合名は、「生衛組合」と省略（以下、同じ）。
 4 生衛組合は、全国に 575 組合（平成 16 年 11 月 16 日現在）あり、このうち毎年 13~17 組合に助成（1 組合当たり平均 180 万円前後）

このうち 11 事業の実施状況を調査した結果は、次のとおりである。

全国センター助成事業は、「生活衛生営業指導等事業の実施について」（平成 16 年 4 月 14 日付け健発第 0414005 号）の別紙「生活衛生営業指導等事業実施要綱」等において、各営業者の自立的な経営改善の取組を支援するため、次の 5 種類の助成対象事業に対して助成することとされている。

- ① サービスの拡大・向上と消費者利益の擁護のための事業
- ② 地域社会の福祉の増進のための事業
- ③ 雇用の拡大と人材育成のための事業
- ④ 衛生水準の向上・環境保全を図るための事業
- ⑤ 経営革新・技術開発のための事業

なお、調査した 11 事業について、助成対象事業の種類別にみると、表 1-②-4 のとおりとなっている。

表1-②-4 調査した11事業の助成対象事業の種類別実施状況(平成15年度) (単位:組合)

事業名	サービスの拡大・向上と消費者利益の擁護のための事業	地域社会の福祉の増進のための事業	雇用の拡充と人材育成のための事業	衛生水準の向上・環境保全を図るための事業	経営革新・技術開発のための事業	合計
組合加盟店によるスタンプラリー事業	○					1
調理技術講習会・料理コンテスト事業					○	1
経営革新支援のための事例集作成事業					○	1
飛騨・美濃料理店ガイド作成事業	○					1
映写技術習得研修事業			○			1
ホームページ開設・技術普及事業	○					1
地産地消推進制度普及事業	○					1
消費者の健康生活支援事業	○					1
自立支援型通所介護実地研修		○				1
ニューヘアスタイル創作・発表事業	○					1
ふれあい入浴輪投げ大会事業		○				1
合計	6	2	1	0	2	11

(注) 当省の調査結果による。

また、全国センターでは、助成金の目的や申請手続等を定めた「生活衛生営業振興推進事業助成金交付要領」(平成15年7月1日付け全生指発第64号)の中の別紙2で「助成金申請書提出にあたっての留意事項」を定め、助成金を申請する事業について計画を検討する際の留意事項として「事業効果が明確でないものや当該振興推進事業になじまないと判断される次のような事業ではないこと」と定めているなど、事業内容を限定している。

- ① 大会、組合研修、組合員の加入促進等連合会及び生衛組合の本来業務的な事業
- ② 単なる従業員研修等一般的に営業の一環と見なされる事業
- ③ ボランティア活動報酬等補助金になじまない事業
- ④ その他上記に類する事業

しかし、調査した11事業の実施状況については、表1-②-5のとおり、i) 過去に助成を受けずに実施した事業と同様の内容の事業に助成しているもの、ii) 助成を受けた事業の一部が、当該組合の所属する全国団体が同一年度を実施した事業と重複した内容となっているもの、iii) 他県で同種の事業を実施しているが、全国的な課題であり、全国団体が取り組んだ方がよいものなど、過去の同種・類似の事業と比べて新規性、独創性がある事業や同業種のモデル的、先駆的事业等に助成されていないものもある状況となっている。

なお、これらの事業の経費の執行状況等をみると、組合が近年来継続して都道府県から助成を受けて実施し定着しているものと同内容の事業であり、都道府県の助成事業では支出していなかった経費(参加組合員の事業所を使用する際の会場借料)を国の助成事業では助成金から支出している(B16組合)などとなっている状況もみられた。

表1-②-5 審査基準が必要とみられる事業の状況等（平成15年度）

No.	事業名	審査基準が必要とみられる状況等
i	組合加盟店によるスタンプラリー事業	<p>B1組合では、加入している全国連合会の料金を明示した信頼マークを周知徹底し、客に優先的に組合加盟店を利用してもらい、安全で安心して飲食できる組合加盟店の認知と業界活性化を図る目的の「サービスの拡大・向上と消費者利益の擁護のための事業」として、組合加盟店によるスタンプラリー事業を実施している。</p> <p>本助成事業の実施内容をみると、組合加盟店にスタンプカード(200枚)、ポスター(4枚)、加盟店地図(100枚)を配布し、お客に期間(歳末)内に組合加盟店2店のスタンプをもらってもらい、各支部単位で抽選し、当選者に飲食券(1,000円)を進呈、一定期間に加盟店で利用してもらうという内容で実施しているものである。</p> <p>しかし、B1組合では、本助成事業と事業内容が同様の夏祭りスタンプラリー(組合独自の事業)を同一年度を実施している。</p>
	ニューヘアスタイル創作・発表事業	<p>B15組合は、カット技術を見直し、消費者ニーズに則ったニューヘアスタイルの創作・技術の普及を図る目的の「サービスの拡大・向上と消費者利益の擁護のための事業」として、ニューヘアスタイル創作・発表事業を実施している。</p> <p>本助成事業の実施内容をみると、カット技術の開発とニューヘアスタイルの創作を目的とした理容学校生徒等によるカット技術のコンテストを開催するもので参加者の技術向上を図るためのものである。</p> <p>しかし、本助成事業は、組合独自の事業として近年来継続して実施し定着しているものと同内容の事業である(詳細は、項目2(2)の表1-②-7参照)。</p>
	ふれあい入浴輪投げ大会事業	<p>B16組合は、地域高齢者対象の大会を浴場業、行政、地域が一体で実施し、高齢者の健康増進、地域福祉を増進する目的の「地域社会の福祉の増進のための事業」として、ふれあい入浴輪投げ大会事業を実施している。</p> <p>本助成事業の実施内容をみると、65歳以上の県内高齢者を対象にふれあい入浴輪投げ大会を実施するために、毎月各浴場で予選会を行い、地区代表となった参加者が平成16年3月に市民体育館で行われた本大会に参加、競技を行っているものである。</p> <p>しかし、本助成事業は、組合が近年来継続して県から助成を受けて実施し定着しているものと同内容の事業である(詳細は、項目2(2)の表1-②-6参照)。</p>
ii	ホームページ開設・技術普及事業	<p>B11組合では、衛生管理の自主的な努力や標準営業約款登録店舗の現状等より多くの情報を消費者や組合員へ発信する目的の「サービスの拡大・向上と消費者利益の擁護のための事業」として、ホームページの開設と技術普及事業を実施している。</p> <p>本助成事業の実施内容をみると、組合のホームページを開設し、組合員店舗の住所や標準営業約款の登録店舗の紹介、新素材の紹介をするための「知って得する衣類やお洗濯の豆知識」、お客様の苦情に対応するための「クリーニングレスキュー」などを掲載しているものである。</p> <p>また、組合員及びアパレルメーカーに配布するための新素材(ラミネート加工)・技術情報(ボンディング加工)についてのリーフレットの作成(45万枚)などを行っているものである。</p> <p>また、クリーニング業の他都道府県の生衛組合のホームページ開設状況をみると、他の21都道府県の生衛組合では、独自にホームページを開設している。</p> <p>しかし、B11組合が作成した「組合ホームページ」の中のメニューの「クリーニングレスキュー」と、加入している全国連合会が15年度に実施の「クリーニング事故防止システム改良事業」は、内容が類似するものである。</p> <p>なお、「平成15年度の生活衛生営業振興推進事業審査委員会意見」の中で、「連合会が実施する事業と、生衛組合が実施する事業に似通った事業が見受けられる。全国連合会の「クリーニング事故防止システム」とB11組合のホームページの事故情報等は、統合した方が利用者である消費者にとっては分かりやすいと思われる。」とされている。</p>
iii	映写技術習得研修事業	<p>B10組合では、個々の映画館では困難な映写技術者を養成する目的の「雇用の拡充と人材育成のための事業」として、組合員が雇用している従業員を対象として映写技術習得のための講習会を実施している。</p> <p>本助成事業の実施内容をみると、映写室の維持管理業者の職員を講師として、近隣3県下の組合員が雇用している従業員28名に学科及び実技講習を行っており(延べ14日間)、自前の映写技術者を養成する従業員研修である。</p> <p>しかし、平成14年度に他県の協会も同様に「映写技術者養成研修会事業」を実施していることからみて、映写技術者の養成は、興行業界における全国的な課題であり、加入している全国連合会が全国的に取り組んで効果的かつ効率的に実施した方がよいものである。</p>

(注) 当省の調査結果による。

(2) 都道府県センター助成事業の実施状況

国及び地方公共団体は、営業者の組織の自主的活動の促進を通じて生活衛生関係営業の衛生水準の維持向上を図り、あわせて、利用者又は消費者の利益の擁護に資するため、組合、小組合及び連合会に対して必要な助成その他の援助を行うよう努めなければならないとされている（生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第 63 条の 2）。

調査した 10 都道府県センターによる生衛組合に対する独自の助成事業（以下「都道府県センター助成事業」という。）の実施状況を調査したところ、10 センターすべてにおいて実施していた。

また、都道府県センター助成事業は、都道府県の補助事業に基づいて実施している都道府県センターが多くみられるが、調査した 11 都道府県センター助成事業の事業内容を具体的にみると、表 1-②-6 及び 7 のとおり、平成 15 年度に全国センターから助成を受けて事業を行い、平成 13 年度及び 14 年度には県の補助を受けた県センターから助成を受けて同種の事業を実施している組合や全く独自に同種の事業を行っている組合がみられた。

表 1-②-6 同種事業の実施状況（B16 組合）

区 分	平成 13 年度	14 年度	15 年度
総事業費	464,900 円	399,614 円	1,837,369 円
(全国センター助成金額)	(-)	(-)	(1,800,000 円)
(県センター助成金額)	(336,000 円)	(336,000 円)	(-)
事業名称	輪投げ大会開催事業	輪投げ大会開催事業	ふれあい入浴輪投げ 10 周年記念大会事業
事業目的	生活衛生関係営業に関する老人の福祉、その他地域社会の福祉の増進のための事業	環境衛生関係営業に関する老人の福祉、その他地域社会の福祉の増進のための事業	公衆浴場での入浴は、健康維持及び心のリフレッシュに効果的である。地域高齢者を対象としたふれあい入浴輪投げ大会を浴場業、行政、地域が一体となって実施することにより、高齢者の心のリフレッシュ、健康増進を図り、地域社会の福祉の増進を図ること。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・14 年 3 月 29 日実施 ・場所：市民体育館 ・参集者：県内地域高齢者 230 名 	<ul style="list-style-type: none"> ・15 年 3 月 18 日実施 ・場所：市民体育館 ・参加者：県内高齢者 230 名 地域福祉の増進を図り、併せて公衆浴場の PR のため、高齢者輪投げ大会を実施	<ul style="list-style-type: none"> ・65 歳以上の県内高齢者を対象にふれあい入浴輪投げ大会を実施 ・各浴場で予選会を行い、地区代表となった参加者が 16 年 3 月に市民体育館で行われる本大会に参加、競技を行う。

(注) 当省の調査結果による。

表1-②-7 同種事業の実施状況 (B15 組合)

区分	平成13年度	14年度	15年度
総事業費	1,677,890 円	1,420,076 円	2,654,297 円
(全国センター助成金額)	(-)	(-)	(1,800,000 円)
(県センター助成金額)	(-)	(-)	(-)
事業名称	全国センター助成事業に同じ	全国センター助成事業に同じ	ニューヘアスタイル創作・発表事業
事業目的	全国センター助成事業に同じ	全国センター助成事業に同じ	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者の理容店サービスに求めるニーズは年々多様化、高度化し、理容技術の向上、消費者ニーズを捉える感覚が必要。 ・本事業は、理容業におけるカット技術を見直し、消費者ニーズにのっとった県独自のニューヘアスタイルの創作・技術普及を図ることにより、サービスの拡大・向上及び業界の振興に資することを目的とする。
事業内容	全国センター助成事業に同じ	全国センター助成事業に同じ	<ul style="list-style-type: none"> ・カット技術の開発とニューヘアスタイルの創作を関係団体に委嘱するとともに、競技大会各部門優勝者、理容学校生徒、メイクアップアーティスト等によるヘア・コレクションのイベントを開催。

(注) 当省の調査結果による。

事例 1－③ 疾病予防検査等委託費の顧問医師の設置経費（厚生労働省）

（事業等の概要）

財団法人社会保険健康事業財団（以下「財団」という。）は、政府管掌健康保険被保険者のために国から委託を受けて行った生活習慣病予防健診の結果、経過観察が必要な者等に対して生活指導などを行うため、財団の都道府県支部に保健師（以下「財団保健師」という。）を配置している。本設置経費は、この財団保健師が健診事後指導の方法等に関して相談するために、財団の都道府県支部に設置された顧問医師（各都道府県 1 人）の謝金を交付するものである（平成 15 年度決算額：2,820 万円）。

（調査結果）

顧問医師の業務については、財団保健師に対する指導が全活動の約 7 割を占めているところであるが、i) 健診事後指導対象者の選定は、顧問医師でなくても、財団保健師又は健診を担当した医師（以下「健診主治医」という。）が健診結果に基づき行うことが可能であること、ii) 健診結果の判定に関する顧問医師と健診主治医との調整は、厚生労働省において健診結果の判定基準の標準化が図られれば、その必要がなくなること、iii) 健診結果に係る事項については、健診主治医も財団保健師の相談に応ずることとされており、この点で健診主治医と顧問医師の業務が重複している状況がみられた。

また、顧問医師の業務実績については、i) 総じて活動が低調となっているとともに、ii) 活動実績がない月についても謝金が支出されている状況がみられた。

（改善の方策）

厚生労働省は、補助金等の効果的かつ効率的な使用を図る観点から、次の措置を講ずることにより委託費の縮減を図る必要がある。

- ① 顧問医師の業務については、財団保健師に対する指導に限定するとともに、指導内容を健診結果に係る事項以外のものとする。
- ② 顧問医師に対する謝金については、財団保健師との面談実績に応じた報酬とするなど、活動実績に応じたものとする。

1 補助金等の概要等

(1) 補助金等の概要

- ア 創設年度：昭和 14 年度
- イ 根拠法令：健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）
- ウ 会計名：厚生保険特別会計
- エ 制度の概要等

（ア）目的

政府管掌健康保険の被保険者及びその被扶養者である配偶者の健康の保持増進及び健康管理意識の高揚を図るため、政府管掌健康保険生活習慣病予防健診（以下「健診」という。）を実施すること。

（イ）実施形態等

- i 健診関係業務の実施

社会保険庁長官は、財団理事長との間で健診に関する事業についての委託契約を締結している。このうち、健診申込の受付や健診検査費請求書の確認等の業務については、各都道府県に設置されている47の財団支部（以下「都道府県支部」という。）が実施している。

委託費は社会保険庁から財団に交付されており、財団は、委託費を健康管理事業特別会計で管理し、同会計から都道府県支部に対して、健診関係の業務の実施に係る事務経費（管理費及び事業費）を交付している。

都道府県支部では、毎年度、財団から示される「健康管理事業の事業計画及び経理計画」の中の「健康管理事業の事業計画及び経理計画作成の留意事項」（以下「経理計画作成の留意事項」という。）に基づき経理計画を作成し、財団に提出している。財団では、これを基に都道府県支部に対して健康管理事業特別会計から交付金を交付している。

財団からの交付金の対象経費は、経理計画作成の留意事項に規定されている。

ii 健診の実施

健診の種類は、一般健診、付加健診、乳がん・子宮がん健診、肝炎ウイルス検査及び生活習慣改善フォローアップ健診となっている。これらの健診は、社会保険事務局長と政府管掌健康保険生活習慣病予防健診等委託契約を締結した医療機関等（平成16年12月1日現在、全国で1,530機関。以下「健診実施機関」という。）が実施している。

健診実施機関は、受診者から受診者負担分の検査費を徴収するとともに、国負担分の検査費請求書を都道府県支部に提出し、都道府県支部がその請求内容等を審査し、地方社会保険事務局が健診実施機関に対し、国負担分の検査費を交付している。

健診費用は、「政府管掌健康保険生活習慣病予防健診等の実施について」（平成14年3月26日付け庁保発第16号）の別添である「政府管掌健康保険生活習慣病予防健診実施要綱」（以下「健診実施要綱」という。）等において、健診区分ごとに受診者負担額、国負担額が規定されている（国の負担額は、当該年度において受診者一人につき一回に限って負担）。

(2) 予算・決算の推移

平成11年度以降の疾病予防検査等委託費（健診実施機関に対する検査費を含む。）の推移は、表1-③-1のとおりとなっている。

表1-③-1 疾病予防検査等委託費の推移 (単位：千円、%)

区 分	平成11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
予算額(a)	65,889,747	66,552,607	64,443,806	54,715,795	56,411,265	52,825,052
決算額(b)	62,386,192	63,365,425	63,668,226	52,376,164	52,152,366	49,037,944
執行率 (b/a)	94.7	95.2	98.8	95.7	92.5	92.8

- (注) 1 厚生労働省の資料に基づき当省が作成した。
2 予算額は補正後の額である。

2 調査結果

(1) 財団に対する委託費の推移

疾病予防検査等委託費のうち、健診実施機関に対する検査費の交付額を除いた、財団に対する委託費の交付額の推移は、表1-③-2のとおりとなっている。

表 1-③-2 財団に対する疾病予防検査等委託費交付額の推移 (単位：千円)

年度	平成 11 年度	12 年度	13 年度	14 年度	15 年度
交付額	5,722,747	6,168,336	5,715,414	5,634,714	4,950,271

(注) 財団の資料に基づき当省が作成した。

また、今回調査した 10 の道府県支部（以下「10 道府県支部」という。）に対して財団から交付された事務経費の額の推移は、表 1-③-3 のとおりとなっている。

表 1-③-3 10 道府県支部に対して交付された事務経費の額 (単位：円)

区分	平成 11 年度	12 年度	13 年度	14 年度	15 年度
C 1 支部	96,700,592	94,563,569	90,239,344	77,663,298	83,137,317
C 2 支部	82,576,688	78,012,144	85,161,748	81,467,083	86,035,271
C 3 支部	91,802,379	91,618,301	89,503,565	89,813,975	87,434,787
C 4 支部	52,719,542	59,107,973	58,608,022	54,611,161	51,846,124
C 5 支部	57,637,906	61,457,369	61,631,440	60,425,003	60,415,380
C 6 支部	94,146,759	95,380,141	93,632,594	91,685,521	87,196,192
C 7 支部	59,290,370	61,604,897	72,731,539	70,004,207	69,405,484
C 8 支部	100,473,244	108,166,072	105,455,464	80,364,237	78,677,643
C 9 支部	64,426,738	74,598,165	75,341,688	80,527,308	81,435,605
C 10 支部	97,728,486	97,609,399	97,619,506	93,806,723	88,533,286
合計	797,502,704	822,118,030	829,924,910	780,368,516	774,117,089

(注) 財団の資料に基づき当省が作成した。

(2) 健診受診者数の状況

平成 11 年度から 15 年度における健診の全国実績及び健診の対象年齢である 40 歳以上の被保険者数に占める健診実績の割合（実施率）は表 1-③-4 のとおりとなっており、健診実績及び実施率とも 15 年度に若干減少しているものの、11 年度から 14 年度まで増加傾向を示している。

表 1-③-4 健診の全国実績及び実施率 (単位：人、%)

区分 年度	40 歳以上の被 保険者	一般健診		日帰り人間 ドック		合計	
			実施率		実施率		実施率
平成 11 年度	10,951,000	2,608,812	23.8	455,178	4.2	3,063,990	28.0
12 年度	10,872,000	2,750,815	25.3	414,962	3.8	3,165,777	29.1
13 年度	10,765,000	2,757,054	25.6	438,872	4.1	3,195,926	29.7
14 年度	10,548,000	3,231,045	30.6	—	—	3,231,045	30.6
15 年度	10,371,000	3,137,157	30.2	—	—	3,137,157	30.2

(注) 1 本表は、財団の資料に基づき当省が作成した。

2 実施率は 40 歳以上の被保険者に占める健診実績の割合である。

3 「一般健診及び日帰り人間ドック」は、一次検査の実績である。なお、二次検査及び日帰り人間ドックの制度は平成 13 年度で廃止されている。

(3) 顧問医師の概要

都道府県支部では、「成人病予防健診事後指導実施要領」（平成 2 年財団策定）に基づき、健診を行った結果、健診実施要綱の別紙 2 「指導区分の基準」の指導区分 2（わずかに基準範囲を外

れているが、日常生活に差し支えがない者）及び指導区分3（日常生活に注意を要し、経過の観察を要する者）に該当する者に対し、都道府県支部の職員である財団保健師又は都道府県支部の非常勤嘱託の財団保健師による健診実施後の指導（以下「健診事後指導」という。）を実施している。

また、各都道府県支部では、「成人病予防健診における生活習慣改善指導顧問医師（非常勤）の設置要綱の制定について（通知）」（平成5年3月2日付け社健団発第21号）により財団から都道府県支部に示された生活習慣改善指導顧問医師設置要綱に基づき、健診事後指導に係る保健師活動を医学的見地から支援するため、毎年、大学医学部等卒業後5年以上臨床経験を有する者であって内科を専門とする医師を顧問医師として委嘱（委嘱者は財団理事長）しており、この者に活動実績の有無にかかわらず諸謝金として毎月50,000円を本委託費から支出している（全国で年間2,820万円の支出）。

顧問医師の業務は、i）健診事後指導対象者の選定、ii）財団保健師が行う健診事後指導の方法に関する指導（以下「財団保健師に対する指導」という。）、iii）健診結果の判定に関する健診実施機関の健診主治医との調整、iv）その他（財団保健師を対象とした都道府県支部内研修の講師等）となっている。

なお、都道府県支部では、顧問医師の業務の執行状況について、政府管掌健康保険生活習慣病予防健診生活習慣改善指導顧問医師業務状況報告書（以下「業務状況報告書」という。）により、月別の実施件数を四半期ごとに財団に報告している。

(4) 財団保健師が行う健診事後指導の実施状況

財団保健師が行う健診事後指導について、平成11年度から15年度における全国の実施状況は、表1-③-5のとおりとなっており、前記表1-③-4の健診実績と同様に、15年度に若干減少しているものの、11年度から14年度まで増加傾向を示している。

表1-③-5 全国の健診事後指導の実施状況 (単位：件)

年度 活動内容	平成11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
個別指導による指導件数	331,537	362,459	389,510	391,240	413,200
集団指導による指導件数	49,478	44,987	42,089	56,791	37,454
健康相談件数	40,079	41,136	41,374	61,905	48,215
合計 (指数)	421,094 (100)	448,582 (106.5)	472,973 (112.3)	509,936 (121.1)	498,869 (118.5)

(注) 本表は、財団の資料に基づき当省が作成した。

また、10道府県支部における健診事後指導の実施状況をみると、表1-③-6のとおり、年間約7,000件から18,000件の指導が行われている。

表 1-③-6 健診事後指導の実施状況 (平成 15 年度)

(単位：件)

支部別 活動内容	C 1 支部	C 2 支部	C 3 支部	C 4 支部	C 5 支部	C 6 支部	C 7 支部	C 8 支部	C 9 支部	C 10 支部
個別指導による指導件数	11,807	9,337	9,151	6,124	10,461	7,102	9,524	7,765	15,403	15,754
集団指導による指導件数	164	307	695	144	853	3,323	75	468	409	1,120
健康相談件数	602	373	1,015	721	831	2,004	3,181	1,585	531	892
合 計	12,573	10,017	10,861	6,989	12,145	12,429	12,780	9,818	16,343	17,766

(注) 本表は、財団の資料に基づき当省が作成した。

(5) 顧問医師の活動状況等

顧問医師の活動状況について、財団に提出された各都道府県支部からの業務状況報告書の年度ごとの集計結果によると、表 1-③-7 のとおり、平成 14 年度から 16 年度では全国で 1,088 件から 1,202 件の業務が実施されており、このうち、財団保健師に対する指導が 69% (1,088 件中 751 件) を占めている。

顧問医師の活動内容のうち、健診事後指導対象者の選定については、顧問医師でなくても財団保健師又は健診実施機関の健診主治医が健診結果に基づき行うことが可能であるほか、健診結果の判定に関する健診実施機関の健診主治医との調整については、厚生労働省において、健診結果の判定基準の標準化に係る検討が行われており、標準化が図られれば当該業務の必要がなくなるとみられる。

表 1-③-7 顧問医師の活動状況

(単位：件、%)

活動内容	年度		
	平成 14 年度	15 年度	16 年度
健診事後指導対象者の選定	194 (16.1)	191 (18.1)	156 (14.3)
財団保健師に対する指導	808 (67.2)	720 (68.3)	751 (69.0)
健診実施機関の健診主治医との調整	51 (4.2)	35 (3.3)	15 (1.4)
その他	149 (12.4)	107 (10.2)	166 (15.3)
合 計	1,202 (100)	1,053 (100)	1,088 (100)

- (注) 1 本表は、財団の資料に基づき当省が作成した。
 2 ()は、各年度の合計件数に占める割合である。
 3 平成 13 年度以前の記録は保存されていない。

また、財団における平成 15 年度の都道府県支部別の顧問医師の活動実績をみると、表 1-③-8 のとおり、年間の業務の実施件数が 12 件 (平均して 1 か月に 1 件) 以下の都道府県支部が 18 支部 (38.3%) となっており、その中には活動実績が全くない都道府県支部も 3 支部みられた。さらに、48 件 (平均しておおむね週 1 件) 以下の都道府県支部が 41 支部 87.2% (47 都道府県支部中 41 支部) となっているなど、総じて活動が低調となっている状況がみられた。

表1-③-8 都道府県支部別の顧問医師の活動実績（平成15年度）（単位：支部）

件数区分	支部数	累 計						
		12 (25.5)	18 (38.3)	32 (68.1)	37 (78.7)	41 (87.2)	45 (95.7)	47 (100)
0件	3							
1～6件	9							
7～12件	6							
13～24件	14							
25～36件	5							
37～48件	4							
49～60件	4							
60件以上	2							
合 計	47							

(注) 1 本表は財団の資料に基づき当省が作成した。
2 () は全支部数に占める比率 (%) である。

次に、10道府県支部における顧問医師の業務の実施状況について、平成15年度の業務状況報告書により調査したところ、2道府県支部（C8支部及びC7支部）については、毎月、活動実績が計上されている（C8支部：年163件、C7支部：年55件）ものの、8道府県支部では、活動実績がない月が数多く発生しているほか、表1-③-9のとおり、年間の活動件数が2件から43件（1支部当たり平均14.3件）と低調となっている状況がみられた。

顧問医師の活動内容は、財団保健師に対する指導が80.7%（114件中92件）を占めているが、毎月、活動実績が計上されているC8支部及びC7支部を含め、年間の健診事後指導件数（前記の表1-③-6参照）と比較しても顧問医師の活用状況は低くなっている。

表1-③-9 調査した10道府県支部のうち毎月活動実績が計上されていない8道府県支部における顧問医師の活動状況（平成15年度）（単位：件）

支部別 活動内容	C1 支部	C2 支部	C3 支部	C4 支部	C5 支部	C6 支部	C9 支部	C10 支部	合 計	参 考	
										C7 支部	C8 支部
健診事後指導対象者の選定	0	2	0	0	6	0	0	0	8(7.0)	26	84
財団保健師に対する指導	0	15	13	8	6	0	38	12	92(80.7)	22	73
健診実施機関の健診主治医との調整	1	0	0	0	0	0	5	0	6(5.3)	7	6
その他	1	0	0	0	3	3	0	1	8(7.0)	0	0
合 計	2	17	13	8	15	3	43	13	114(100)	55	163

(注) 1 当省の調査結果による。
2 合計欄の () は、比率 (%) である。

これら8道府県支部における顧問医師の月別の活動実績について調査したところ、表1-③-10のとおり、活動実績のない月が3か月から10か月発生（1支部当たり平均6.9か月。全月数の57.3%）しており、定例的な活動が行われていない状況となっている。

このように、活動件数が低調となっているほか、活動実績がない月も発生しているが、毎月、50,000円の謝金が顧問医師に対して支給されている。

表1-③-10 業務実施件数別の月数の状況（平成15年度）

（単位：月、％）

支部別		C1	C2	C3	C4	C5	C6	C9	C10	合計	累計			
活動回数		支部												
活動実績のない月数		10	3	10	5	6	9	3	9	55 (57.3)	71 (73.9)	83 (86.5)	90 (93.8)	96 (100)
活動実績がある月の活動件数別の月数	1件	2	2	1	6	1	3	0	1	16				
	2件	0	6	0	1	2	0	3	0	12				
	3件	0	1	0	0	2	0	4	0	7				
	4件以上	0	0	1	0	1	0	2	2	6				
	計	2	9	2	7	6	3	9	3	41 (42.7)				

(注) 1 当省の調査結果による。

2 () は、8道府県支部の年間月数96月（12か月×8道府県支部）に占める割合である。

前記の、「成人病予防健診における生活習慣改善指導顧問医師（非常勤）の設置要綱の制定について（通知）」の施行に伴い、財団から都道府県支部に対して施行した「生活習慣改善指導顧問医師の設置等について」（平成5年3月2日付け財団保健部長発事務連絡）では、「設置要綱に基づく顧問医師の業務の執行については、定例日を定めて定期的に行うことが望ましい」としており、設置当初は毎月、定期的な活動が期待されていたものの、表1-③-10のとおり、活動実績のない月が57.3%発生しているなど、顧問医師を常時設置しておく必要が希薄な状況となっている。

このように顧問医師の活動が低調となっていることに関して、調査した道府県支部の中には、財団保健師が行っている健診事後指導は生活指導が主な内容で、医学的な指導は健診を受診した際に健診実施機関の医師により行われていることから、財団保健師が健診事後指導で事業所を訪問する際に改めて顧問医師に照会することはほとんどないとしているところ（C2支部）や、財団保健師と健診実施機関の健診主治医との間で必要の都度、健診事後指導について、照会、指導等を行っていることから、顧問医師を活用する機会がほとんどないとしているところ（C1支部）がみられた。

また、C10支部では、平成13年度から15年度までの間における顧問医師の活動状況について、表1-③-11のとおり、活動実績があった月数（11か月）の約6割に当たる延べ7か月は財団保健師研修会の開催月となっており、同研修会の未開催月においては、顧問医師の活動実績が特に低調となっている状況がみられた。

表1-③-11 C10支部における顧問医師の活動実績等

（単位：月）

区分	平成13年度	14年度	15年度	計
活動実績のあった月数	4	4	3	11
研修会開催月数	2 (5月、12月)	3 (5月、7月、3月)	2 (5月、12月)	7
研修会未開催月数	2 (9月、3月)	1 (2月)	1 (10月)	4

(注) 当省の調査結果による。

このような状況が発生している原因は、顧問医師を設置している趣旨が、財団保健師が健診事

後指導に当たって、又は健診事後指導の現場で発生した医学的事項に関する懸案事項について、随時の照会に対応できるようにすることであるとみられるが、実際には、表1-③-12のとおり、おおむね四半期に1回、顧問医師を講師として開催している財団保健師の研修会における講演終了後の質疑応答時間等を利用してまとめて財団保健師からの照会を受け、指導が行われていることによるものである。

このため、懸案事項発生の都度、財団保健師から顧問医師に対して照会する例はほとんどない状況となっており、顧問医師設置の必要性が希薄な状況となっている。

表1-③-12 顧問医師による医学的指導の実施状況 (単位：件)

区 分	平成13年度	14年度	15年度
医学的指導の実績	32	15	13
研修会等を利用して実施	32	14	12
保健師からの個別照会を受けて実施	0	1	1

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 平成13年度においては、8月と3月の研修会に顧問医師が出席できなかったため、研修会会場で質問事項を取りまとめた上で、1週間から2週間後に代表の財団保健師が顧問医師に半日程度面接する形で指導を受けていることから、9月(15件)と3月(4件)の実績は、「研修会等を利用して実施」にカウントした。

C10支部では、i) 特に緊急の対応を要する懸案事項が少ないため、財団保健師が指導を受ける時期は、四半期に1回程度で十分であること、ii) 顧問医師の所在地以外に在住する財団保健師(非常勤嘱託)にとっては、懸案事項発生の都度、電話や文書により指導を受けるよりも、直接顧問医師と面会できる機会を利用した方が質問事項や指導内容の細かなニュアンスが伝わりやすいこと、iii) 研修会の機会を利用すれば、直接指導を受ける財団保健師以外に、出席した他の財団保健師も知識を習得することができることから、研修会の約1か月前に各財団保健師からの質問事項を取りまとめ、顧問医師に送付しているとしている。

一方、社会保険事務局長と健診実施機関の間で締結された健診等委託契約書では、健診実施要綱による健診の方法により、健診を行うこととされている。

この健診実施要綱では、健診実施機関は、健診を受けた者の健診記録を管理し、都道府県支部の保健師による健診事後指導のための打合せに応ずるとされており、調査した道府県支部の中には、前述のとおり、実際に財団保健師と健診実施機関の健診主治医との間で必要の都度、健診事後指導について照会、指導等を行っているとする支部がみられた。

また、調査した道府県支部の中には、制度発足当時においては、現在以上に顧問医師を活用する場があったと想定されるが、現状においては、財団保健師が必要に応じて健診実施機関の健診主治医に照会するなどして健診事後指導を実施しており、あえて顧問医師を設置する必要性は乏しくなっているとするとみられた。

このように、健診実施機関においても顧問医師の業務の大部分を占める健診事後指導の方法に関する業務と重複した内容の業務を実施することとされており、また、実際に健診事後指導に当たって健診実施機関を活用している都道府県支部もみられることから、顧問医師の設置目的である健診事後指導に係る保健師活動を医学的見地から支援する必要性は低いと判断される。

事例 1—④ 林業生産流通振興民間団体事業費補助金の学校林相談窓口における相談業務（農林水産省）

<p>（事業等の概要）</p> <p>青少年の奉仕体験、自然体験活動の充実が求められている中で、学校が管理等を行う学校林（平成 13 年度現在：全国の 3,312 校（小、中、高）で 21,030ha）の確保に必要な支援を行うため、社団法人国土緑化推進機構が実施する「学校林相談窓口における相談業務」に補助するものである（平成 15 年度決算額：1,606 万円）。</p>
<p>（調査結果）</p> <p>学校林相談窓口における相談業務は、学校林が減少してきている中、環境教育への活用を活発にさせる取組として実施されているものであるが、学校林相談窓口における相談は、投入されている経費に対して相談件数が極めて少なく、内容は様々なものの、通常業務に就きつつ相談に応ずる程度の業務量にとどまっていることから、相談窓口の設置の効果が得られているとは言い難い状況がみられた。</p>
<p>（改善の方策）</p> <p>農林水産省は、補助金等の効果的かつ効率的な使用を図る観点から、実績の低い学校林相談窓口の廃止を含め、業務の在り方について見直しを行う必要がある。</p>

1 補助金等の概要等

(1) 補助金等の概要

- ア 創設年度：昭和 40 年度（森林保全管理対策事業費）
- イ 根拠法令：なし（予算補助）
- ウ 会計名：一般会計
- エ 制度の概要等

本補助金のうち、森林保全管理対策事業費（平成 15 年度決算額 217,076 千円）は、国民参加による森林づくりを推進するための普及啓発活動の推進等を目的としたものである。このうち、学校林整備・活用推進事業（平成 14 年度創設）については、機構等が学校林整備・活用推進事業を行うために交付されている補助金である。

(2) 予算・決算の推移

表 1—④—1 学校林整備・活用推進事業の予算額及び決算額の推移 (単位：千円、%)

区分	平成 14 年度	15 年度	16 年度
予算額 (a)	47,509	40,626	35,526
決算額 (b)	47,509	40,626	35,526
執行率 (b/a)	100.0	100.0	100.0

- (注) 1 農林水産省の資料に基づき当省が作成した。
- 2 予算額は補正後の予算額である。

2 調査結果

(1) 学校林整備・活用推進事業の概要

本事業は、学校林の新規設置や活用の拡大を目的として、パンフレットや事例集、マニュアルの作成、全国の学校への配布等を実施するとともに、学校林の活用等の相談窓口の設置を行い、また、学校林における森林ボランティアによる森林保全活動の推進も行うものである（表1-④-2参照）。

表1-④-2 学校林整備・活用推進事業の趣旨

新たな林政の基本理念である森林の多面的機能の持続的発揮を実現していくためには、社会全体で森林の整備・保全を支えていくとの国民意識を醸成していくことが重要であり、このためには、特に次世代を担う青少年の森林整備活動への参加促進が重要となっている。また、近年青少年に自然体験や奉仕体験の機会を与えることの重要性が広く認識され、学校教育法等の改正において、青少年の奉仕体験、自然体験活動の充実が求められており、このための機会の一層の拡大と体制整備が急務となっている。

このような中、青少年の森林体験活動を行う上で絶好の場である学校林については、(1)その設置割合が全校校数の約1割にとどまっていることに加え、既存の学校林についても、(2)所在地が学校から離れているために活用する時間がとれない、(3)教師に森林・林業・木材の知見が乏しく指導が困難、(4)整備が遅れ学校林としての活用が困難、(5)既に成林して造林・育林等の活動がしにくいといった現状にある。

このため、学校林の確保に当たり必要な支援や、学校林における青少年の活動を活発化させるためのマニュアル作成や交流活動を行うとともに、学校林を体験活動の場として適した状態にするための森林保全管理活動や歩道等の環境整備の推進により、青少年の森林体験活動の場と機会を確保・内容の充実を図るものである。

(注) 農林水産省の資料に基づき当省が作成したもので、下線は当省が付したものである。

(2) 学校林の保有校数・面積の推移状況

学校林の保有校数及び面積の推移状況をみると、表1-④-3のとおり、学校林の減少が進行し、昭和55年度には5,692校（小、中及び高校）で29,179haあったものが、平成13年度には3,312校（昭和55年度の58.2%）で21,030ha（同72.1%）に減少している。また、平成13年度では、学校林を保有している学校は、全国の学校（文部科学省の学校基本調査による全国の小、中及び高校は40,634校）の8.2%となっている。

一方、学校林保有校（3,312校）の学校林（4,474か所）の利用状況をみると、利用されている学校林は全体の約3割であり、このうち毎月1回以上継続的に利用しているという学校林は2割弱となっており、年に1回の利用の学校林が約半数を占めている（学校林現況調査報告書（機構の平成13年度調査））。

表1-④-3 学校林の保有校数・面積の推移

(単位：校、ha)

区分		昭和55年度	60年度	平成3年度	8年度	13年度
小学校	学校数	3,215	2,757	2,699	2,284	1,980
	面積	12,597	12,677	9,302	10,599	7,336
中学校	学校数	1,776	1,390	1,244	985	820
	面積	8,761	6,889	6,230	4,781	4,237
高等学校	学校数	701	603	571	569	512
	面積	7,820	8,864	8,357	10,081	9,457
合計	学校数	5,692	4,850	4,514	3,838	3,312
	面積	29,179	28,460	23,889	25,460	21,030
	(1校当たりの平均)	(5.1)	(5.9)	(5.3)	(6.6)	(6.3)

(注) 機構の資料に基づき当省が作成した。

(3) 学校林相談窓口における相談業務

学校林整備・活用推進事業のうち学校林相談窓口における相談業務は、表1-④-4のとおり、機構及び同機構から委託を受けた都道府県緑化推進委員会（財団法人又は社団法人。以下「推進委員会」という。）に学校林相談窓口を設置するものである。また、相談事項は、学校林の新設、整備、活用等であり、窓口業務に従事するものとして、所属する職員の中から「学校林相談員」を指定している。

しかしながら、i) 平成15年度における学校林に関する相談の受付状況をみると、表1-④-4のとおり、16,055千円の経費が投入されているにもかかわらず、相談件数は、機構で5件、47推進委員会の合計で148件（1委員会当たり3.1件。ただし、相談受付実績のない推進委員会が7委員会）と極めて少ない実績にとどまっている。

また、ii) 相談内容は、制度の仕組みや補助・助成制度等に関する照会、学校林活動の事例等の照会等と様々であるが、通常業務に就きつつ相談に応ずる程度の業務量にとどまっている。

表1-④-4 学校林相談窓口における相談業務の概要及び学校林相談の内容

1. 設置目的	○ 平成14年度から小中学校で始まった「総合的な学習の時間」の実施のために、学校林の活用は不可欠なものであり、新規設置を含めた学校林の充実が望まれていることから、i) 学校林の新設に関する事、ii) 学校林の整備に関する事、iii) 学校林の活用に関する事等について、積極的に相談に応じ、説明、指導を行うこととし、学校関係者等が気楽に相談できるような開かれた窓口として、「学校林相談窓口」を設置する。																															
2. 設置場所	○ 機構 ○ 機構から委託を受けた推進委員会（全国に47委員会）																															
3. 相談員	○ 学校林相談窓口を円滑に機能させるため、「学校林相談員」として、所属する職員（臨時職員を含む。）の中から適任者を若干名指定しておき、当該窓口の業務に従事させる。 ○ なお、学校林相談員に対しては、「通常業務に就きつつ、必要に応じ相談に応ずるものとする」。																															
4. 設置年月日	○ 平成14年8月1日																															
5. 決算額	平成14年度：18,698千円、平成15年度：16,055千円、平成16年度：18,085千円																															
6. 相談実績	<p>表 学校林相談員の設置状況（平成15年度実績）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>相談員数（職員数）</th> <th>経費（技術者給等）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機 構</td> <td>14人</td> <td>13,705千円</td> </tr> <tr> <td>47委員会</td> <td>165人</td> <td>2,350千円 (1委員会当たり5万円)</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>179人</td> <td>16,055千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>○平成15年度の相談件数 ・機 構：5件 ・47委員会：148件（1委員会当たり3.1件。最高22件） (単位：委員会、%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>件 数</th> <th>0件</th> <th>1～5件</th> <th>6～10件</th> <th>11～20件</th> <th>21件以上</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委員会数 (割合)</td> <td>7 (14.9)</td> <td>33 (70.2)</td> <td>6 (12.8)</td> <td>0 (—)</td> <td>1 (2.1)</td> <td>47 (100.0)</td> </tr> </tbody> </table> <p>○平成15年度の主な相談内容（相談を受ける事項別） ・学校林の新設：森林教育の場の確保・取得方法の照会等 ・学校林の整備：学校林の整備のための補助・助成制度の照会、学校林の整備の支援要請等 ・学校林の活用：学校林の活用方法、森林環境教育の具体的な活動事例の照会、学校林活動の指導方法の照会、体験活動の用具類の調達方法の照会、指導者の紹介依頼等 ・そ の 他：学校林の管理・運営体制や支援機関に関する照会、学校周辺の町有林の利用の可能性の照会、校庭の樹木の診断・治療の照会等</p>						区 分	相談員数（職員数）	経費（技術者給等）	機 構	14人	13,705千円	47委員会	165人	2,350千円 (1委員会当たり5万円)	合 計	179人	16,055千円	件 数	0件	1～5件	6～10件	11～20件	21件以上	計	委員会数 (割合)	7 (14.9)	33 (70.2)	6 (12.8)	0 (—)	1 (2.1)	47 (100.0)
区 分	相談員数（職員数）	経費（技術者給等）																														
機 構	14人	13,705千円																														
47委員会	165人	2,350千円 (1委員会当たり5万円)																														
合 計	179人	16,055千円																														
件 数	0件	1～5件	6～10件	11～20件	21件以上	計																										
委員会数 (割合)	7 (14.9)	33 (70.2)	6 (12.8)	0 (—)	1 (2.1)	47 (100.0)																										

(注) 当省の調査結果による。

事例1-⑤ 電源立地等推進対策補助金の電源過疎地域等企業立地促進事業費補助金（経済産業省）

（事業等の概要）

電源地域のうち、一定規模以上の原子力・火力・水力発電施設又は核燃料サイクル施設が設置されているか若しくはその見込みのある市町村及びその周辺市町村において、企業立地の促進を図ることを目的として、財団法人電源地域振興センター（以下「振興センター」という。）が経済産業省から補助を受け、立地企業等に補助するものである（平成15年度決算額：36億5,313万円）。

（調査結果）

本補助事業については、補助金交付要綱等において、生産又は営業の用に直接供される施設・設備を補助対象物とし、新增設建物の延べ床面積、増加雇用者数等により補助金交付限度額を算定することとされているが、補助対象物が建物の延べ床面積や雇用者数の増加に直接結びつくことが求められていない。

今回調査した62企業が補助を受けて整備した施設・設備をみると、その対象となった範囲は広く、様々なものに交付されているが、中にはi)雇用創出効果とは直接関係ないと思われる危険防止用グラウンドフェンスや職員研修用スクリーンプロジェクターに交付しているもの、ii)雇用創出効果が生み出される増設建物ではなく、従来から整備されている工場内に補助対象物を整備しているもの、iii)すべての企業がこの補助金交付限度額を上回る金額の補助対象施設・設備を整備又は購入して補助金交付限度額の満額を受給しており、一部の企業では満額を受けられるよう、補助対象施設・設備を選定しているものがみられた。

また、補助金交付限度額の算定根拠の一つである増加雇用者数（雇用創出効果）についてみると、62企業中21企業（33.9%）において、補助金確定後、生産量の縮小に伴う退職者の不補充、経営改善を図るための減員等を理由に雇用創出効果が短期間（3年以内）しか維持できていない状況がみられた。中には、経営悪化により工場そのものが完全撤退してしまい、本事業の雇用創出効果そのものが短期間で消滅してしまっているものが4企業みられた。

（改善の方策）

経済産業省は、補助金等の効果的かつ効率的な使用を図る観点から、真に補助すべき生産・営業の用に直接供される施設・設備に限定されるよう、補助金交付要綱等において、それらに関する具体的な事項についての審査基準を定めるなどにより、本事業の重点化を図る必要がある。

1 補助金等の概要等

(1) 補助金等の概要

- ア 創設年度：平成2年
- イ 根拠法令：なし（予算補助）
- ウ 会計名：電源開発促進対策特別会計
- エ 制度の概要等

本補助金は、電源開発促進税の収入を財源として行う電源立地対策（発電用施設の設置の推進）を目的として実施するもので、電源地域のうち特定地域（一定規模以上の原子力・火力・水力発電施設又は核燃料サイクル施設の設置がその区域において行われているか若しくは行わ

れる見込みの市町村及びその周辺市町村等)の振興を図るため当該地域に立地(新設・増設)する企業等に対し、国からの交付決定の範囲内において補助金を交付することにより、企業立地の促進を図ることを目的とするものである。補助対象事業は、企業が当該年度において生産又は営業の用に直接供せられる施設(建物、構築物、建物付属設備)又は設備(機械装置、備品等)を整備する事業とされている。

本補助事業は、振興センターが経済産業省から補助を受け、振興センターから立地企業に補助(間接補助)するものである。

(2) 予算・決算の推移

表1-⑤-1 電源過疎地域企業等立地促進事業費補助金の推移 (単位:千円、%)

区分	平成11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
予算額 (a)	5,042,457	5,501,928	5,501,928	5,501,928	5,171,096	5,120,950
決算額 (b)	3,059,319	3,700,311	2,645,607	2,842,507	3,653,130	4,388,406
執行率 (b/a)	60.7	67.3	48.1	51.7	70.7	85.7

(注) 経済産業省の資料に基づき当省が作成した。

2 調査結果

(1) 補助金交付額と交付件数

平成11年度から15年度における企業からの事前審査件数、補助金交付件数及び補助金交付額の推移をみると、表1-⑤-2のとおり、近年、企業からの需要が増加してきている状況にある。

表1-⑤-2 電源過疎地域企業立地促進事業費補助金申請件数、交付件数等の推移

(単位:千円、件、%)

区分	平成11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
事前審査件数 (a)	141	204	193	159	164	240
交付件数 (b) (伸び率)	115 (100.0)	154 (133.9)	110 (95.6)	107 (93.0)	129 (112.2)	156 (135.7)
交付率 (b/a)	81.6	75.5	57.0	67.3	78.7	65.0
決算額(伸び率)	3,059,319 (100.0)	3,700,311 (121.0)	2,645,607 (86.5)	2,842,507 (92.9)	3,653,130 (119.4)	4,388,406 (143.4)

(注) 経済産業省及び振興センターの資料に基づき当省が作成した。

(3) 補助対象物(施設・設備)の整備等

本補助金は、生産又は営業の用に直接供せられる施設又は設備を整備する事業が対象とされ、
i) 当該工場、事業所等の設置が交付対象年度の前年度に完了したもの又は、当該工場、事業所等の設置が交付対象年度において行われる工場、事業所等の延べ床面積が増加(工場・事務所等の新增設)すること、ii) 雇用者数が実績報告日までに5人以上(平成16年度以降は3人以上)増加すること(以下「雇用創出効果」という。)、iii) 補助対象物(施設又は設備)の整備を、交付申請が当該年度の上期であれば当該年度の4月1日以降9月30日までに着手し3月10日までに完了すること、また、下期であれば当該年度の10月1日以降着手し3月10日までに完了すること、等が補助要件とされている。また、交付限度額の算定については、i) 生産又は営業の用に直接供される補助対象物の整備に要する費用の合計と、ii) 地域区分及び増加雇用者数ごとに設定した面積当たりの単価と建物の延べ床の増加面積とを乗じて得た額(補

助金交付限度額)の低い方の額が補助金交付限度額となる。

しかし、補助要綱等では、増加雇用者は当該補助対象物に直接関与する雇用者だけでなく、当該工場・事業所等全体の雇用者で判断することとされているものの、補助対象物と雇用創出効果の関係については特に規定されていない。

今回調査した62企業における補助対象物の内容をみると、表1-⑤-3のとおり、生産又は営業の用に直接供される補助対象物の範囲が広く、様々な施設又は設備に補助金が交付されている状況がみられる。

表1-⑤-3 調査した62企業等の補助対象物(施設又は設備)の状況

業種	企業数	主な施設又は設備(業種)
製造、販売等	41	空調・衛生設備、電気設備、製袋機、調合タンク、フォークリフト、外構工事、包装ライン製函機、搬送コンベア、ラップ包装機、セミオートシール機、選別機、凍結庫冷却機器、エキス製造プラント、BM検査装置、メタル成膜前洗浄ライン、発酵設備、パレット横架材用自動四面砲盤一式、クレーン、コンプレッサ、旋盤、キュービクル、純水製造装置、コンベアシステム、種菌前処理システム、耐久試験機、シリンダーラック、ボイラー、小型バグフィルター集塵装置等
小売	7	プレハブ冷凍冷蔵庫、冷凍機器、店舗POSシステム、冷凍、冷蔵ケース一式、給排水衛生設備、レジシステム、商品倉庫、計量包装機、製氷機、軽パン、フォークリフト、幹線動力設備、照明器具設備、屋外広告塔、広告看板、ショーケース等
福祉	4	除雪機、車両、電話交換機、外構工事、プロジェクター、業務用洗濯機、業務用乾燥機、リフト付移送車両、電気設備、給排水衛生設備
ホテル	3	客用駐車場、通信カカ、営業用自動車、空調設備、電話交換機、エレベーター工事、ユニットバス
情報通信	3	空調機、マルチビジネスフォンシステム、プロジェクター、ハイビジョンテレビ、ハイパーカラオケターミナル
放送	1	インターネットサービス設備の整備(上位接続ルータシステム、ファイアウォールシステム)
病院	1	電子内視鏡システム
大学	1	グラウンドフェンス
建設	1	廃アスファルト、廃コンクリートリサイクル破砕リサイクル設備プラント
合計	62	-

(注) 当省の調査結果による。

また、補助対象物と雇用創出効果の関係については、特に規定されていないことから、これらの中には、表1-⑤-4のとおり、i)平成12年4月から6月の間の雇用創出効果発現の後、審査依頼書を提出し事前審査を受け、審査後、雇用創出効果の発現に直接結びつかないと思われる施設(危険防止用グラウンドフェンス)を整備しており、その整備に当たっては、交付限度額の算定の根拠となる建物の延べ床面積を、グラウンドフェンス整備時には既に開校(平成12年4月)していた大学の建物全体(大学棟、管理事務所、図書館、体育館、食堂館、渡り廊下等)の面積を算定根拠として申請(平成12年12月21日)し、施設の整備費とほぼ同額の補助金交付限度額満額を受けているもの、ii)雇用創出効果の発現に直接結びつかないと思われる補助対象設備(職員研修用としてスクリーンプロジェクター(単価125万円))を申請し、これが認められているもの、iii)補助対象設備は、補助金交付額算定の対象となった増床施設内に設けなければならないとの規定はないが、雇用創出効果を生み出すと思われる補助対象設備を補助金算定の対象となった増床施設(管理棟等)の中に設置せず、従来からあった工場内に整

備しているものがみられた。

表 1-⑤-4 雇用創出効果が発現した後、審査依頼書を提出し事前審査を受け、審査後、雇用創出効果の発現に直接的に結びつかないと考えられる施設を整備しているもの等の例

企業名（所在地）	施設名	補助対象施設又は設備	事例の概要
D1 大学	大学	グラウンドフェンス	平成 12 年度に補助対象施設として整備した防球ネット（グラウンド周辺の金網フェンス）は、隣接地で運行されている列車（JR）に対する危険防止のため、JR の意向を踏まえ平成 12 年 11 月から 13 年 2 月末にかけて整備されたものであるが、12 年 4 月に既に開校している同校は、施設整備前の雇用実績（大学開校時（平成 12 年 4 月）から 12 年 6 月までの事務職員 14 人の新規雇用）を雇用創出効果人数として申請（平 12.12.21）し、振興センターでは当該グラウンドフェンスを補助対象施設として採択している。 なお、交付限度額の算定の根拠となる建物の延べ床面積は、施設整備時には既に開校していた大学の建物すべて（大学棟、管理事務所、図書館、体育館、食堂館、渡り廊下等）の面積を算定根拠としていることから、グラウンドフェンスの整備費（64,000 千円）とほぼ同額の補助金（62,865 千円）が交付されている。
D2 社	営業所	スクリーンプロジェクター	電源センターの事前審査時に職員研修用としてスクリーンプロジェクター（単価 125 万円）を申請し、これが認められている。
D3 社	本社	電子機器通信機器部品製造設備（テスター）	補助対象設備となった電子機器通信機器部品製造設備（テスター）は、同時期の設備投資全体計画の中に含まれているものであるが、増床面積の対象とされた管理棟等の中に整備せず、従来から整備されていた工場内に整備している。

（注）当省の調査結果による。

また、62 企業が整備又は購入した補助対象物（前記表 1-⑤-3 参照）の整備又は購入金額をみると、62 企業すべてが、新・増設建物の延べ床面積と雇用創出効果を基に算出した補助金交付限度額を上回る金額の補助対象物を整備又は購入しているが、一部の企業では、表 1-⑤-5 のとおり、この補助金交付限度額の満額を受けるため、補助対象物を選定している状況がみられた。

このように補助対象事業が、この補助金交付限度額の算定根拠となる新・増設建物や雇用創出効果に直接結びつくことが求められておらず、補助金交付限度額満額の受給が可能な状況となっている。

表 1-⑤-5 補助金交付限度額と補助対象物（施設又は設備）の整備等の状況

企業名（所在地）	施設名	施設又は設備	事例の概要
D4 社	ホテル	ビジネスホテル増設（エレベーター工事、ユニットバス（6）、電話交換機）	当該地域において既に営業しており、隣接する駐車場にホテルを建設 補助金交付限度額が 1,453 万円であることから、同社では交付限度額 1,453 万円の満額を受給できるように、建物の建築設備であるエレベーターやユニットバス（6）、電話交換機（計 1,456 万円）を選定

企業名 (所在地)	施設名	施設又は設備	事例の概要
D5社	カラオケボックス	情報通信営業用設備の整備 (ハイパーカラオケターミナル(10台))	補助金交付限度額が951万円であることから、同社では、交付限度額951万円の満額を受給できるように、これを超える金額の高品質の設備(ハイパーカラオケターミナル(10台)の973万円)を補助対象として選定
D6社	有料老人ホーム	老人福祉事業設備の整備 (電気設備、給排水衛生設備)	補助金交付限度額2,645万円であることから、介護付き有料老人ホームとその付帯設備の実施設計書から、有料老人ホームに関連する経費を、①建築改修工事6,512万円、②昇降設備281万円、③電気設備1,418万円、④給排水衛生設備2,147万円、⑤空調設備1,733万円、⑥外構工事134万円、⑦解体工事457万円に案分し、交付限度額2,645万円の満額を受給できるように、補助金限度額2,645万円を上回る電気設備1,418万円と給排水衛生設備2,147万円の計3,565万円を補助対象として選定
D7社	ホテル	宿泊業用施設の整備 (駐車場)	ホテルの建替えに当たり、補助金交付限度額1,097万円に見合った施設として駐車場を選定 (整備費1,150万円) 補助金交付限度額1,097万円の満額を受給できるように、68台分の駐車場整備費のうち、38台分の駐車場を補助対象設備として選定 (整備費1,150万円)

(注) 当省の調査結果による。

(2) 雇用創出効果

本補助金の交付限度額の算定根拠の一つとして、雇用者数が実績報告日までに5人以上増加すること(雇用創出効果)とされており、新規立地の場合は実績報告日現在の雇用者数とし、増設の場合は実績報告日現在の雇用者数から前年度の3月31日現在の雇用者数を減じて得た数とすることとされている。また、雇用者数は、当該補助対象事業に直接関与する雇用者だけでなく、当該工場・事業所等全体の雇用者数で判断することとされており、企業立地の促進を図る目的から、企業の初期投資を支援するため、補助金の交付対象年度のみ雇用創出効果に着目して補助金が交付されている。

平成11年度から15年度に本補助金の交付を受けた62企業(補助金交付実績:1,484,561千円(うち1企業は平成13年度及び14年度と続けて補助金交付を受けている。))を抽出し、実績報告時点から16年9月末までの雇用者数の増減状況を見ると、表1-⑤-6のとおり、62企業中21企業(33.9%)(21企業のうち1企業は平成13年度及び14年度と続けて補助金交付を受けている。)が、補助金交付後の雇用創出効果を維持できておらず、また、この21企業について、補助金交付後の雇用創出効果が何年以内で維持できなくなったかをみると、生産量の縮小に伴う退職者の不補充、経営改善を図るための減員等の理由から、実績報告時点の雇用創出効果がその後1年以内で減少したものが12企業、2年以内で減少したものが7企業、3年以内で減少したものが2企業となっており、このうち雇用創出効果そのものが1年以内で消滅してしまっているものが1企業、2年以内で消滅してしまっているものが2企業、3年以内で消滅してしまっているものが1企業の計4企業みられた。

表1-⑤-6 補助年度別調査対象企業数及び補助金交付後の雇用創出効果の維持の状況

(単位：企業)

補助年度	平成11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	計
企業数	3	10	34	13	3	63
うち補助金交付後、雇用創出効果の維持ができていない企業数	2	1	12	6	0	21
1年以内で雇用創出効果が減少した企業数	2 (その後、1年で効果消滅1企業、2年で消滅1企業)	0	6 (その後、2年で効果消滅1企業、3年で消滅1企業)	4	0	12 (効果消滅4企業)
2年以内で減少	0	1	4	2	—	7
3年以内で減少	0	0	2	—	—	2

(注) 1 当省の調査結果による。

2 ()内は、補助金交付後、雇用創出効果が減少した時点から、雇用創出効果の消滅までの年数とそれに対する企業数を示す。

この中には、表1-⑤-7-①のとおり、i) 経営悪化により工場そのものが完全撤退してしまっているもの、ii) 海外の工場に生産移管してしまったものがあり、本事業の雇用創出効果そのものが消滅し、実績報告時点の雇用者数まで確保できなくなっている状況がみられた。さらに、表1-⑤-7-②のとおり、2年続けて補助金の交付を受けているが、両年とも1年以内で雇用創出効果が維持できなくなっているものもみられた。

表1-⑤-7 雇用創出効果そのものが消滅してしまっている例

① 雇用創出効果そのものが消滅し、実績報告時点の雇用者数まで確保できなくなってしまった例

企業名 (所在地)	施設名 (設備)	補助 年度	実績報告日の 雇用者数(実績 報告日) A	実績報告後の 雇用者数の状 況(時点) B	A-B	雇用者数が減員となっ た理由等
D8社	工場(インターホザ -基盤、外観検 査システム)	平11	50人 (平12.3.31) [うち雇用創 出効果13人]	0人 (平15.3.31)	△50人	補助事業年度である平成11年度の翌々年度である13年度から漸次規模を縮小し、14年5月をもって製品生産から完全撤退している。半導体業界における値下げ競争に対応することができなくなり基板材料整備事業から撤退したとしている。
D3社	本社(テカ-)	平11	1,061人 (平12.3.6) [うち雇用創 出効果7人]	752人 (平14.3.31)	△309人	補助事業年度である平成11年度の翌々年度である13年度から海外工場(フィリピン及びタイ)に生産移管を行ったため、早期退職者優遇制度による大量退職が発生している。

② 2年続けて補助金の交付を受けているが、両年とも1年以内で雇用創出効果が維持できなくなった例

企業名 (所在地)	施設名 (設備)	補助 年度	実績報告日の 雇用者数(実績 報告日) A	実績報告後の 雇用者数の状 況(時点) B	A-B	雇用者数が維持できな くなった理由等
D9社	(平13) タービン建家、 チャップヤード上屋、解碎機 上屋、検量室 (紙・パルプ製 造設備の整備 (生産用設備2 号発電天井ク レーン、生産用 設備電磁式磁 選機) (平14) ライナー原質 建屋、パルパー 倉庫(クラフト古紙 処理設備、抄紙 機械の整備(コ ンピソーター)	平13 平14	210人 (平13.12.6) [うち雇用創 出効果13人] 228人 (平14.10.4) [うち雇用創 出効果18人]	202人 (平14.3.31) 209人 (平15.3.31)	(平13) △8人 (平14) △19人	同企業は、平成13 年度と14年度に本補 助金を受け設備を整備 しているが、それぞれ について1年以内の雇 用者数をみると、実績 報告時点の雇用者数を 下回っており、雇用創 出効果は維持されてい ない。 雇用者数が減少した 主な理由について、同 社では、生産設備導入 時に親会社等から出向 してきていた社員が、 生産設備の安定化に伴 い親会社等に戻ったた めであるとしている。 また、現時点では、生 産ラインの増設がない と、継続的に雇用創出 効果を維持することは 難しいとしている。

(注) 当省の調査結果による。

今回調査した企業においては、補助金額確定前に監査はすべて実施されているものの、当該監査以降は、補助事業者から雇用創出効果について報告させる仕組みにはなっていないため、振興センターでは、補助金額確定後、21企業のような工場の閉鎖、移管等に伴い雇用創出効果を短期間しか維持できていない企業を把握していない。

事例 1-⑥ エネルギー使用合理化設備等導入促進対策費補助金の省エネルギー診断事業（経済産業省）

（事業等の概要）

財団法人省エネルギーセンター（以下「省エネセンター」という。）が省エネルギー（以下「省エネ」という。）意識の付与・高揚・普及による省エネの推進を図るため、一定規模以上のエネルギー使用事業所（以下「事業所」という。）を対象として行う省エネ診断事業に対して補助するものである（平成 15 年度決算額：6,617 万円）。

（調査結果）

ビルの省エネ診断を実施する対象事業所は、予算の範囲内において先着順に採択されており、必ずしも省エネ効果が高いとみられる事業所が優先的に選定されているものとはなっていない。

このような状況において、省エネ診断実施後の事業所における省エネ診断に基づく改善提案の改善率（改善提案に対する改善された割合）をみると、事業所の運用により改善実施可能な提案については半数程度、回収投資（省エネ設備の導入、設備の改修等によって省エネ効果が現れ、投資金額の回収を図ることができる投資）によって実現可能な提案については4分の1程度の改善にとどまっているなど、省エネ診断に基づく改善提案の改善率が低調で、事業目的である省エネの更なる推進が必要な状況となっている。

一方、省エネ政策として国が押し進めている E S C O 事業者（E S C O 推進協議会会員 139 社）等も、省エネ診断を無料で実施しているところもあり、その診断内容は、本事業により省エネセンターが実施する診断とほぼ同じ内容となっている。この E S C O 事業者等は、省エネ診断から改修工事、導入設備の運転管理に至るまで包括して携わることができることから、当初から省エネ機器の導入等を検討している事業所にとっては、最初から E S C O 事業者に省エネ診断を依頼した方がより効果的かつ効率的に省エネ機器の導入等を図ることが可能な状況となっている。

（注） E S C O 事業とは、ビルや工場などの建物の省エネに関する包括的なサービス（省エネ診断、設計・施工、導入設備の保守・運転管理、事業資金調達など）を E S C O 事業者が提案し、それによって削減された光熱水費の中から E S C O サービス料と顧客の利益を生み出す事業である。

（改善の方策）

経済産業省は、補助金等の効果的かつ効率的な使用を図る観点から、省エネ診断の対象事業所の採択に当たっては、E S C O 事業者等民間活力を十分活用しつつ、省エネ意識は高いが、人材不足等のためエネルギー管理の取組が十分ではないものの、本診断事業に基づく運用面での改善提案等の実施により相当程度の省エネ効果が見込まれる中小ビルや店舗等を選定するなど、本事業の重点化を図る必要がある。

1 補助金等の概要等

(1) 補助金等の概要

- ア 創設年度：平成 5 年
- イ 根拠法令：なし（予算補助）
- ウ 会計名：石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計
- エ 制度の概要等

本補助金は、省エネセンターが行うエネルギー使用の合理化推進事業に必要な経費について補助することにより、エネルギーの使用合理化のための設備等の導入を促進し、エネルギー資

源の有効利用の確保と国民経済の健全な発展に資することを目的とするものである。

本補助金のうち、省エネルギー設備等導入促進情報公開対策等事業は、ビルにおけるエネルギー使用合理化推進事業、工場及び事業場におけるエネルギー使用合理化の推進事業、住宅のエネルギー使用合理化の推進事業等を内訳とするものであるが、今回調査したものは、表1-⑥-1の「ビルにおけるエネルギー使用合理化推進事業」のうちの「ビルの省エネルギー診断事業」である。

表1-⑥-1 ビルにおけるエネルギー使用合理化推進事業の概要

事業の内訳	内 容
パンフレットの作成	ビルの省エネ診断を行った結果などをパンフレットとして作成・配布し、省エネ意識の付与・高揚・普及により省エネの推進を図る。
ビルの省エネルギー診断事業	業務用ビル等の事業所に省エネの専門家を派遣し、現地調査を行うことにより診断指導を行い、省エネ意識の付与・高揚・普及による省エネの推進を図る。
スマートオフィス省エネ情報提供	省エネ型のオフィスにおける業務スタイルの確立のために、「快適なオフィス環境」「快適な省エネ対応型ビジネスウェア」「先進的省エネ型オフィス事例」を普及啓発する。
ビルにおけるエネルギーの使用に係る実態調査及び情報提供事業	業務用ビルのエネルギー消費が大きく伸びると予想される中、大型商業施設、ホテル、病院等におけるエネルギーの使用の実態を調査し、その結果について情報提供を行う。
ビルのエネルギー管理実態調査・情報提供事業	ビルの省エネ意識の普及のため、ビルのオーナー、テナント、設備管理者を対象とした研修・シンポジウムを開催し、またパンフレットの作成・配布による啓蒙を行う。
ESCO 導入促進のための情報提供及び調査事業	ESCO 事業に関する広報資料を作成し、地方経済局単位ごとに（約 21 会場）説明会を実施するとともに、展示会（4 か所程度）等を通じて、パンフレットを一般向けに配布する。さらに、自治体への ESCO 事業普及に関する検討委員会を 4 回程度開催し、検討結果を報告書としてまとめる。

(注) 経済産業省の資料に基づき当省が作成した。

(2) 予算・決算の推移

表1-⑥-2 省エネルギー設備等導入促進情報公開対策等事業費の推移 (単位:千円、%)

区 分	平成 11 年度	12 年度	13 年度	14 年度	15 年度	16 年度
予算額 (a)	2,802,071	2,521,863	3,090,321	3,390,321	3,776,142	3,365,864
決算額 (b)	2,552,894	2,281,339	2,515,442	2,870,819	3,170,676	2,733,057
執行率 (b/a)	91.1	90.5	81.4	84.7	84.0	81.2

(注) 1 経済産業省の資料に基づき当省が作成した。
2 予算額は補正後の予算額である。

2 調査結果

(1) ビルの省エネルギー診断事業の概要

京都議定書や、平成 14 年 6 月 7 日に改正され 15 年 4 月 1 日に施行されたエネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和 54 年法律 49 号。以下「省エネ法」という。）においては、一定規模以上のエネルギー使用事業所（オフィスビル、庁舎（政府機関、地方自治体）、ホテル、病院、一般商業ビル、学校群、研究機関等の建物等の業務用ビル）に対して、省エネ対策、エネルギー管理の強化を推進することを求めている。

こうした中、省エネセンターでは、本補助金等の交付を受けて、このような一定規模以上のエネルギー使用事業所を対象に、ビルの省エネルギー診断事業（以下「省エネ診断」という。）を実施している。平成 17 年 2 月に発効した京都議定書を踏まえて政府が策定した京都議定書目標達成計画（平成 17 年 4 月 28 日閣議決定）では、省エネセンターの省エネ診断により見込まれる排出削減量を約 2.6 万 k 1 / 年（平成 15 年度における省エネ診断による改善提案実績をベースとして積算）としており、平成 22 年度の達成に向けて同計画を着実に実施していくことが求められている。

省エネ診断は、「業務用ビル等の事業所に省エネルギーの専門家を派遣し、現地調査を行うことにより診断指導を行い、省エネ意識の付与・高揚・普及による省エネルギーの推進を図ること」を目的としており、受診希望者からの申込みを受け、事前にビルの構造、電力使用量等を把握した上で、省エネの専門家（エネルギー使用合理化専門員（注））を派遣し、管理体制作り、エネルギー費削減管理に役立つ計測とデータの活用方法、設備上の問題点を無料でアドバイスするとともに、エネルギー費の削減額の予測や経済性を考慮した改善策を提案するというものである（平成 15 年度ビルの省エネ診断事業補助金交付実績：66,172 千円、受診企業数 177）。

（注） エネルギー使用合理化専門員は、エネルギー管理士等のエネルギー管理に関する資格・技術を有する者で、専門員を希望する者は省エネセンター本部に申し出て、省エネセンターの審査を受けた上で、省エネセンター会長から委嘱を受け登録される（専門員は現役の会社員、退職者、自営業者等で、平成 17 年 4 月 1 日現在で全国に 500 名が登録されている。）。実際に派遣される者は、①居住地域、②診断対象ビルの設備内容（専門員の専門分野）、③経験（経験の豊かな者（主担当）と新人等経験の浅い者（副担当）を組み合わせる。）を勘案して登録者の中から選任される。派遣者は 2 名（熱担当 1 名、電気担当 1 名）でチームを組む（省エネセンターの支部の職員も同行する。）。

謝金は、主担当で 1 日当たり 23,000 円から 48,000 円、副担当で 20,000 円から 35,000 円となっている（金額の差は受診企業の規模、設備等の内容による。）。

（2） 省エネ診断事業の実施状況

省エネ診断の対象事業所等は、予算の範囲内において先着順に採択されており、必ずしも省エネ効果が高いとみられる事業所が優先的に選定されているものとはなっていない。

今回調査した 49 事業所（平成 13 年度又は 14 年度に受診している企業等）のうち、受診後の診断結果報告書等関係資料が保管されていた 45 事業所における改善率（改善提案に対する改善された割合）をみると、表 1-⑥-3 のとおり、事業所における省エネの取組み強化が求められているにもかかわらず、全体で改善率は 38.3% と低調となっている。

また、省エネ診断では、受診事業所に対して、3 項目（「運用によって実施可能な提案」、「回収投資（省エネ設備の導入、設備の改修等によって省エネ効果が現れ、投資金額の回収を図ることができる投資）によって実施可能な提案」、「改修・改築時に実施可能な提案」）の区分により提案を行うこととされている。45 事業所における提案区分別の改善率をみると、事業所等の運用により改善実施が可能な提案であっても、半数程度（53.4%）の改善にとどまっており、回収投資によって実施可能な提案でも、改善率は 20% 台にとどまっており、省エネ診断の改善効果は低いものとなっている。

表1-⑥-3 調査した45事業所における受診後の改善状況 (単位:件、%)

区分	運用によって実施可能な提案	回収投資によって実施可能な提案	改修・改築時に実施可能な提案	合計
提案数	118	76	59	253
改善数	63	21	13	97
改善率	53.4	27.6	22.0	38.3

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「回収投資によって実施可能な提案」は、省エネ機器等の改修等を行う場合の設備投資額、資金の回収年数、年間低減金額について提示可能な提案をいう。

さらに、これを1企業当たりの改善率で見ると、表1-⑥-4のとおり、45企業のうちの33企業(73.3%)が改善率50.0%未満となっており、1企業当たりの改善効果をもても低い企業が多い状況となっている。このうち11企業(24.4%)については、改善率が0.0%であり全く改善が図られていない。

表1-⑥-4 調査した45事業所等における1企業当たりの改善状況 (単位:社、%)

区分	0.0%以上25.0%未満	25.5%以上50.0%未満	50.0%以上75.0%未満	75.0%以上100.0%未満	合計
企業数	19	14	6	6	45
構成比	42.2	31.1	13.3	13.3	100.0

(注) 当省の調査結果による。

このように改善率が低調となっている原因等をみると、例えば、表1-⑥-5のとおり、i) 提案内容が事業所の実情に即した現実的な提案とはなっておらず、改善が図られていないもの(e1事業所)、ii) 提案内容が大規模改修等予算措置を伴うものが多く、これらについて設備投資額、資金の回収年数や年間低減金額についての算定根拠等についての説明もないことから改善が図られていないもの(e2、e3、e4事業所)、iii) 省エネセンターの診断後、民間事業者の省エネ診断を再度受診して、実際に取り付ける省エネ設備、金額の具体的な説明を受けた上で改善を図っているもの(e5事業所)、があるなど、省エネ診断結果を端緒にした改善が図られていないという状況がみられる。

なお、回収投資によって実施可能な提案については、受診事業所に対して、設備投資額、回収年数が提示されることとなっているが、今回調査した45事業所のうち、回収投資によって実施可能な提案がされている34事業所の提案内容をみると、設備投資額、回収年数の提示がされているものが19事業所、示されていないものが12事業所等となっている(3事業所については、事業者が診断結果概要書等を紛失してしまっており不明)。

表1-⑥-5 調査した45事業所等における改善提案に対する改善措置の例

区分	事業者等名	施設名	改善提案	改善状況
i	e1事業所	本庁舎	<運用にて実施可能な提案> ①冷却塔補給水地下水料金減免措置(トイレ用水を地下水からポンプアップして使用しているが、この蒸発分を市に減免申請したらよいのではないかと提案) <改修・改築時に実施可能な提案> ②太陽光支援装置の導入	本庁舎は、昭和35年に建築され、各種設備が古く、改善提案事項として提示したのは2事項のみであるが、費用対効果等を十分に分析、検討し、対象事業所の実情に即した現実的な提案とはなっていないとして、当該2事項について、まったく改善措置を講じていない。
ii	e2事業所	ホテル	<運用にて実施可能な提案>	①、③、④、⑤、⑧については改

区分	事業者等名	施設名	改善提案	改善状況
			①管理組織の整備とPDC Aサイクルの実施による省エネルギー効果 ②空気比の管理 ③自販機照明の間引き <回収可能な投資にて実施可能な提案> ④AHU（空調機）の風量調整 ⑤客室の節水 ⑥トランスの統合 ⑦客室の空調管理 ⑧照明の節電 <改修・改築時に実施可能な提案> ⑨ポンプの変流量化 ⑩照明の高効率化 ⑪省電力型業務用冷蔵庫の導入 ⑫エスカレータの省電力化	善したが、その他の事項については、多額の設備投資が必要である等の理由から改善措置を講じていない。 <u>提案の内容が大規模な設備投資が必要なものが多く、また、建築物の構造や営業形態等当社の実情に即したものはなっていない。民間企業としては、減価償却も終わっていない設備を更新して、新たな設備を導入することは困難であるし、今般の経済状況から容易に導入に踏み切れるものではない。</u> このような点から、現実的に改善策を講じさせようとするならば、投資金額や回収期間等を具体的に提示してもらわなければ説得力がないと思われる。また、全般的な印象として、診断内容の説明や事後フォローが不足していると思う。内容が専門的であり、事後的なフォローがないと、診断報告書を受領するだけで終わってしまう可能性があると思う。 （関係者意見）
ii	e 3 事業所	本庁舎	<運用にて実施可能な提案> ①管理組織の整備とPDC Aサイクルの実施による省エネルギー効果 <回収可能な投資にて実施可能な提案> ②温風暖房機への変更と空調環境の改善	①、②について、未改善 特に、②については、本庁舎（平成4年1月竣工）の大規模な改造を要する事項であり、実現は極めて困難であったため、検討すら行われていない。 また、設備投資額、回収年数についての提示なし。
ii	e 4 事業所	本庁舎	<運用にて実施可能な提案> ①管理組織の整備とPDC Aサイクルの実施 ②電気室の温度を5℃上げる <回収可能な投資にて実施可能な提案> ③ポンプ、ファンの回転数制御（インバーター化） ④外気の取り入れ、冷温水のバックアップ回路をクローズ式とする ⑤西面、東西面へのブラインドの設置 <改修・改築時に実施可能な提案> ⑥地域熱供給への変更	①、②、⑤については改善 <u>省エネ診断報告書には年間低減金額の算定根拠に関する記載がなく、事業者もどのような内容の提案を受けたのか把握できていないため、当該提案に関する具体的な算定根拠等について、事業者が把握できるよう明確にする必要があると思われる。</u> また当該調査の結果、省エネ診断後に診断結果に対する説明会があったが、フォローアップアンケートに応えたにもかかわらずアンケート結果が受診企業に送付されていない。省エネ診断実施だけでなく、診断後のフォローアップについても的確に行っていく必要があるとみられる。
iii	e 5 事業所	本社	<運用にて実施可能な提案> ①デマンド監視装置を活用し目標電力を定め、電力管理を行うこと <改修・改築時に実施可能な提案> ②搬送機器の更新時インバータ採用 ③低損失変圧器等の導入 ④照明器具を磁気式から He インバータ器具に交換	①のみ改善（②、③、④については建物の更新時期に行いたいと考えているが、財政的に厳しいため難しい。省エネ設備に対して助成があるならば考えるが、診断員からも具体的な話はなかったとのこと。） e 5 事業所では、電力会社からの呼び掛けもあって電気・空調の無料診断を受診している。診断には冷暖房工事等を行っている。電力会社も同席し、実際に取り付ける場合の費

区分	事業者等名	施設名	改善提案	改善状況
				用等の具体的な話まで聞け、非常に有用だったとしている。 具体的な提案事項としては、現在の空調システムはターボ冷凍機による全館を1系統としたものであるため、部屋ごとの細かな調整は出来なくなっているものを、個別空調方式に変更するというもので、現在計画が進行中である。(関係者意見)

(注) 当省の調査結果による。

また、省エネセンターでは、省エネ診断の提案に対する改善措置状況について、診断してから約1年後に受診した企業に対してフォローアップアンケート調査を実施し、改善措置状況、想定省エネ量、エネルギー消費量の減少・増加の要因等の分析結果等を取りまとめている。

なお、平成13年度及び14年度分については、分析結果を受診企業に送付していたが、15年分については受診企業に送付していない。

しかし、平成13年度から15年度に実施した省エネ診断に対するフォローアップアンケート調査の回収状況は、表1-⑥-6のとおり、毎年50%前後となっており、改善効果の把握が不十分な状況となっている。また、平成15年度に実施した省エネ診断に対するフォローアップアンケート調査結果では、エネルギー消費量の減少、増加の要因等の分析までは行っておらず、その結果についても、受診事業所への送付を中止するなど、取組が低調となっている。

表1-⑥-6 フォローアップアンケート調査の回収状況 (単位:社、%)

区分	平成13年度	14年度	15年度
受診企業数	156	189	177
回答企業数	72	107	103
回収率	46.2	56.6	58.2

(注) 本表は、省エネセンターが作成した「ビル診断フォローアップアンケート分析まとめ」に基づき当省が作成した。

ちなみに、フォローアップアンケート結果における改善措置状況は、表1-⑥-7のとおり、当省の調査結果と同様の状況となっている(当省の調査結果(前記表1-⑥-3)と同様の傾向)。

表1-⑥-7 フォローアップアンケート結果における受診後の改善措置状況 (単位:件、%)

区分	運用によって実施可能な提案			回収投資によって実施可能な提案			改修・改築時に実施可能な提案			合計		
	平13	平14	平15	平13	平14	平15	平13	平14	平15	平13	平14	平15
提案数	162	222	239	114	201	205	86	152	177	362	575	621
改善数	93	123.5	112.5	19	65	47	16	31	35.5	128	219.5	205
改善率	57.4	55.6	51.3	16.7	32.3	22.9	18.6	20.4	20.1	35.4	38.2	33.0

(注) 1 本表は、省エネセンターが作成した「ビル診断フォローアップアンケート分析まとめ」に基づき当省が作成した。

2 改善数のうち、実施予定と回答したものについては、仮定実施率として実施予定の回答件数の50%の件数を改善件数に入れ込んでいる。

(3) ESCO事業者等におけるビル及び工場の省エネ診断

京都議定書目標達成計画によると、エネルギーを消費する事業者・個人等の各主体は、自らの

活動に関連して排出される二酸化炭素の総合的な抑制を目指して様々な取組を行うこととされており、その一つとして、建築物の省エネ性能の向上を図るためにESCO（Energy Service Company）事業を活用した省エネ機器・設備の導入等を促進することが謳われている。

国が推進しているESCO事業とは、ビルや工場などの建物の省エネに関する包括的なサービス（省エネ診断、設計・施工、導入設備の保守・運転管理、事業資金調達など）をESCO事業者が提案し、それによって得られる省エネルギー効果をESCO事業者が保証し、削減した光熱水費の中からESCOサービス料と顧客の利益を生み出す事業である（このESCO事業が導入できる対象施設は、業務用ビル（オフィスビル、庁舎（政府機関、地方自治体）、ホテル、病院、一般商業ビル、学校群、研究機関等の建物、工場設備等）が対象となっている。）。

また、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構では、表1-⑥-8のとおり、事業者が省エネルギーを推進するための技術の導入、取組を行う事業について、必要な費用の一部を補助しており、ESCO事業者等との協力事業も対象にしている。

表1-⑥-8 エネルギー使用合理化事業者支援事業の概要

対象事業者	全業種
事業概要	・省エネ効果の見込める省エネ設備・技術の導入 ・原則単年度事業（特に必要と認める場合2年度事業とすることができる。）
補助対象範囲	省エネルギーに係る設備及び工事一式
補助率	1/3（事業者単独事業） 1/2（複数事業者連携事業） ただし、1事業当たり、補助金の上限は5億円

（注）本表は、省エネセンター等の資料に基づき当省が作成した。

ESCO事業者等数（ESCO事業者のほかには省エネ機器の導入等のノウハウがあり将来的にESCO事業者になろうと考えている民間事業者も含む。）の経年推移をみると、表1-⑥-9のとおり、平成10年度と17年度とを比較すると、8.7倍の伸びとなっている。

表1-⑥-9 ESCO事業者等数の推移 （単位：社、％）

区分	平成10年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
ESCO事業者数（伸び率）	16 (100.0)	91 (568.8)	112 (700.0)	116 (725.0)	128 (800.0)	139 (868.8)

（注）1 本表は、ESCO推進協議会及び経済産業省の資料に基づき当省が作成した。

2 平成10年度から16年度までの数字は、ESCO推進協議会会員数（各年度末現在）でESCO事業者のほかには省エネ機器の導入ノウハウをもつ民間事業者で将来的にESCO事業者となろうと考えているものも含む。

また、平成15年度において企業が行った省エネ改修工事等の受注額に占めるESCO事業導入受注額の割合は、表1-⑥-10のとおり、全体の63.4%となっており、15年度のESCO事業の受注額及び受注件数は、10年度と比較してそれぞれ35倍、4倍と増加している。また、エネルギー使用合理化事業者支援事業を活用したESCO事業の件数は11年度と比較して10倍となっている。

表1-⑥-10 省エネルギー改修工事受注額の推移

(単位：億円、件)

区分	平成10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
省エネ改修工事受注額(a)	170	186	265	449	515	557
うちESCO事業導入受注額(伸び率)(b)	10 (100.0)	19 (190.0)	36 (360.0)	74 (740.0)	140 (1400.0)	353 (3530.0)
b/a×100	5.9%	10.2%	13.6%	16.5%	27.2%	63.4%
上記bのESCO事業導入受注件数(伸び率)	54 (100.0)	122 (225.9)	143 (264.8)	225 (416.7)	144 (266.7)	230 (425.9)
エネルギー使用合理化事業者支援事業を活用したESCO事業の件数(伸び率)	—	4 (100.0)	4 (100.0)	8 (200.0)	33 (825.0)	42 (1050.0)
エネルギー使用合理化事業者支援事業の全採択件数	—	31	35	70	120	111

(注) 本表は、経済産業省の資料に基づき当省が作成した。(ESCO推進協議会会員107社(平成16年6月)を対象に集計したもの)

ESCO事業の導入に当たって、企業はまずESCO事業者が実施する省エネ診断を受けることとなる。この省エネ診断は、ESCO事業者との契約前に行われるもので、ESCO事業を導入しない場合であっても無料で受診することができる場所もある。

省エネセンターでは、国が導入を推し進めているESCO事業に関して、全国各地での「ESCO事業説明会」の実施、各種講演会への講師派遣、パンフレットの制作等を行うとともに、ESCO事業に関する調査研究、ESCO推進協議会(会員139社(平成17年3月末現在))への支援(省エネセンターは、この任意団体であるESCO推進協議会の事業運営を支援)等を行っている。

ちなみに、ESCO事業者が実施する省エネ診断をみると、表1-⑥-11のとおり、省エネセンターが実施する省エネ診断とほぼ同じ内容のものとなっているが、無料診断後の詳細調査(対象施設等によっては有料)、省エネ改修工事の見積もり金額等の提示、省エネ改修工事の実施、省エネ効果の検証、保守等、民間事業者が包括して携わることができるものとなっており、当初から省エネ機器の導入等を検討している事業者にとっては、最初からESCO事業者に省エネ診断を依頼した方が効果的かつ効率的に省エネ機器の導入等を図ることが可能であると考えられる。

一方、省エネセンターの省エネ診断については、診断後、省エネ改修工事を行いたい場合には、民間事業者に再度調査を依頼し、工事費などの見積もりを徴する必要がある、二度手間とならざるを得ない面があるとしている事業者等がみられた。

表1-⑥-11 省エネセンターとe6事業者の診断内容等の比較

区分	省エネセンター	e6事業者
対象施設	省エネ法における第二種エネルギー管理指定工場（燃料等1,500kl/年以上、電気600万kwh/年以上）以上のエネルギー使用事業所	特に、対象施設の限定はしていない。
診断方法	<p>診断申込み後、省エネセンターが基礎データ（エネルギー管理状況、エネルギー使用量等）について事前に把握するため、事前調査書を企業に作成してもらい診断日前までに返送してもらう。</p> <p>診断は1日かけ、エネルギー使用合理化専門員2名で調査を行う。</p> <p>専門員は調査の最後に現時点における講評を行い、その際、すぐにでも実施可能な省エネ提案については、診断終了後ただちに実施するよう指導する。</p> <p>専門員は診断結果概要書等を作成し、後日郵送する。</p> <p>受診企業が希望すれば専門員が企業に出向き説明する。</p> <p>なお、受診後1、2年後に提案に対する改善状況についてのフォローアップアンケートを実施（平成15年度：回収率58.2%（103/177））し効果を把握。</p>	<p>省エネ診断には、簡易診断と詳細診断とがあり、簡易診断までは原則無料。</p> <p>簡易診断では、お客様が診断日当日までに電気、ガス、水道等エネルギー消費量等既存の資料（領収書でも可）を用意しておいてもらい、診断は半日程度かけ、2、3名で現地を調査。</p> <p>後日、診断結果（提案内容、エネルギー削減量、削減額、設備投資額の概算額等）について説明。</p> <p>簡易診断を行った後、お客様の要望で、具体的な機器の導入、見積もり、ESCO事業導入等について詳細に知りたいということであれば、詳細調査（対象施設等によっては有料。）を行うこととなる。この詳細診断では、設備投資額、回収年数、効果等の具体的な内容を提示。</p>
診断内容	診断結果から「運用にて実施可能な提案」、「回収可能な投資にて実施可能な提案」、「リニューアル時に実施可能な提案」の三つの視点から、改善事項別にエネルギー削減量、低減金額、設備投資額、回収年数等が示される。	<p>「設備改善」、「運用改善」、「節エネルギー」の三つの視点から調査・分析し提案する。（三つの視点別に対象機器、改善項目、概要、エネルギー削減量、低減金額、設備投資額、回収年数等が示される。）</p> <p>診断結果からESCO事業が早期に可能と考えられる等の施設についてはESCO導入可能性調査を実施。</p> <p>簡易診断の内容は、省エネセンターの無料診断の内容とほぼ同じ。</p>
診断実績	（平成14年度）189企業	<p>[簡易診断実績]</p> <p>（平成14年度）8企業</p> <p>（平成15年度）26企業</p> <p>（平成16年度）52企業</p>

（注）当省の調査結果による。

事例 1－⑦ 農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給金（国土交通省）

（事業等の概要）

市街化区域において、居住環境が良好で家賃が適正な賃貸住宅の供給促進及び水田の宅地化を図るための特定賃貸住宅の建設資金に対してその利子を農協等の融資機関に補給するものである（平成 15 年度決算額：32 億 691 万円）。

（注）本補給金は、融資の償還期間 25 年以上のうちの当初 10 年間について、補給するものである。

（調査結果）

本補給金を含む公的資金を利用した世帯用民間賃貸住宅の建設実績が減少しており、市街化区域内の農地転用も減少している。

このような中で、全国における本補給金の新規交付実績は大幅に減少しており、交付実績額の高い調査対象 11 都県における新規交付実績も大幅に減少している。

また、この 11 都県において、建設年度の新しいものを中心に 56 団地を抽出し、団地の設定状況や特定賃貸住宅の建設状況を調査したところ、交付に当たっての一団地の要件の一つである水田要件又は賃貸住宅要件を計画どおり達成できていないものがみられるなど不適切な状況がみられた。

（注）水田要件とは、一団地に占める宅地化された水田の面積が一定以上であることをいい、賃貸住宅要件とは、一団地に占める賃貸住宅の割合が一定以上であることをいう。

（改善の方策）

国土交通省は、補助金等の効果的かつ効率的な使用を図る観点から、補給金の縮減を図るため、新規採択を中止するとともに、既存分のうち、団地要件を達成できていないものについては、早急に厳正かつ適切な措置を講ずる必要がある。

1 補助金等の概要等

(1) 補助金等の概要

ア 創設年度：昭和 46 年度

ただし、本補給金の根拠である農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法（昭和 46 年法律第 32 号。以下「農住利子補給法」という。）は、過去 7 回延長され、現在は、平成 11 年度末に制度変更の上で 18 年 3 月末まで延長。

イ 根拠法令：農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法（農住利子補給法）

ウ 会計名：一般会計

エ 制度の概要等

農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給金（以下「農住利子補給金」という。）は、大都市地域等の住宅不足の著しい地域において農地所有者等がその農地を転用して行う賃貸住宅の建設等に要する資金の融通について、政府が利子補給金を支給することにより、居住環境が良好で家賃が適正な賃貸住宅の供給を促進するとともに、水田の宅地化を図ることを目的としている（農住利子補給法第 1 条）。

農住利子補給金の制度の概要は、表 1－⑦－1 のとおりであり、農地その他の宅地以外の土地を所有する者や特定賃貸住宅を建設するために宅地以外の土地を宅地造成した土地を所有する者等（以下「農地所有者等」という。）が、農業協同組合（以下「農協」という。）等の融

資機関の融資を受けて、農地を転用した賃貸住宅（以下「特定賃貸住宅」という。）を建設する場合に国が当該融資機関と利子補給契約を結ぶことにより、利子補給を行う制度である。また、特定賃貸住宅とは、都市計画区域に係る市街地区域（都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 7 条第 1 項）において建設されるもので、面積や戸数等一定の要件に適合した一団地の住宅の全部又は一部をなすと認められるものである。

表 1-⑦-1 農住利子補給金の概要（平成 16 年度現在）

区 分	内 容 等																																				
対象地域	次の 1 から 6 に掲げる土地の区域の全部又は一部を含む都市計画区域に係る市街化区域 1 三大都市圏の既成市街地、近郊整備地帯及び都市開発区域等 2 新産業都市の区域 3 工業整備特別地域 4 旧高度技術工業集積地域 5 地方拠点都市地域 6 都の区域又は道府県庁所在の市若しくは人口 25 万以上の市の区域 また、上記 1 から 6 に掲げる都市計画区域と密接な関連のある都市計画区域で、国土交通大臣が指定するものに係る市街化区域																																				
団地要件	1 規模要件（一団地の規模） ⇒ 面積が 0.25ha 以上又は住宅戸数が 25 戸以上 ただし、東京・大阪圏の一定地域以外においては、0.5ha 以上又は 50 戸以上 2 賃貸住宅要件（賃貸住宅割合） ⇒ 敷地面積が 2 分の 1 以上又は賃貸住宅の戸数割合が 2 分の 1 以上 3 水田要件（一団地の面積の 2 分の 1 以上又は 0.1ha 以上の水田の宅地化を伴うこと） ただし、大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法（昭和 63 年法律第 47 号）、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和 50 年法律第 67 号）、農住組合法（昭和 55 年法律第 86 号）、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成 5 年法律第 52 号）、公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）及び高齢者の住宅の居住の安定確保に関する法律（平成 13 年法律第 26 号）（以下、これらを総称して「特例法」という。）において、水田要件を免除する旨の特例が設けられている。																																				
特定賃貸住宅の敷地要件	○ 現況及び地目の一方が宅地以外の土地であれば、農住利子補給金の融資が可能 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">地目</th> <th colspan="2">農 地</th> <th rowspan="2">その他宅地以外の土地</th> <th rowspan="2">宅 地</th> </tr> <tr> <th>田</th> <th>畑</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <th rowspan="2">現況</th> <th>農 地</th> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <th>田</th> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <th>畑</th> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <th colspan="2">その他宅地以外の土地</th> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <th colspan="2">宅 地</th> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> </tbody> </table> （注） 1 「○」は農住利子補給金の融資が可能、「×」は同融資が不可であることを表す。 2 「その他宅地以外の土地」とは、山林、原野等である。	地目		農 地		その他宅地以外の土地	宅 地	田	畑	現況	農 地	○	○	○	○	田	○	○	○	○	畑	○	○	○	○	その他宅地以外の土地		○	○	○	○	宅 地		○	○	○	×
地目				農 地				その他宅地以外の土地	宅 地																												
		田	畑																																		
現況	農 地	○	○	○	○																																
	田	○	○	○	○																																
畑	○	○	○	○																																	
その他宅地以外の土地		○	○	○	○																																
宅 地		○	○	○	×																																
規模、構造及び設備の基準	○ 各戸の床面積は 50 m ² 以上 125 m ² 以下で、かつ、居住室が 2 以上 ○ 構造は、耐火構造、準耐火構造、不燃組立構造 ○ 各戸の設備は台所、水洗便所、浴室、収納及び洗面設備を備えたもの																																				
融資対象者	1 農地その他の宅地以外の土地を所有する個人 2 特定賃貸住宅を建設するために宅地以外の土地を宅地造成した土地（宅地）を所有する個人 3 1 又は 2 に定める個人と同一生計の同居親族 4 住宅を建設して賃貸する事業を営む会社でその構成員の過半数が 1、2 又は 3 に該当するもの																																				
融資条件等	1 融資機関 農業協同組合、農業協同組合連合会、銀行、信用金庫、信用協同組合又は信託会社 2 融資条件 ○利率：（利子補給期間中）年 2.90%（平成 16 年 11 月末現在）、（その他の期間）変動金利 ○償還期間：25 年以上（据置期間 1 年以上を含む）																																				
補助内容	利子補給利率：年 0.70%（平成 16 年 11 月末現在） 利子補給期間：10 年（注：償還期間 25 年以上のうちの当初の 10 年間）																																				

（注）農住利子補給法等関係法令、農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給金交付要綱（昭和 47 年 2 月 8 日付）

け建設省住建発第7号)及び国土交通省の資料に基づき当省が作成した。

(2) 予算・決算の推移

表1-⑦-2 農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給金の予算額(補正後)及び決算額の推移
(単位:千円、%)

区分	平成5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
予算額 (a)	5,272,600	5,957,746	6,539,347	6,346,093	6,323,756	5,896,489
決算額 (b) (指数)	5,240,533 (95.1)	5,905,643 (107.2)	6,424,897 (116.6)	6,209,924 (112.7)	6,186,481 (112.3)	5,791,542 (105.1)
執行率 (b/a)	97.5	99.1	98.2	97.9	97.8	98.2
区分	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
予算額 (a)	5,636,657	5,470,339	5,103,066	4,129,288	3,395,376	2,702,000
決算額 (b) (指数)	5,509,874 (100.0)	5,381,622 (97.7)	4,833,188 (87.7)	3,964,949 (72.0)	3,206,909 (58.2)	2,629,875 (47.7)
執行率 (b/a)	97.8	98.4	94.7	96.0	94.4	97.3

(注) 1 国土交通省の資料に基づき当省が作成した。

2 予算額は補正後の予算額である。

3 「指数」は、平成11年度(現行の農住利子補給法の延長直前の時点)の決算額を100としたものである。

2 調査結果

(1) 賃貸住宅需要及び農地転用の減少等

ア 賃貸住宅供給の推移と公的資金需要の動向

農住利子補給金の目的である賃貸住宅の供給状況の推移をみると、表1-⑦-3のとおり、賃貸住宅の需要はほぼ横ばいである。ただし、近年の賃貸住宅の着工の傾向としては、単身者又は独身者用の床面積の小さい賃貸住宅の建設が多いとみられ(都県意見等)、新規着工された賃貸住宅の1戸当たりの床面積でも、平成11年度に53.2㎡であったものが、16年度には47.4㎡に減少しており(表1-⑦-3参照)、本補給金の交付対象とならない床面積の小さい賃貸住宅が増えてきていると推測される。

一方、世帯用の民間賃貸住宅を建設する場合に交付される公的資金としては、農住利子補給金のほか、i)住宅金融公庫の融資、ii)都道府県の建設費補助(特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づく特定優良賃貸住宅供給促進事業)がある。

しかしながら、表1-⑦-3のとおり、賃貸住宅の建設に当たって公的資金の利用は減少してきており、今回調査した11都県の建設費補助の中には、当該補助制度を休廃止している都県や補助実績のない県も多い(休廃止が3都県、近年実績がないところが6県)。

以上のように、本補給金を含め、公的資金を利用した賃貸住宅の建設実績は、減少してきている。

表1-⑦-3 賃貸住宅の供給状況の推移

(単位:戸、㎡、%)

区分	平成10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
全 国 (指 数)	443,907 (104.2)	426,020 (100.0)	418,200 (98.2)	442,250 (103.8)	454,505 (106.7)	458,708 (107.7)
うち公的資金 (指 数)	111,287 (85.9)	129,623 (100.0)	99,477 (76.7)	86,595 (66.8)	77,874 (60.1)	83,251 (64.2)
1戸当たり床面積	51.2	53.2	53.0	51.4	50.0	48.8
調査対象都県 (指 数)	161,970 (103.1)	157,058 (100.0)	153,524 (97.7)	160,432 (102.1)	166,364 (105.9)	175,824 (111.9)

(注) 1 国土交通省の資料(建築着工統計調査)に基づき当省が作成した。

- 2 「全国」及び「調査対象都県」欄は、建築着工統計調査（国土交通省）の「貸家（賃貸住宅）」の戸数であり、世帯用集合住宅のほかに、単身者・独身者用や戸建住宅なども含まれている。
- 3 「指数」は、平成11年度を100としたものである。
- 4 平成16年度では、戸数が467,348戸、1戸当たり床面積が47.4㎡となっている。

イ 農地転用の推移

農住利子補給金の目的である農地転用（農地法（昭和27年法律第229号）第4条及び第5条に基づく届出（注））の面積の推移をみると、表1-⑦-4のとおり、農地転用の面積は、近年、減少してきており、現在は、農地転用が最も多かった時期（昭和48年から52年）の半分以下となっている。

（注）農地法第4条及び第5条に基づく届出とは、市街地区域（都市計画法第7条第1項の市街化区域と定められた区域で、同法第23条第1項の規定による協議が調ったものをいう。以下同じ。）内にある農地（水田及び畑）を農地以外のものにする場合に、あらかじめ農業委員会に届け出ることをいう。

表1-⑦-4 農地転用（面積）の推移 （単位：ha、％）

年 区分	昭和48年 ～52年	53年～57年	58年～62年	昭和63年 ～平成4年	5年～9年	10年～14年
全 国	47,360.7	34,707.3	30,880.7	36,799.3	30,750.4	22,152.9
<年度平均> (指数)	<9,472.1> (100.0)	<6,941.5> (73.3)	<6,176.1> (65.2)	<7,359.9> (77.7)	<6,150.1> (64.9)	<4,430.6> (46.8)
うち、水田 <年度平均>	5,263.2 <100.0>	3,649.1 <69.3>	3,022.1 <57.4>	3,668.0 <69.7>	2,959.3 <56.2>	2,113.2 <40.2>
調査対象都府県 <年度平均>	12,686.4 <2,537.3>	9,102.6 <1,820.5>	8,398.7 <1,679.7>	12,668.6 <2,533.7>	8,837.3 <1,767.5>	6,199.8 <1,240.0>

- （注）1 農林水産省の資料（農地移転実態調査（昭和48年から60年）、利用権設定等実態把握調査（昭和56年から60年）又は土地管理情報収集分析調査（昭和61年以降））に基づき当省が作成した。
- 2 「指数」は、全国で農地転用の届出が最も多かった「昭和48年～52年」を100としたものである。

(2) 農住利子補給金の交付実績等の減少

予算額（補正後）及び決算額（注1）の推移をみると、前記表1-⑦-2のとおり、毎年度9割以上の執行率とはなっているが、決算額でみると、平成16年度は11年度（現行の農住利子補給法の延長直前の時点）の半分以下となっている。

農住利子補給金に基づくこれまでの建設戸数（全国計）の推移をみると、最も建設戸数が多かった平成7年度が7,702戸であったのに対し、15年度は657戸まで激減している（表1-⑦-5参照）。

表1-⑦-5 本補給金に基づくこれまでの建設戸数（全国計）の推移 （単位：戸）

年度 区分	昭和46 ～50年度	51～55	56～60	昭和61～ 平成2年度	3～7	8～12	13～15
建設戸数	6,613	6,554	9,696	20,396	35,664	18,059	2,512
<年度平均>	<1,323>	<1,311>	<1,939>	<4,079>	<7,133>	<3,612>	<837>

- （注）1 国土交通省の資料に基づき当省が作成した。
- 2 最も建設戸数が多かった年度は平成7年度の7,702戸であり、12年度は1,687戸、15年度は657戸と近年は、最も多かった年度の10分の1以下となっている。

今回調査した11都県（注2）における農住利子補給金の交付実績の推移をみると、表1-⑦-6のとおり、平成16年度の本補給金による新規建設戸数は、12年度の8.0%、金額は5.4%と激

減している。また、平成 16 年度に新規交付を受けている都県は 11 都県中 3 県にすぎない。継続中のものについても、民間金融機関の貸付金利の低金利等を背景とした繰上げ償還の増加により、減少してきている。

- (注 1) 農住利子補給金は、償還期間 25 年以上の条件の融資が対象となるが、本補給金を支給すべき融資残額は、起算日から 10 年間における対象融資の残高とされ（農住利子補給法第 6 条）、本補給金の支給の年限は当該利子補給契約をした会計年度以降 12 年度以内とする（農住利子補給法第 3 条）。このため、本補給金の予算額（補正後）及び決算額には、当該年度の新規分のほかに、継続中のものも含まれている。
- (注 2) 調査した 11 都県の平成 15 年度における農住利子補給金の交付金額は全国の 63.4%に当たる。

表 1-⑦-6 調査した 11 都県における利子補給金の交付実績の推移 (単位：件、円、%)

区 分	平成 12 年度	13 年度	14 年度	15 年度	16 年度	
新規建設戸数 (指数)	978 (100.0)	906 (92.6)	495 (50.6)	504 (51.5)	78 (8.0)	
利子補給金額	新規 (指数)	20,384,293 (100.0)	13,726,558 (67.3)	8,045,805 (39.5)	21,933,388 (107.6)	1,101,331 (5.4)
	継続 (指数)	3,398,415,958 (100.0)	3,054,504,216 (89.9)	2,486,733,917 (73.2)	2,011,341,252 (59.2)	881,006,814 (25.9)
	計 (指数)	3,418,800,251 (100.0)	3,068,230,774 (89.7)	2,494,779,722 (73.0)	2,033,274,640 (59.5)	882,108,145 (25.8)

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 「新規」とは、当該年度に新たに利子補給を行ったものの額であり、「継続」とは、当該年度より前から利子補給を行ってきているものの額である。
 3 「指数」は、平成 12 年度を 100 としたものである。

(3) 団地の設定や特定賃貸住宅の建設等の状況等

ア 特定賃貸住宅の現況

今回調査した 11 都県において、平成 14 年度から 16 年度までの間で新規に建設された特定賃貸住宅について団地別の建設戸数をみると、表 1-⑦-7 のとおり、一団地当たりの建設戸数は 4 戸から 34 戸で、10 戸以下が 60%を占めており、小規模な団地を建設している場合が多い。

表 1-⑦-7 11 都県における特定賃貸住宅の団地別の建設戸数（平成 14 年度から 16 年度までの間の新規建設） (単位：団地、%)

区 分	5 戸以下	6 戸 ～10 戸	11 戸 ～15 戸	16 戸 ～20 戸	21 戸 ～25 戸	26 戸以上	計
団地数	21	42	26	11	3	2	105
割合 (累計)	20.0 (20.0)	40.0 (60.0)	24.8 (84.8)	10.5 (95.3)	2.8 (98.1)	1.9 (100.0)	100.0

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 最も少ない戸数は 4 戸 (19 団地)、最も多い戸数は 34 戸 (1 団地)。戸数が 8 戸となっている団地数が最も多い (24 団地)。
 なお、戸数が多い団地の中には、室数の少ない建物を複数棟建設しているものもある。

また、11 都県において、原則、建設年度が新しいものを中心に 56 団地を抽出して調査したところ、表 1-⑦-8 のとおり、団地面積が 1 ha 以上のものが 39 団地 (69.6%) みられた。これら 39 団地についてみると、18 団地 (46.2%) は特定賃貸住宅が団地内に点在して存在しており、また、32 団地 (82.1%) は特定賃貸住宅の面積が団地面積の 20%未満で、5%未満となっている団地が 11 団地みられるなど、特定賃貸住宅の建設面積に比して広大な団地設定

となっているものが多く、特に、継続（特定賃貸住宅が既に設置されているもの）の場合にはその傾向が顕著となっている。

なお、今回抽出調査した 56 団地における特定賃貸住宅の構造をみると、不燃組立構造（注）のものが 35 団地（62.5%）と多くなっている（表 1-⑦-8 参照）。

（注）「不燃組立構造」とは、耐火構造の住宅（建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 9 号の 2 に掲げる基準に適合する住宅）及び準耐火構造の住宅（耐火構造の住宅以外の住宅で、建築基準法第 2 条第 9 号の 3 イ若しくはロのいずれかに該当するもの又はこれに準ずる耐火性能を有する構造の住宅）以外の住宅で、構造耐火上主要な部分（建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 1 条第 3 号に規定するものをいう。）に不燃性の材料を用い、かつ、組立工法その他の簡易な施工方法により建設する住宅のうち国土交通大臣が認定するものをいう（農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法施行規則（昭和 46 年建設省令第 18 号。以下「農住利子補給法施行規則」という。）第 4 条）。

表 1-⑦-8 抽出調査した 56 団地の団地設定の状況（単位：団地、%）

建設位置		団地面積				計
		0.25ha 以上 0.5ha 未満	0.5ha 以上 1ha 未満	1ha 以上	うち 2ha 以上	
特定 賃貸 住宅	1 棟のみ建設	4 (100.0) [30.8]	4 (30.8) [30.8]	5 (12.8) [38.4]	1 (4.4) [7.6]	13 (23.2) [100.0]
	2 棟以上が 隣接して建設	0	8 (61.5) [33.3]	16 (41.0) [66.7]	5 (21.7) [20.8]	24 (42.9) [100.0]
	2 棟以上が 点在して建設	0	1 (7.7) [5.3]	18 (46.2) [94.7]	17 (73.9) [89.5]	19 (33.9) [100.0]
	計	4 (100.0) [7.2]	13 (100.0) [23.2]	39 (100.0) [69.6]	23 (100.0) [41.1]	56 (100.0) [100.0]

- （注） 1 当省の調査結果による。
 2 団地面積が 10ha 以上のものが 4 団地あり、最も大きいものは 16.7ha である。
 3 56 団地について、新規・継続（特定賃貸住宅が既に設置されているもの）の別をみると、次のとおりとなっている。

区分	抽出 調査数	団地面積別			建設場所別		
		0.25ha 以上 0.5ha 未満	0.5ha 以上 1ha 未満	1ha 以上	1 棟のみ建設	2 棟以上を 隣接して建設	2 棟以上が 点在して建設
新規	33	4	11	18	13	18	2
継続	23	0	2	21	0	6	17
計	56	4	13	39	13	24	19

- 4 団地面積が 1ha 以上の 39 団地における特定賃貸住宅の建設面積の割合は次のとおりであり、最も割合が大きいものは 37.8%（団地面積が 1.1ha）となっている。

区分	5%未満	5%以上 10%未満	10%以上 20%未満	20%以上 30%未満	30%以上	計
団地数 (割合)	11 (28.2)	11 (28.2)	10 (25.6)	4 (10.3)	3 (7.7)	39 (100.0)

- 5 今回抽出調査した特定賃貸住宅の構造は次のとおりとなっている。

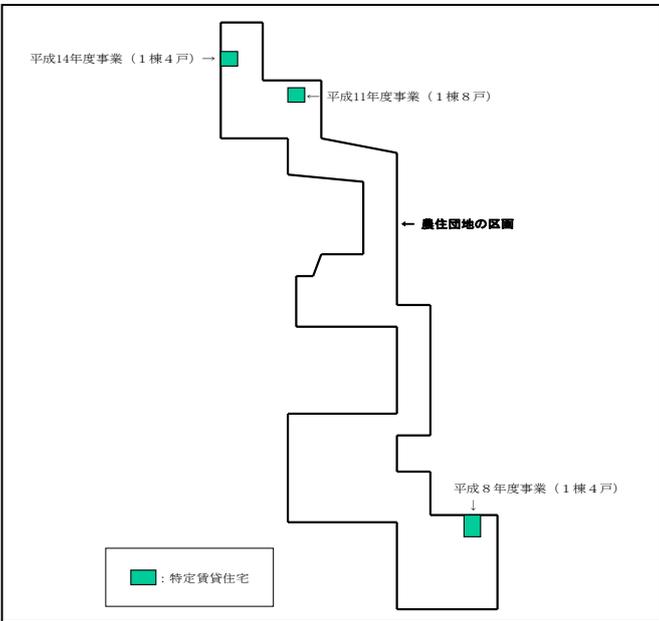
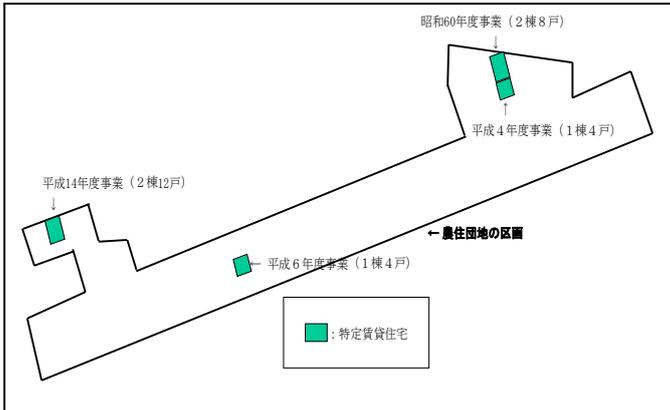
構造別	団地面積			計
	0.25ha 以上 0.5ha 未満	0.5ha 以上 1ha 未満	1ha 以上	
耐火	4	4	7	15 (26.8)
準耐火	0	0	6	6 (10.7)
不燃組立	0	9	26	35 (62.5)
計	4	13	39	56 (100.0)

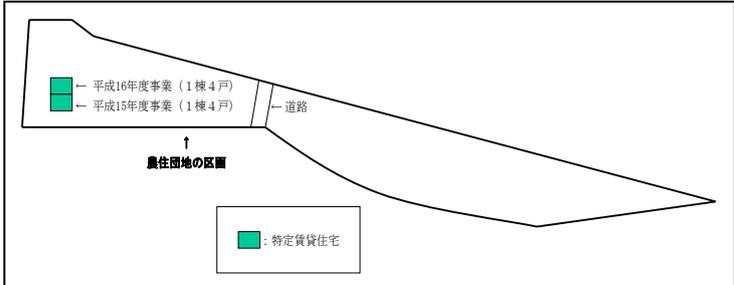
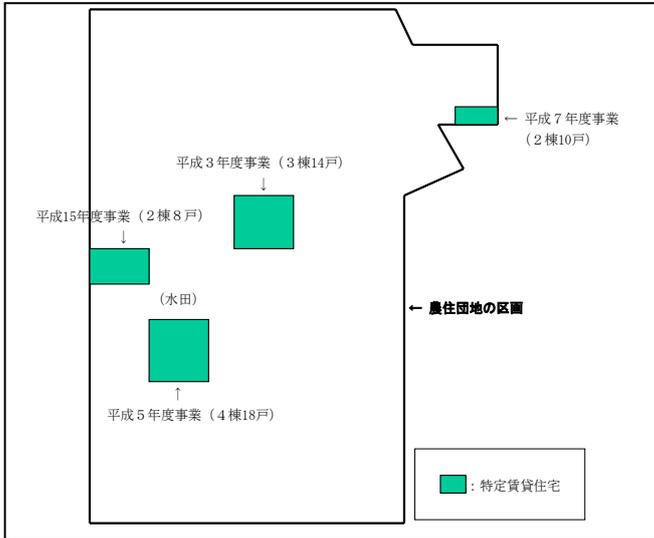
イ 団地の設定や特定賃貸住宅の建設等の状況

特定賃貸住宅の建設に当たっては、農住利子補給法等においては、団地要件（対象地域、規模、賃貸住宅割合及び水田の宅地化）や特定賃貸住宅の敷地要件（地目及び現況がともに宅地でなければ可）が規定されている（前記表 1-⑦-1 参照）。

今回調査した 56 団地における団地の設定状況や特定賃貸住宅の建設状況をみると、表 1-⑦-9 のとおり、規模要件、賃貸住宅要件又は水田要件の団地要件を満たすように団地区画の設定が行われている。

表 1-⑦-9 団地の設定の状況 (例)

団地名	事例の概要
i f 1 農住団地 (平成 13 年度事業)	<p>本団地は、面積 12.35ha で南北に細長い形状 (中央は東西が数 10m) をしている。特定賃貸住宅建設のために団地を設定しようとしたが、周辺に水田が少なく、水田要件を満たす見込みがないため、既存の団地を拡張し、当該申請地を取り込むような形に団地を形成し対応したものである。その拡張の際には、賃貸住宅割合の制限 (賃貸住宅戸数\geq持家及び賃貸住宅の合計戸数\times2分の1) をクリアする必要があるため、持家の多い区域は団地に含まず、なるべく賃貸住宅の多い区域を選んで団地を含めていくなどの方法を使った。その結果、平成 8 年度に 2.77ha であったものが、2 回の拡張で 12.35ha (南北 1400m、東西 260m) に拡大している。また、建設された特定賃貸住宅は、南北に細長い団地の北端と南端に点在して建築されている。</p> 
ii f 2 農住団地 (平成 14 年度事業)	<p>本団地は、面積が 11.14ha で東西に細長い形状をしている。本団地の特定賃貸住宅は、昭和 60 年度事業及び平成 4 年度事業として団地の東側に計 12 戸、6 年度事業として中央の西寄りに 4 戸、14 年度事業として西側に 12 戸を建設している。このうち、東西両端の特定賃貸住宅は、東西に長方形に伸びた両端の北側に突き出した区域に建設されている。また、建設された特定賃貸住宅は、東西に細長い団地の東側と中央と西側に点在して建築されている。</p> 

団地名	事例の概要
iii f 3 農住団地 (平成15年度事業)	<p>本団地は、面積2.16haで東西に細長い形状をしている。</p> <p>本団地の特定賃貸住宅は、平成15年度事業として団地の西端に4戸(1棟2階建て)を建築している(平成16年度も4戸計画していたが、未設置)。本団地は、中央に道路があり、その西側(特定賃貸住宅のある区域)には他に賃貸住宅がなく、9戸の持家があるのみであり、東端の49戸の賃貸住宅(特定賃貸住宅以外)を加え、賃貸住宅要件(敷地面積の2分の1以上又は戸数割合が2分の1以上)を達成させている。</p> 
iv f 4 農住団地 (平成15年度事業)	<p>本団地は、面積11.27haでほぼ長方形の形状をしている。</p> <p>本団地は、平成3年度からの継続団地で、5年度、7年度及び15年度にも申請が行われ、平成7年の申請時には団地の拡大も行われている。本団地の形成に至る経緯は、i)平成3年度の団地設定時に、3棟14戸の特定賃貸住宅が建設され、その後、5年度に4棟18戸が建設された。ii)平成7年度には、団地の隣接区域に2棟10戸の申請があったが、当該区域は市街化区域の東端にあり、団地形成が不可能であったため、申請地を含むように既存の本団地を拡大している。iii)その後、平成15年度に2棟8戸が建設されている。これら特定賃貸住宅は、団地の西側中央に水田を挟んで6棟24戸(平成5年度及び15年度事業)、中心部の北東寄りに3棟14戸(3年度事業)、北東の端に2棟10戸(7年度事業)に点在して建築されている。なお、団地の南東方向には持家が多い。</p> 

(注) 当省の調査結果による。

また、団地設定に当たっては、水田要件(一団地の面積の2分の1又は0.1ha以上の水田の宅地化を伴うこと)が団地要件の一つとされている(農住利子補給法第2条第2項第2号)。この水田要件については、当該特定賃貸住宅のみでは満たすことができない場合、同一団地内の他の土地(水田)に、将来、賃貸住宅、個人住宅が建設されることをもって水田要件を満たすとする計画となっているものがある。今回調査した11都県における水田要件の達成状況をみると、表1-⑦-10のとおり、当省の調査時点においても、水田要件を達成できていないものが

34 団地（うち5年以上未達成のものが26 団地で、中には10 年以上未達成のものが2 団地）みられた。このほか、賃貸住宅要件の未達成が6 団地（石川県、岡山県及び福岡県内の団地で、このうち5 年以上未達成のものが5 団地で、中には10 年以上未達成のものが2 団地）みられた。その一方で、水田要件又は賃貸住宅要件を達成しないまま農住利子補給金の支給期間が終了している又は繰上げ償還されているもの（大分県の3 農住団地）がみられた。

なお、水田要件については、市街化区域農地の一戸当たり農地の賦存率の減少等から、0.25ha 以上の水田を確保することが困難となってきたこと等の事情に対応するため、平成3 年度に、現行の0.1ha に緩和されている。

表1-⑦-10 水田要件を達成できていないもの

都県名	水田要件を未達成のもの
東京都	—
愛知県	f 5 農住団地（平成13 年度の新規団地）では、利子補給契約の対象となった特定賃貸住宅だけでは水田要件が達成できないことから（水田宅地化面積：0.06ha）、他の者が平成15 年度に行う一般賃貸住宅（特定賃貸住宅以外の賃貸住宅。以下同じ。）の建設による水田の宅地化（0.07ha）を予定していたが、15 年度に予定していた他の者が一般賃貸住宅の建設を見合わせているため、当省の調査時点では、3 年間水田要件を達成できていない。 このほか、水田要件を達成できていないものが1 団地（未達成期間は5 年未満）ある。
石川県	f 6 農住団地（平成15 年度の新規団地）では、利子補給契約の対象となった特定賃貸住宅だけでは水田要件が達成できないことから（水田宅地化面積：0.03ha）、平成16 年度に一般賃貸住宅の建設による水田の宅地化（0.07ha）を予定していたが、一般賃貸住宅の建設は行われていないため、当省の調査時点では、1 年間水田要件を達成できていない。 このほか、水田要件を達成できていないものが10 団地（未達成期間が5 年未満のもの4 団地、5 年以上のもの6 団地）ある。
岐阜県	—
兵庫県	—
岡山県	f 7 農住団地（平成6 年度の新規団地）では、利子補給契約の対象となった特定賃貸住宅だけでは水田要件が達成できないことから（水田宅地化面積：0.03ha）、事業者本人が平成8 年度に第2 次の特定賃貸住宅の建設を予定していたが、家族からの反対を受け、建設が延期されているため、当省の調査時点では、10 年間水田要件を達成できていない。 このほか、水田要件を達成できていないものが7 団地（未達成期間はすべて5 年以上）ある。
山口県	f 8 農住団地（平成8 年度の新規団地）では、利子補給契約の対象となった特定賃貸住宅だけでは水田要件が達成できないことから、他の者が平成10 年度に行う特定賃貸住宅の建設による水田の宅地化を予定していたが、10 年度に予定していた他の者が入居不安のため建設を見合わせているため、当省の調査時点では、8 年間水田要件を達成できていない。
香川県	f 9 農住団地（平成11 年度の新規団地）では、利子補給契約の対象となった特定賃貸住宅だけでは水田要件が達成できないことから（水田宅地化面積：0.09ha）、事業者本人が平成12 年度に隣接地に特定賃貸住宅を建設する予定であったが、その後、自宅敷地（所在地は市街化調整区域内）が道路建設用地として買収されることとなり、自宅建設が必要となったため、特定賃貸住宅を建設せず、当省の調査時点では、5 年間水田要件を達成できていない。 なお、2 年間に分けて賃貸住宅を建設し、両年度の事業を実施することによって水田の宅地化面積要件を満たすこととした理由は、1 度に0.1ha を超える宅地開発を行おうとすると開発許可を受けなければならない、当該許可を受けるためには約20 万円の費用負担が必要となるため、これを支払わないで済むよう、1 年目の開発面積を0.09ha に縮小し、翌年度の事業実施により団地における水田の宅地化面積要件を満たすこととしたものであるとしている。
愛媛県	f 10 農住団地（平成13 年度の新規団地）では、利子補給契約の対象となった特定賃貸住宅だけでは水田要件が達成できないことから（水田宅地化面積：0.08ha）、他の者が行う特定賃貸住宅の建設を予定していたが、当該他の者が農住の契約者負担金利が高かったことや経済情勢が不透明なことから、経営に不安を感じて特定賃貸住宅の着工をためらったため、当省の調査時点では、3 年間水田要件を達成できていない。 なお、他の者については、利子補給契約を平成13 年度に四国地方整備局との間で締結しているが、まだ建築業者との建設契約を結んでいないため、現時点では農協から融資を受けておらず、利子補給は受けていない。

都県名	水田要件を未達成のもの
福岡県	f 11 農住団地（平成6年度の新規団地）では、利子補給契約の対象となった特定賃貸住宅だけでは水田要件が達成できないことから、団地内の地権者の意向を聴取して計画を作成したとしているにもかかわらず、土地所有者の事業計画が具体化しておらず、現在も検討中のため、当省の調査時点では、10年間水田要件を達成できていない。 このほか、水田要件を達成できていないものが9団地（未達成期間はすべて5年以上）ある。
大分県	—
計	34団地

(注) 1 当省の調査結果による。

2 東京都や兵庫県等では、特例法による水田要件免除の特例のため、水田要件の達成が不要な地域が多い。

このほか、居住環境が良好で家賃が適正な賃貸住宅の供給を促進するため、自ら居住するため住宅を必要とする者に対し賃貸することやそのための賃借人の募集方法（公募制）等が定められている（農住利子補給法第2条第3項、農住利子補給法施行規則第10条から第16条等）。しかし、今回抽出調査した56団地の中には、i) 特定賃貸住宅である旨を掲示しないで初回の入居募集（公募）を行っている、ii) 特定賃貸住宅の附帯施設である駐車場について、利用募集の看板を掲げており、当該住宅の入居者以外にも利用させるおそれがあるなど、入居者の募集や入居状況等が不適切なものが散見された。また、今回調査した11都県の中には、特定賃貸住宅に係る竣工報告書（農住利子補給法施行規則第7条第1項において、竣工後遅滞なく提出と規定されている。この遅滞なくとは、農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給金交付要綱（昭和47年2月8日付け建設省建発第7号）において1か月以内とされている。）の提出が遅延（1か月以上遅延しているものが抽出調査した40件中25件（うち、3か月以上が12件で、最高は約1年4か月。また、当省調査時点で未提出も6件）し、その間、同報告書の添付図書である「予定家賃計算書」等も提出されないことから、当該賃貸住宅の家賃が適正かどうか等を審査しないまま、本給付金の支給を開始していた例も散見された。

以上のように、既に補給金が交付されているもの（既存分）については、団地要件が未達成となっているなど不適切な状況がみられた。

<p>こと等によるものである。</p> <p>○厚生労働省</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国民年金基金連合会事務費補助金 ・ 衛生関係指導者養成等委託費 ・ 社会事業学校等経営委託費 ・ 高額医療費貸付事業等交付金 ・ 疾病予防検査等委託費 <p>したがって、厚生労働省、農林水産省及び経済産業省は、類似の事例の発生を未然に防止し、補助金等の適正な執行を確保する観点から、補助事業者に対して、次の措置を講ずるとともに、返還等厳格かつ適正な対応措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 正確な実績報告等の励行に係る指導を徹底するとともに、実績報告の審査を厳正かつ的確に実施すること。</p> <p>② 補助条件の周知や事業実施後における補助条件の遵守に係る指導等を徹底すること。</p> <p>③ 交付要綱等に、補助金等からの支出として適切と認められる費目の範囲を明示するなどにより、補助金等の適正な執行に関する指導を徹底すること。</p>	<p>事例 2－⑧</p> <p>事例 2－⑨</p> <p>事例 2－⑩</p> <p>事例 2－⑪</p> <p>事例 2－⑫</p>
---	---

表2 補助金等適正化法の仕組み

補助金等適正化法は、「補助金等の交付の申請、決定等に関する事項その他補助金等に係る予算の執行に関する基本的事項を規定することにより、補助金等の交付の不正な申請及び補助金等の不正な使用の防止その他補助金等に係る予算の執行並びに補助金等の交付の決定の適正化を図ることを目的」(第1条)とし、次の事項が規定されている。

- ① 補助金等に係る交付申請、交付決定、額の確定等の事務手続(第5条～第9条、第12条～第15条)
- ② 補助事業等及び間接補助事業等の遂行義務(第11条)
- ③ 是正のための措置(第16条)
- ④ 交付決定の取消し(第10条、第17条)
- ⑤ 補助金等の返還(第18条)
- ⑥ 立入検査等(第23条)
- ⑦ 不正受給等に対する罰則(第29条～第33条) 等

なお、補助金等適正化法においては、「補助金等」は、補助金、負担金(国際条約に基づく分担金を除く。)、利子補給金、その他相当の反対給付を受けない給付金であって政令で指定したもの(91の給付金)に限定されている(第2条)。

(注) 補助金等適正化法に基づき、当省が作成した。

(補助金等の適正化に係る調査結果)

i 補助事業者からの実績報告の内容と実態とが相違していたり必要な報告が未実施だったもの

事例2-① 国民健康保険団体連合会等補助金の国民健康保険団体連合会分（厚生労働省）

<p>(事業等の概要)</p> <p>国民健康保険事業の円滑・健全な運営を期するため、国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）に交付するものである（平成15年度決算額：49億4,827万円）</p>
<p>(調査結果)</p> <p>福島県国民健康保険団体連合会（以下「福島県連合会」という。）は、実績報告において、i) 交付申請時に実施することとしていた研修会の講演を取り止めたにもかかわらず、講演を行い報償費（講師謝金）を支出したと報告（実際より25万円高い52万7千円）するとともに、ii) 機関紙の作成・配布のための印刷製本費及び報償費について、実際に支出した金額より過大な報告等（実際より27万8千円高い248万8千円）により補助金を受給していた。</p> <p>なお、当省調査時の指摘に基づき、本件に係る不適正に交付された補助金は返還済である。</p>
<p>(改善の方策)</p> <p>厚生労働省は、類似の事例の発生を未然に防止するとともに、補助金等の適正な執行を確保する観点から、国保連合会に対し、補助事業の内容又は経費の一部を変更する場合は、正確な交付額変更申請及び正確な実績報告を励行するよう指導するとともに、本補助金の額を確定する際は、実績報告の内容を十分審査する必要がある。</p>

1 補助金等の概要

ア 創設年度：昭和35年度

イ 根拠法令：国民健康保険法（昭和33年法律第192号（以下「国保法」という。））

ウ 会計名：一般会計

エ 補助金等適正化法適用対象の有無：有

オ 制度の概要等

(ア) 目的

本補助金は、診療報酬の適正な審査と迅速な支払を行うとともに、被保険者の健康の増進を図るなど保険者の共同の目的を達成するための事業を効率的に行い、また、保険者の事業の運営の安定化を促進することにより、国民健康保険事業の円滑かつ健全な運営を期することを目的として、国保連合会及び社団法人国民健康保険中央会（以下「国保中央会」という。）に対し交付されている。

(イ) 補助対象事業の内容（下線を付した事業が今回の調査対象）

i 審査支払事業

国保連合会が国保法第45条第5項の規定に基づいて行う診療報酬の審査及び支払に関する事業

ii 保険者事務共同電算処理事業

国保連合会が国保法第3条に規定する保険者が行う事務について、保険者の共同事業として行う電子計算機による処理に関する事業

iii 保健事業

国保連合会が被保険者の健康の増進を図るために行う保健事業（施設整備事業を除く。）に関する事業

iv 全国決裁事業

国保中央会が国保連合会から委託を受けて行う県外分診療報酬の支払いに要する費用の相互決済に関する事業

v 中央会共同事業

国保中央会が国保連合会及び保険者の事業の健全な運営及び発展を図るために行う事業

vi 高額医療費共同事業

国保連合会が、会員である保険者に対して、高額な医療に関する給付に係る交付金を交付する事業

vii 超高額医療費共同事業

国保連合会が、著しく高額な医療費に係る高額医療費共同事業に関し、中央会に拠出金を拠出する事業

viii 保険者共同事業

国保連合会が、保険者の事業の健全な運営及び発展を図るために行う事業

ix レセプト電算処理システム推進事業

国保中央会及び国保連合会が保健医療機関等に対し磁気テープ等を用いた費用の請求を推進するために行う事業

2 調査結果

今回調査した 11 の国保連合会のうち福島県連合会において、次のとおり不適正な交付がみられた。

福島県連合会は、保健事業や保険者共同事業等を実施するため、毎年本補助金の交付を受けており、平成 15 年度には、総事業費 1,479,609 千円（自己負担 1,397,065 千円、国庫補助 82,544 千円）の本補助金の交付申請を行い、申請どおりに交付決定を受け、交付決定どおりに補助金の額の確定・支払を受けている。

① 研修経費

福島県連合会は、交付申請時に予定していた保健事業（事業費 20,305 千円の全額が国庫補助）について経費の内訳を変更したことなどから交付額変更申請を行っており、保健事業のうち国保税収納率対策向上研修会及び国保担当中堅職員研修会の二つの研修会に係る経費（交付申請額：528 千円）についても交付額変更申請時に変更（527 千円）している。

しかし、実際には、これら二つの研修会を合同で開催したため（出席者数 87 人）、交付額変更申請時に国保税収納率対策向上研修会で予定していた講演を取り止めたことから、講師謝金（報償費）を支出していないにもかかわらず、研修会を別々に実施し（出席者数計 146 人）、研修における講演会の開催に伴い講師謝金を報償費から支出したとして、また、会議に要した費用として会議資料代、茶菓代を実際に支出した金額と異なる金額で実績報告を行っており、この実績報告に基づき補助金の額の確定・支払を受け、この結果、国庫補助金を不適正に受給している（交付実績額 250 千円）。

② 印刷製本費等

福島県連合会は、保健事業のうち広報機関紙の作成・配布経費（交付申請額：2,465千円）についても交付額変更申請時に変更（2,488千円）している。

しかし、実際には、広報事業として広報機関紙の作成・配布に要した費用として印刷製本費、報償費及び旅費から実際に支出した金額が、交付額変更申請時に積算していた金額と異なる金額であったにもかかわらず、交付額変更申請時の積算内訳と同じ金額で実績報告を行っており、この実績報告に基づき補助金の額の確定・支払を受け、この結果、国庫補助金を不適正に受給している（交付実績額278千円）。

これらは、補助事業者である福島県連合会が、研修会に係る経費（講師謝金（報償費））、会議に要した会議資料代、茶菓代等について、実際に支出した金額と異なる金額で交付額変更申請及び実績報告を行っていること、実績報告の受理、補助金の額の確定の事務を行っている厚生労働省が、福島県連合会に対し事業内容又は経費の一部を変更したことについて、交付額変更申請及び実績報告書を確実に提出するよう十分指導していないこと、厚生労働省が補助金の額の確定のための審査などを十分に行っておらず、当該連合会が提出した実績報告に基づいて補助金の額の確定・支払を行っていることによる。

なお、当省調査時の指摘に基づき、本件に係る不適正に交付された補助金は返還済である。

事例 2-② 社会事業学校等経営委託費の社会福祉職員研修センター経営委託費（厚生労働省）

<p>（事業等の概要）</p> <p>社会福祉事業従事者の確保とその資質向上を図るため社会福祉関係基幹職員の現任研修及び養成訓練事業を行い、もって社会福祉の増進に資するため、社会福祉法人全国社会福祉協議会（以下「全社協」という。）に委託費が交付されている（平成 15 年度決算額：6,000 万 9,000 円）。</p>
<p>（調査結果）</p> <p>人件費の対象職員の業務分担をみると、委託対象事業とされている 6 研修以外に、全社協中央福祉学院が独自に行っている研修及び民間社会福祉事業助成費補助金により行っている研修に関する業務を実施しており、委託事業以外のこれらの研修に関する業務の実施に係る人件費についても本委託費から支出されている。</p>
<p>（改善の方策）</p> <p>厚生労働省は、類似の事例の発生を未然に防止するとともに、補助金等の適正な執行を確保する観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <ol style="list-style-type: none">① 真に委託事業の実施のみに必要な教職員の数を算定し、これに基づき、人件費の算定方法を見直すこと。② 全社協に対し、人件費の対象職員が従事した委託事業以外の業務にかかる人件費相当額を控除した事業実績報告を再提出させ、これに基づき厳格かつ適正な措置を講ずること。

1 補助金等の概要

- ア 創設年度：昭和 50 年度
- イ 根拠法令：なし（予算補助）
- ウ 会計名：一般会計
- エ 補助金等適正化法適用の有無：有
- オ 制度の概要等

（ア）目的

社会福祉事業従事者の確保とその資質向上を図るため社会福祉関係基幹職員の現任研修及び養成訓練事業を行い、もって社会福祉の増進に資する。

（イ）実施形態等

昭和 50 年、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）の規定に基づく社会福祉主事の養成機関として、全社協社会福祉研修センターが厚生大臣から指定を受けるとともに、社会福祉従事職員の養成確保と資質向上を図るため、同センターに社会福祉研修事業が委託された（同センターは、その後、全社協中央社会福祉研修センター、全社協中央福祉学院と改称し、現在に至っている。）。

全社協中央福祉学院では、本委託費による委託事業として、i) 社会福祉主事資格認定通信課程、ii) 社会福祉施設長資格認定講習課程、iii) 社会福祉法人経営者研修課程、iv) 社会福祉施設長サービス管理研修課程、v) 介護教員講習会、vi) 介護福祉士養成実習施設実習指導者特別研修課程の 6 本の研修を実施しているほか、民間社会福祉事業助成費補助金による研修 3 本、全社協中央福祉学院が独自に行う研修 9 本、東京都等の委託による研修 1 本の計 19 本

の研修（平成 16 年度）を行っている。

本委託費の交付対象経費は、交付要綱において、人件費として、委託事業の運営に必要な教職員の職員基本給、職員諸手当、退職給与引当金、諸支出金を、また、事業費として、委託事業の管理及び実施に必要な諸謝金、旅費、庁費（備品費、図書購入費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、光熱水料、借料及び損料、会議費、賃金、雑役務費、厚生経費）、研究費、実習費を対象とするとされており、交付先は全社協となっている（平成 15 年度交付額：人件費 4,819 万 3,000 円、事業費 1,181 万 6,000 円）。

交付額の算定方法については、交付要綱において、人件費、事業費の種目ごとに示される当該年度の基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額の合算額と、総事業費から当該事業に係る収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付することとされている。

全社協中央福祉学院では、同学院に係る会計処理について、中央福祉学院受託研修事業会計（委託事業）と中央福祉学院研修事業会計（独自事業）に区分して経理を行っている。

2 調査結果

本委託費の交付額は、交付要綱において、人件費、事業費の種目ごとに定められた基準額（平成 16 年度は、人件費 4,805 万 7,000 円、事業費 911 万 9,000 円）と人件費、事業費ごとに対象経費の実支出額とを比較して少ない額を選定し、この額を合算した額と総事業費から委託事業に係る収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とするとされている。

また、交付要綱では、人件費の対象経費について、「委託事業の運営に必要な教職員の職員基本給、職員諸手当、退職給与引当金、諸支出金」と規定していることから、委託事業に係る業務のみに従事する教職員が人件費交付の対象職員とされている。

全社協中央福祉学院では、厚生労働省により人件費の算定に当たっての対象職員数が 8 名とされていることから、平成 16 年度の本委託費の交付申請に当たって、委託事業に従事する 8 名の職員にかかる年間の総人件費の実支出額（7,373 万 3,000 円）と基準額を比較し、少ない方の額である基準額を選定して申請額を算定している。

しかしながら、人件費の対象職員とされている 8 名の業務分担をみると、表 2-②-1 のとおり、業務分担表による実際の担当業務の内容は、委託費の交付申請で厚生労働省に提出している事務分担の内容と大きく異なり、さらに、委託対象事業とされている 6 研修以外に、全社協中央福祉学院が独自に行っている研修及び民間社会福祉事業助成費補助金により行っている研修に関する業務を実施しており、委託事業以外のこれらの研修に関する業務の実施に係る人件費についても本委託費から支出されている状況がみられた。

表 2-②-1 全社協中央福祉学院における人件費の対象職員の業務内容

職員別	業務分担表による担当業務	平成 16 年度委託費交付申請で提出している事務分担
g 1	・（全社協中央福祉学院所掌業務に係る事務全般統括）	・ 業務の総括 ・ 研修計画の企画執行
g 2	・ 部内総合調整及び管理部門との調整 ・ 経理出納管理 ・ 湘南国際村運営調整 ・ 監査指摘事項改善 ・ 1 係、2 係所掌事務全般	・ 社会福祉主事資格認定通信課程総括 ・ 社会福祉施設長資格認定講習課程総括 ・ 現任訓練課程総括 ・ 各種調査・研究総括 ・ 庶務経理に関すること

職員別	業務分担表による担当業務	平成 16 年度委託費交付申請で提出している事務分担
g 3	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>社会福祉施設長資格認定講習課程（委託、独自）</u> 総括 ○ <u>社会福祉主事資格認定通信課程（委託、独自）、児童福祉司資格認定通信課程及び社会福祉施設長資格認定講習課程</u> 面接授業講師調整、講義要綱主担当 ○ <u>社会福祉主事資格認定通信課程（委託、独自）</u> ○ 職場研修担当者研修会 <ul style="list-style-type: none"> ・ テキスト改定主担当 ・ 学院庶務総括（総務） ・ 監査指摘事項改善 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉主事資格認定通信課程に関すること ・ 社会福祉施設長資格認定講習課程に関すること
g 4	<ul style="list-style-type: none"> ○ 職場研修担当者研修会主担当 ○ 市区町村社会福祉協議会管理職員研修課程 ○ <u>介護教員講習会</u> データ管理 <ul style="list-style-type: none"> ・ 2 係総括 ・ 研修管理業務 B（施設の整備及び運営、学院HP、研修管理ハンドブック、修了者報告等）総括 ・ 都道府県社協代表者連絡会議副担当 ・ 研修のあり方検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現任訓練課程に関すること ・ 各種調査・研究に関すること
g 5	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>社会福祉主事資格認定通信課程（委託、独自）、児童福祉司資格認定通信課程</u> 総括 ○ <u>社会福祉主事資格認定通信課程（委託、独自）、児童福祉司資格認定通信課程及び社会福祉施設長資格認定講習課程（委託、独自）</u> 学習課題副担当 ○ <u>社会福祉施設長資格認定講習課程</u> ○ 福祉施設長専門講座 ○ 職場研修担当者研修会副担当 <ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県社協代表者連絡会議主担当 ・ 研修のあり方検討主担当 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉主事資格認定通信課程に関すること ・ 社会福祉施設長資格認定講習課程に関すること
g 6	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>社会福祉主事資格認定通信課程（委託、独自）、児童福祉司資格認定通信課程及び社会福祉施設長資格認定講習課程（委託、独自）</u> 学習課題主担当 ○ <u>社会福祉主事資格認定通信課程（委託、独自）</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県社協代表者連絡会議 ・ 研修管理業務 A（研修事業年報作成、研修機関アンケート調査、講師データ管理等）総括 ・ テキスト改定副担当 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現任訓練課程に関すること ・ 各種調査・研究に関すること ・ 年報作成に関すること
g 7	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>社会福祉主事資格認定通信課程（委託、独自）</u> 主担当 ○ <u>社会福祉施設長資格認定講習課程（委託、独自）</u> 主担当 ○ 児童福祉司資格認定通信課程 ○ 職場研修担当者研修会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 通信課程学籍データ管理 ・ コンピュータシステム主担当 ・ 研修管理業務 A 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現任訓練課程に関すること ・ 各種調査・研究に関すること
g 8	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>社会福祉主事資格認定通信課程（委託、独自）</u> ○ <u>社会福祉施設長資格認定講習課程（委託、独自）</u> ○ 児童福祉司資格認定通信課程 <ul style="list-style-type: none"> ・ 通信課程学籍データ管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉主事資格認定通信課程に関すること ・ 社会福祉施設長資格認定講習課程に関すること

(注) 1 本表は全社協中央福祉学院の資料に基づき当省が作成した。

2 「業務分担表による担当業務」欄の「○」印は、全社協中央福祉学院における研修業務であり、「・」印は、研修関連業務である。また、同欄の「○」の研修のうち、下線を付した研修は、委託事業であり、下線を付していない研修は、委託事業以外の研修である。

3 「平成 16 年度委託費交付申請で提出している事務分担」欄の現任訓練課程には、社会福祉法人経営者研修会（委託事業）、福祉施設長専門講座（独自事業）、社会福祉施設指導職員特別研修会（補助事業）等、委託事業、独自事業、補助事業、東京都等委託事業の 13 研修が含まれる。

4 「業務分担表による担当業務」は、平成 16 年 4 月 2 日現在のものである。

5 g 1 の「業務分担表による担当業務」については、業務分担表に業務が記載されていないため、当省の同学院からの徴取結果を（ ）で記載した。

また、全社協中央福祉学院の全職員について、同学院が平成16年度に実施した全研修の分担状況についてみたところ、表2-②-2のとおり、人件費の対象職員のすべてが委託事業以外の研修を数多く担当している。また、人件費の対象とされていない職員の一部が委託事業の研修の一部を担当している状況となっている。

表2-②-2 全社協中央福祉学院全職員の研修業務分担状況

研修等別	職員別	人件費対象職員								非人件費対象職員								派遣職員			
		g1	g2	g3	g5	g6	g7	g8	g4	g9	g10	g11	g12	g13	g14	g15	g16	g17	g18	g19	
社会福祉主事通信（公務員）【委託】		◎	◎	○	◎	○	○	△				△					△		△		
社会福祉施設長資格認定（公立）【委託】		◎	◎	◎	△	○	○	△				△					△		△		
現 任 訓 練 課 程	社会福祉法人経営者【委託】	◎	◎					◎					△	△	△						
	施設長サービス管理【委託】	◎	◎					◎					△	△	△						
	介護教員【委託】	◎	◎					◎					△	△	△						
	介護福祉士養成実習指導者【委託】	◎	◎					◎					△	△	△						
	福祉施設長専門講座	◎	◎		△			◎				◎	△	△	△		△				
	社会福祉施設指導職員特別研修	◎	◎					◎					△	△	△						
	福祉職員生涯研修指導者養成	◎	◎					◎					△	△	△						
	障害者ケアマネ従事者指導者	◎	◎					◎					△	△	△						
	都道府県等社協管理職員	◎	◎					◎					△	△	○						
	市区町村社協管理職員	◎	◎					◎					△	○	△						
	社協等職員会計実務講座	◎	◎					◎					○	△	△						
	都道府県等研修実施機関職員	◎	◎					◎					△	△	△						
	職場研修担当者	◎	◎	△	△		△	◎					△	△	△						
社会福祉主事通信（民間）		◎	◎	○	◎	○	○	△				△					△		△		
社会福祉施設長資格認定（民間）		◎	◎	◎	△	○	○	△				△					△		△		
児童福祉司通信		◎	◎	○	◎	○	△	△									△		△		
社会福祉士通信		◎							☆							◎			△		

- (注) 1 本表は全社協中央福祉学院の資料（業務分担表）に基づき当省が作成した。
2 本表は、平成16年4月2日現在のものである。
3 表中、「【委託】」は委託対象事業、「◎」は総括、「○」は主担当者、「△」は担当者、「☆」は教員を表す。
4 「社会福祉主事通信」については、「面接授業講師調整及び講義要綱作成」、「学習課題」、「その他」ごとに主担当を設定している。また、「社会福祉施設長資格認定」及び「児童福祉司通信」については、「面接授業講師調整及び講義要綱作成」、「学習課題」ごとに主担当を設定している。
5 g10及びg17は、経理、庶務業務等を担当しており、研修業務を担当していない。
6 「◎」と「△」の職員体制により実施されている研修については、「◎」の職員が総括と主担当者を兼ねている。

本委託費における人件費について、交付要綱では、専ら委託事業に従事する職員の人件費を交付

することとされている。しかし、全社協中央福祉学院では、委託事業以外の業務も行う職員を対象として人件費を算定して本委託費を申請し、交付を受けており、この結果、委託費を不適正に受給している（平成16年度4,805万7,000円）。

これは、i) 全社協中央福祉学院において、人件費の対象職員は専ら委託事業に従事しなければならないとの意識に乏しいこと、ii) 厚生労働省において、全社協中央福祉学院が委託事業以外の研修等を行っていることを把握しているが、実績報告による委託費の額の確定に当たり、人件費の算定方法について、十分な検討が行われていないことによるものである。

事例 2－③ 高額医療費貸付事業等交付金（厚生労働省）

（事業等の概要）

政府管掌健康保険及び船員保険の被保険者又は被扶養者に係る高額療養費が支給されるまでの当座の支払に充てるための資金を貸し付けることにより、家計負担の軽減に資するため、社団法人全国社会保険協会連合会（以下「全社連」という。）に貸付原資及び貸付事務費が交付されている（平成 15 年度決算額：30 億 3,108 万 6,000 円）。

（調査結果）

財団法人 H1 協会（以下「H1 協会」という。）は、同協会支部において臨時職員を雇用していないにもかかわらず、臨時職員給与費の請求を行い、この請求どおりに補助金等を受給（平成 13 年度から 15 年度までの受給額：630 万円（出産費貸付事業に係る臨時職員給与費を含む。）。H1 協会は、各支部に対して臨時職員給与費として送金しているものの、各支部では、そのとおり使用していないほか、会計年度を繰り越して支出。これらの支出については、関係書類により、その内容を確認することが困難となっている。

また、H1 協会は、事業年度終了後に全社連に提出した業務委託費支出内訳表に、協会支部の臨時職員給与費として使用したとする虚偽の実績報告を提出している。

（改善の方策）

厚生労働省は、類似の事例の発生を未然に防止するとともに、補助金等の適正な執行を確保する観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 全社連に対し、i) 正確な経理計画の策定と正確な実績報告の励行について都道府県協会を指導すること、ii) 経理計画書及び実績報告書の添付書類を充実させ、審査を的確に行うこと、iii) 高額医療費貸付事業委託契約書に、業務委託費の不適正な請求又は執行に対しては、業務委託費の返還など厳正な措置を講ずることを具体的に明記することについて指導すること。
- ② 全社連に対し、H1 協会に不適正に交付されている臨時職員給与費を返還させること。

1 補助金等の概要

ア 創設年度：昭和 60 年度

イ 根拠法令：健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）

ウ 会計名：厚生保険特別会計及び船員保険特別会計

エ 補助金等適正化法適用の有無：無

オ 制度の概要等

（ア）目的

政府管掌健康保険及び船員保険の被保険者又は被扶養者に係る高額療養費が支給されるまでの当座の支払に充てるための資金を貸し付けることにより、家計負担の軽減に資する。

健康保険法又は船員保険法による出産育児一時金又は家族出産育児一時金の支給を受けるまでの間、出産に要する当座の支払に充てるための資金の貸付を行い、家計負担の軽減に資する。

（イ）実施形態

社会保険庁から全社連に対し、高額医療費貸付事業等交付金交付要綱に基づき交付金（貸付

原資及び貸付事務費)が交付される。全社連では、交付金を高額医療費貸付事業等特別会計で管理している。また、全社連では、都道府県社会保険協会(以下「都道府県協会」という。)と業務委託契約を締結し、貸付申込の受理、申込書類の審査、貸付債権の管理等の業務を委託し、交付金の中から業務委託費を都道府県協会に交付している。

貸付は、貸付申込者が都道府県協会(実際の受付は、都道府県協会の支部(以下「協会支部」という。))に貸付申込書類を提出し、都道府県協会による審査が行われた後、申込者の指定口座に高額療養費の8割に相当する貸付金が振り込まれる。返済は、都道府県協会が高額療養費を代理受領して精算し、その残額を申込者の指定口座に振り込んでいる。

貸付対象は、政府管掌健康保険又は船員保険の被保険者(継続療養受給者を含む。)であって、被保険者又は被扶養者に係る高額療養費の支給が見込まれる者となっている。

貸付額は、高額療養費支給見込額の80%に相当する額とし、100円未満の端数があるときはこれを切り捨て、貸付金には利子を付さないこととなっている。

2 調査結果

(1) 業務委託費の算定及び請求の概要等

全社連では、各都道府県協会に対する業務委託費の算定に当たり、毎年度、高額医療費貸付事業計画書及び経理計画書の作成要領(平成15年度分については、「平成15年度高額医療費貸付事業事業計画及び経理計画の策定について」(平成15年2月10日付け全社連発99号))(以下「経理計画書等の作成要領」という。)を各都道府県協会に示している。

経理計画書等の作成要領では、人件費、消耗品費、雑役務費等の費目ごとの算出基準が規定されており、各都道府県協会は、これに基づき翌年度の業務委託費算出明細書を作成し、経理計画と併せて全社連に提出している。また、全社連では、各都道府県協会から提出された業務委託費算出明細書を審査し、四半期ごとに各都道府県協会からの請求に応じて、業務委託費を交付している。

各都道府県協会は、事業年度終了後、高額医療費貸付事業経理取扱要領に基づき、業務委託費精算書及び業務委託費支出内訳書を作成し、全社連に提出している。

また、経理計画書等の作成要領では、人件費の中の臨時職員給与については、1協会支部当たり1人月20,000円を12か月支給する額を負担の限度として、実際に支給する額により算出することとされている(ただし、平成16年度の経理計画書等の作成要領では、臨時職員給与を独立して算出せず、職員給与の算定に含むこととされている。)

(2) H1協会における業務委託費の執行状況等

ア 業務委託費の交付状況

今回調査した10都道府県協会のうち、H1協会における業務委託費(平成15年度交付額:536万6,000円)の執行状況(平成13年度から15年度まで)を調査した結果、臨時職員を雇用していないにもかかわらず、県内6社会保険事務所の管轄区域ごとに設置しているH1協会の支部(以下「H1協会支部」という。)の臨時職員給与費として一支部当たり年間24万円(3か年の6支部合計額432万円)を全社連に過大請求し、そのとおり交付を受け続けている状況がみられた。

H1協会では、高額医療費貸付事業等交付金のもう一つのメニューである出産費貸付事業に

係る臨時職員給与費についても、臨時職員を雇用していないにもかかわらず、一支部当たり年間12万円（3か年の6支部合計額198万円）を全社連に対して過大に請求し、そのとおり交付を受け続けており、これも合わせた平成13年度から15年度までの臨時職員給与費の総額は、630万円となっている。

なお、平成16年度については、経理計画書等の作成要領で臨時職員給与を算定しないこととされたため、全社連から臨時職員給与に係る経費として独立した交付は行われていない。

イ H1協会支部における業務委託費の管理

H1協会では、全社連からの業務委託費の交付後、四半期ごとに各H1協会支部に対して臨時職員給与として使用することと明記した送金通知書を施行するとともに、各H1協会支部長（非常勤役員）名義の口座に臨時職員給与費分を振り込み、管理させている。

また、送金を受けた各H1協会支部では、支部臨時職員給与としての収入伺いを起案し、決裁を受けている。

ウ H1協会支部における業務委託費の支出状況

各H1協会支部には、社会保険の適用事業所の事業主である会員から選出された非常勤役員である支部長以外にH1協会が雇用する職員は設置されていない。

また、全社連では、各都道府県協会に人件費（報酬及び給与、臨時職員給与等）、事務諸費（消耗品費、旅費等）の経費区分ごとに業務委託費を交付しているが、各都道府県協会における経費配分の変更に関する規定は定めていない。

今回、各H1協会支部における臨時職員給与費の支出状況（平成13年度から15年度まで）を調査した結果、i) H1協会から臨時職員給与として使用することとして送金されているが、そのとおりの支出を行っていない、ii) 会計年度を繰り越して支出している状況が認められた。

各H1協会の支出内容は、保存されている現金出納簿や請求・領収書等によると、表2-③-1のとおりとなっているが、真にこれらの用途に支出しているかについて、現金出納簿、請求・領収書等以外の書類では確認できない状況となっている。また、これらの支出は、全社連における業務委託費の算定上、非常勤の支部長以外の職員が設置されていない各H1協会支部の支出経費として認められる内容となっていない。

また、4H1協会支部において、H1協会が委託された高額医療費貸付申込書類の受付や協会本部への回送業務等に従事した者への対価として社会保険事務所に雇用している臨時職員（H2、H5、H7支部）又はH1協会支部が雇用したとする臨時職員（H3支部）に対して支出しているが、i) 対価の基準が定められていない、ii) 当該職員が真に高額医療費貸付事業に係る業務を行っていたかを確認できない、iii) 申込書の受付、回送業務は各支部とも恒常的に発生するものであるが、支出していない支部や年度があるほか、支出しているH1協会支部の中でも支出している月、日が偏っているなど、支出内容が不明確な状況となっている。

表2-③-1 H1協会支部における臨時職員給与費の支出状況（平成13年度～15年度）
（単位：円、%）

支出内容	支部名	平成13年度	14年度	15年度	合計	比率
社会保険事務所又はH1協会支部が雇用している臨時職員に対して支出	H2支部	90,420	0	0	90,420	6.0
	H3支部	149,550	0	0	149,550	
	H4支部	0	0	0	0	
	H5支部	不明	36,000	0	36,000	
	H6支部	0	0	0	0	
	H7支部	50,000	0	0	50,000	
	小計	289,970	36,000	0	325,970	
H1協会支部役員及び社会保険委員を対象に実施している高額医療費・出産費貸付事業事務打合せ会議に係る経費として支出	H2支部	0	0	0	0	5.1
	H3支部	196,071	81,301	0	277,372	
	H4支部	0	0	0	0	
	H5支部	不明	0	0	0	
	H6支部	0	0	0	0	
	H7支部	0	0	0	0	
	小計	196,071	81,301	0	277,372	
社会保険制度全般に関するパンフレットや書籍を購入し、社会保険事務所が適用事業所に配布又は社会保険事務所において使用	H2支部	0	0	302,400	302,400	32.7
	H3支部	0	0	0	0	
	H4支部	0	0	486,000	486,000	
	H5支部	不明	216,300	126,000	342,300	
	H6支部	0	0	360,000	360,000	
	H7支部	0	189,000	97,200	286,200	
	小計	0	405,300	1,371,600	1,776,900	
全社連から配付されるものとは別に貸付申込書類又は広報用チラシを印刷	H2支部	230,580	268,800	147,000	646,380	51.1
	H3支部	0	194,250	224,175	418,425	
	H4支部	0	300,000	0	300,000	
	H5支部	不明	0	89,250	89,250	
	H6支部	330,000	360,000	0	690,000	
	H7支部	249,375	208,425	174,000	631,800	
	小計	809,955	1,331,475	634,425	2,775,855	
H1協会支部の封筒代	H2支部	0	0	0	0	0.6
	H3支部	0	0	0	0	
	H4支部	0	0	14,000	14,000	
	H5支部	不明	19,950	0	19,950	
	H6支部	0	0	0	0	
	H7支部	0	0	0	0	
	小計	0	19,950	14,000	33,950	
H1協会支部の切手代	H2支部	9,000	0	0	9,000	4.5
	H3支部	0	0	0	0	
	H4支部	0	0	0	0	
	H5支部	不明	90,000	144,000	234,000	
	H6支部	0	0	0	0	
	H7支部	0	0	0	0	
	小計	9,000	90,000	144,000	243,000	
合計		1,304,996	1,964,026	2,164,025	5,433,047	100

- (注) 1 H1協会の資料に基づき当省が作成した。
 2 H5支部の平成13年度分は、関係資料が廃棄されたため未把握。
 3 各H1協会支部が管理している口座には、前記アのとおり、高額医療費貸付事業及び出産費貸付事業に係る臨時職員給与費が入金され、これらを原資とした支出が行われていることから、支出金額を事業ごとに区別することは困難であるため、本表では、支出金額をそのまま記載した。

また、各H1協会支部の口座の平成15年度末の残高をみると、表2-③-2のとおり、全体で約103万円の残金が生じており、次年度に繰り越されている。

表2-③-2 各H1協会支部口座の残高（平成16年3月31日現在） (単位：円)

支部別	H2支部	H3支部	H4支部	H5支部	H6支部	H7支部	合計
残高	2,204	262,807	669,904	566	753	90,212	1,026,446

(注) H1協会の資料に基づき当省が作成した。

エ 全社連への実績報告

H1協会では、前記ア、イ及びウのとおり、実際には設置していない支部臨時職員の給与費として全社連から交付を受けた業務委託費をそのとおり使用せず、会計年度を繰り越して支出しているにもかかわらず、事業年度終了後に全社連に提出した業務委託費支出内訳表では、協会支部の臨時職員給与費として使用したとする虚偽の報告を行っており、実績報告だけでは全社連において、流用の実態が把握できない状況となっている。

オ 全社連における対応状況

全社連では、各都道府県協会に対して「高額医療費及び出産費貸付事業の事務担当職員（臨時職員を含む）の配置状況について（照会）」（平成16年6月25日付け全社連保険部貸付事業課長発事務連絡）を施行し、平成16年6月1日現在の臨時職員も含めた職員数を把握している。

H1協会では、当該事務連絡を受け、協会支部に臨時職員を配置していないことを回答しており、全社連において、当該事務連絡における調査時点以前も臨時職員を配置していないことは容易に推測できたとみられる。

しかしながら、平成16年12月6日から7日にかけて、全社連がH1協会に対して実施した高額医療費貸付事業に関する指導監査では、精算不足金の回収に関する指摘のみで、本事例に関する指導は一切行われていない。

また、全社連と各都道府県協会との間で締結している高額医療費貸付事業委託契約書第7条第2項では、全社連は都道府県協会が高額医療費貸付事業実施要綱、高額医療費貸付事業交付金交付要綱等、その他全社連が別に定める事務処理に関する諸規程に従って受託業務を処理しない場合は、契約を解除し、その他必要な措置をすることができるとされているが、具体的な措置までは明示していない。

カ 不適正交付の発生原因等

本事例が発生した直接の原因は、臨時職員を雇用していないにもかかわらず全社連に臨時職員給与費を申請し続けたH1協会の国費（高額医療費貸付事業等交付金）の使用に対する認識の低さにある。

また、H1 協会では、交付を受けた臨時職員給与費を各支部に配分し、そのとおりに使用されていないことを承知しながら、全社連に対し虚偽の経理計画書の提出及び実績報告を行っている。

さらに、厚生労働省からの指導が十分でなく、全社連における各都道府県協会から提出される経理計画の審査及び都道府県協会に対する指導監査の実施が不十分であることも原因とみられる。

事例 2－④ 漁業共済事業実施費補助金（農林水産省）

<p>（事業等の概要）</p> <p>漁業共済制度の加入者の負担を軽減することにより加入の拡大を図り、漁業共済制度の健全かつ円滑な運営を確保することを目的とし、漁業共済事業を実施する漁業共済組合に対し、常勤職員の人件費を補助するものである（平成 15 年度決算額：3 億 7,845 万円）。</p>
<p>（調査結果）</p> <p>J 1 組合は、補助対象職員 5 人のうち、1 人が長期入院により勤務していなかったにもかかわらず、補助条件である農林水産省への報告を行っていない。</p>
<p>（改善の方策）</p> <p>農林水産省は、類似の事例の発生を未然に防止するとともに、補助金等の適正な執行を確保する観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 漁業共済組合に対して補助条件の周知徹底を図るとともに、補助金の額の確定に当たって、補助対象職員の出勤状況を確認する等により審査を的確に行うこと。</p> <p>② 補助対象職員が 1 か月以上長期にわたり勤務していなかった J 1 組合に対し、必要な指導を行うこと。</p>

1 補助金等の概要

ア 創設年度：昭和 39 年度

イ 根拠法令：漁業災害補償法（昭和 39 年法律第 158 号）

漁業災害補償法施行令（昭和 39 年政令第 293 号）

ウ 会計名：一般会計

エ 補助金等適正化法適用の有無：有

オ 制度の概要等

本補助金は、漁業共済制度の加入者の負担を軽減することにより加入の拡大を図り、漁業共済制度の健全かつ円滑な運営を確保することを目的とし、漁業共済事業を実施する漁業共済組合に対し、常勤職員の人件費を補助（平成 15 年度配分基準額 235 万円／人）するものである。

2 調査結果

農林水産省は、漁業共済事業実施費補助金を毎年度交付する際、「補助事業者は、補助職員が引き続き 1 月以上勤務せず、又は勤務することができない場合は、勤務できない理由、過去の欠勤日並びに出勤見込月日及びその他必要な事項を記載した報告書を農林水産大臣に提出しなければならない。この場合において、勤務することができない期間が 3 か月以上の場合は農林水産大臣の指示に従わなければならない。」と補助条件を附しており、引き続き 3 か月以上、補助対象職員が勤務することができない場合には、補助事業者である漁業共済組合と協議の上、交付額のうち 3 か月を超える部分を国庫へ返還させることとしている。

今回調査した 3 県の漁業共済組合のうち、J 1 組合における平成 14 年度及び 15 年度の補助対象職員数は 5 人であり、同組合は、この 5 人分の人件費補助として、平成 14 年度には 1,401 万 7,000 円、15 年度には 1,346 万 2,000 円の交付申請を行い、両年度とも申請どおりの交付決定を受け、交

付決定どおりに額の確定・支払を受けている。

しかし、J 1 組合では、補助対象職員 5 人のうち 1 人が病気入院のため、平成 14 年度においては、15 年 1 月から 3 月までの間の 66 日間（うち 17 日は土日祝祭日）、15 年度においては、15 年 6 月から 8 月までの間の 71 日間（うち 19 日は土日祝祭日）、それぞれ連続して勤務していなかったにもかかわらず、補助条件である 1 か月以上連続して勤務しなかった場合の農林水産省へのその旨の報告を行っていない。

これは、補助事業者たる J 1 組合において、当然熟知すべき補助条件についての認識が乏しかったこと、農林水産省における事業実施後の審査が不十分であったことによるものである。

事例 2-⑤ 石油製品需給適正化調査等委託費の石油ガス技術普及事業（経済産業省）

（事業等の概要）

エルピーガス販売事業者等に対して、地域の指導的役割を担う保安専門技術者による新技術等の指導及び技術開発機器の周知普及を行うとともに、販売店及び消費者等に対してエルピーガス事故防止対策等の保安啓蒙を行うことを目的として、高圧ガス保安協会が経済産業省から受託（石油ガス供給事業安全管理技術開発等事業に関する委託契約）し、都道府県エルピーガス協会に再委託されている（平成 15 年度決算額：2 億 2,520 万円）。

なお、経済産業省は、平成 17 年度以降、原子力安全・保安院の各産業保安監督部が直接都道府県エルピーガス協会等に委託して当該事業を実施するよう見直しを実施している。

（調査結果）

K1 協会は、地域普及事業の講習会を、実績と異なる、高い借料（実際より 17 万円高い 39 万円）の会場で開催したとする成果報告書を作成し、これに基づき委託費の交付を受けている。

なお、経済産業省は、今年度、この事例が発覚したことから、K1 協会とは委託契約を結ばないこととした。

（改善の方策）

経済産業省は、類似の事例の発生を未然に防止するとともに、補助金等の適正な執行を確保する観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① i) 委託先である都道府県エルピーガス協会等が故意に事実と異なる過大な報告を行った場合には、委託しないこと等を毎年締結する委託契約書等に盛り込むこと、ii) 委託先である都道府県エルピーガス協会等に対し、必要経費の変更が生ずる場合には、適正に計画変更申請を行うよう指導すること。
- ② 高圧ガス保安協会に対し、都道府県エルピーガス協会による実績と異なる過大な報告に基づき不適正に交付されている委託費については、返還させること。

1 補助金等の概要

ア 創設年度：平成 9 年（昭和 61 年）

イ 根拠法令：なし（予算補助）

ウ 会計名：石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計

エ 補助金等適正化法適用の有無：無

オ 制度の概要等

本委託費は、エルピーガス販売事業者等に対して、地域の指導的役割を担う保安専門技術者による新技術等の指導及び技術開発機器の周知普及を行うとともに、販売店及び消費者等に対してエルピーガス事故防止対策等の保安啓蒙を行うことを目的としている。

本委託費は、経済産業省から高圧ガス保安協会に委託（石油ガス供給事業安全管理技術開発等事業に関する委託契約）され、高圧ガス保安協会から都道府県エルピーガス協会に再委託されている。

本委託費のうち、石油ガス技術普及事業（注）の地域普及事業は、保安専門技術者養成研修（経済産業省から高圧ガス保安協会に委託）により養成された「保安専門技術者」（全国で約千

人)が、地域普及事業(再委託事業)として、エルピーガス販売事業者や保安機関等エルピーガス関係事業者並びに消費者を対象に新技術、安全技術等を指導普及するため、保安技術等の講習会や個別コンサルティングを実施し、全国のエルピーガス販売事業者等の技術能力の向上及び消費者の保安意識の高揚を図ることを目的とする事業である。

(注)石油ガス技術普及事業には、地域普及事業及び技術開発機器普及促進事業がある。このうち、技術開発機器普及促進事業とは、開発された安全機器について、一般消費者に対し保安啓蒙を行う事業である。CO中毒事故については、主に不完全燃焼防止装置がついていない燃焼器具を所有している消費者を対象に、燃焼器具の交換及びCO中毒事故を防ぐためのエルピーガス機器の正しい使い方を広めることを目的としたテレビCM放送、モニター調査の実施等である。

なお、委託費の対象経費は、人件費(都道府県エルピーガス協会の役職員分)、技術指導費、旅費(交通費)、事務費(会議費、会場借料、実習教材費等)、一般管理費(電話代、消耗品費、光熱費水道料金等地域普及事業実施に必要な管理経費として、人件費、技術指導費、旅費及び事務費の合計額の5%以下とする。)である。

また、地域普及事業については、よりの確な事業の執行を確保する等の観点から、平成17年度以降は、原子力安全・保安院の各産業保安監督部が直接都道府県エルピーガス協会等に委託して当該事業を実施するよう見直しが行われた。

2 調査結果

今回調査した11都道府県エルピーガス協会のうち、K1協会は、平成16年2月に高压ガス保安協会に提出した「平成15年度石油ガス供給事業安全管理技術開発等事業地域普及事業成果報告書」(以下「成果報告書」という。)において、平成15年度に実施した地域普及事業(交付額:125万円)について、保安専門技術者による事業者等対象の講習会を12回、講習会の実施方法の打合せのための講師会議を1回実施したとして、事務費42万8,445円、うち会場借料39万25円を支出実績額と報告し、計42万7,349円の委託費の交付を受けている。

しかし、これらの講習会等の開催実績を同協会の事業報告書(同協会の役員に報告しているもの)を基に把握し、成果報告書と比較したところ、12回の講習会のうち、i)開催日と会場名が実績と成果報告書とで異なっているもの(6回)、ii)会場名が実績と成果報告書とで異なっているもの(2件)等、成果報告書上の会場借料が、実際に使用した会場の借料よりも高い金額(12箇所の会場借料の差額の合計16万5,705円)となっており、この結果、同協会は、不適正に委託費を受給している。

これについて、K1協会では、県内の多くの事業者が平成15年度に液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律149号)に基づく保安機関の認定の更新を受けることとなっていたことから、更新申請手続等を早期に会員に説明する必要があるとして、地域普及事業の講習会において当該説明を行うこととし、講習会の会場選定を各支部に任せたと、会場借料が高压ガス保安協会に提出した事業支出計画書で予定した金額(1会場当たり2万8千円)より低い額の会場を使用した講習会が多数発生した。このため、これらの講習会について、計画変更の申請等を行わず、会場借料の予定金額に合わせて、実際に使用した会場の借料ではなく、会場借料の予定金額に近い会場借料を成果報告書で実績として報告したものと考えられる。

なお、K1協会では、成果報告書用の開催場所の証明書類として、12回分の講習会記録、会場借料についての領収書(日付、開催会場等は成果報告書上のもの)を保管しているが、実際の開催会

場の領収書は既に廃棄したと説明している。

これは、再委託先のK1協会が当該再委託費の事務費の会場借料の多くについて、再委託元の高圧ガス保安協会に対し、事実と異なる報告をしていること、高圧ガス保安協会のK1協会に対する額の確定監査時（平成15年3月1日）に会場借料に係る領収書を添付させているものの、高圧ガス保安協会では会場借料に係る領収書を一部偽造していることについて把握できず、当初の事業支出計画書どおり再委託契約額の確定・支払を行っていることによるものである。

なお、高圧ガス保安協会は、都道府県エルピーガス協会に対する委託費の額の確定監査を毎年成果報告書提出後の3月1日から15日の間で「地域普及事業に係る各県協会の委託金確定のための調査実施要領」に基づき行っており、同監査時には、会場借料等の確認のため領収書を添付させている。

また、再委託契約書第12条では、契約内容に違反した場合には契約を解除することができるとされ、契約を解除した際、委託金を支払っている場合には、その全部又は一部を期限を定めて返還させることができるとされているが、故意等悪質な場合には、翌年度以降再委託しないこと等の措置までは明記されていない。

なお、同じ経済産業省の他の補助金の交付決定通知書には、補助金等適正化法、補助金等適正化法施行令及び交付要綱などの規定に違反する行為がなされた場合には、i) 相当の期間補助金等の全部又は一部の交付決定を行わないこと、ii) 補助事業者等の名称及び不正の内容の公表等の措置を講じることとされており、また、間接補助事業者等の不正経理等の防止についても万全を期すこととされている。

一方、同契約書第7条では、年度当初（6月）に都道府県エルピーガス協会が高圧ガス保安協会に申請する委託業務の実施に必要な経費に係る実施計画書を変更する場合には、高圧ガス保安協会の変更承認が必要とされており（ただし、事業内容の軽微な変更（全体額に影響がない変更）の場合は（人件費及び一般管理費への流用は除く）変更承認の必要はないものとされている。）、高圧ガス保安協会では、当初（6月）の実施計画上の委託契約額に変更が生じた場合には、契約書締結時（10月）において額の変更を行っているものの、その後、年2回の概算請求時（12月及び3月）には、額の変更は行っていない。

なお、経済産業省は、今年度、この事例が発覚したことから、K1協会とは委託契約を結ばないこととした。

ii 補助対象施設・設備の整備後短期間での処分

事例 2-⑥ 水産業振興事業費補助金の中核的漁業者協業体等取組支援事業（農林水産省）

<p>（事業等の概要）</p> <p>意欲と能力ある漁業の担い手を積極的に確保・育成し、また、漁村女性の起業的活動を支援することにより、沿岸漁業の発展及び漁村や漁業経営の活性化を図ることを目的とし、青年漁業者が中心となって漁業経営改善のための意欲的な取組を行うグループが実施する進歩的・創造的な取組、及び漁業協同組合の女性部又は婦人部組織の部員が中心となって起業的活動を行うグループが行う水産物の加工・販売等の取組へ全国漁業協同組合連合会（以下「全漁連」という。）が助成金を交付する事業に対し、国が補助を行うものである（平成 15 年度決算額：1 億 8,754 万円）。</p>
<p>（調査結果）</p> <p>L1 協業体においては、助成を受けて修繕を行った漁船を、代わりの中古漁船が見つかったという理由から、修繕後 1 年を経ないうちに全漁連に無断で廃船処分している。</p> <p>また、L2 協業体においては、台風により助成対象のヒジキ養殖筏が崩壊等したことについて、実施要領で規定されている全漁連への申出及び協議が未実施となっている。</p>
<p>（改善の方策）</p> <p>農林水産省は、類似の事例の発生を未然に防止するとともに、補助金等の適正な執行を確保する観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <ol style="list-style-type: none">① 助成対象団体への助成条件の周知及び事業実施後における助成条件の遵守に係る監査・指導等を徹底するよう、全漁連を指導すること。② 助成対象団体において、全漁連による助成を受けて整備した施設・設備を漁業共同改善計画書に記載された目標達成年度前に無断で処分し、又は処分制限期間内に申し出及び協議を行わずに処分していることにより、助成金に係る手続において必要な措置を怠った 2 団体に対して報告を求めるとともに必要な指導を行うよう、全漁連を指導すること。

1 補助金等の概要

- ア 創設年度：昭和 28 年度
- イ 根拠法令：なし（予算補助）
- ウ 会計名：一般会計
- エ 補助金等適正化法適用の有無：有
- オ 制度の概要等

本補助金は、全漁連が行う青年・女性漁業者グループのリーダー資質の向上のための研究集会や漁業経営・地域活動等に関する取組の全国研究大会の開催及び中核的漁業者協業体による経営改善の取組の支援に要する経費並びに全国共済水産業協同組合連合会が行う漁村地域の福祉向上のための検討会の開催に要する経費等を補助するものである。

本補助金のうち、中核的漁業者協業体等取組支援事業は、意欲と能力ある漁業の担い手を積極的に確保・育成し、また、漁村女性の起業的活動を支援することにより、沿岸漁業の発展及び漁村や漁業経営の活性化を図ることを目的とし、青年漁業者が中心となって漁業経営改善のための

意欲的な取組を行う漁業者のグループである「中核的漁業者協業体」（以下「協業体」という。）が実施する進歩的・創造的な取組、及び漁業協同組合の女性部又は婦人部組織の部員が中心となって起業的な活動を行うグループである「漁村女性起業化グループ」が行う水産物の加工・販売等の取組へ全漁連が助成金を交付する事業に対し、国が補助を行うものである。

協業体は「漁業共同改善計画」を、漁村女性起業化グループは「経済活動計画」を作成し、都道府県知事の認定を得た上で、これら計画に基づく個別事業の実施計画案について全漁連の審査を受け、事業が採択された場合に助成金を受けすることができる。

2 調査結果

補助金等適正化法第 22 条においては、政令で定める場合（①補助金等の全部に相当する金額を国に納付した場合、②補助金等の交付目的及び財産の耐用年数を勘案して各省各庁の長が定める期間を経過した場合）を除き、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、各省各庁の長の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない」とされている。

この規定を受け、補助事業者たる全漁連は、中核的漁業者協業体等取組支援事業について、同事業の実施要領において、漁業共同改善計画書に記載された目標達成年度終了前、又は当該施設及び機器等に係る処分制限期間（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数に相当する期間をいう。以下同じ。）中のいずれかに、①当該施設及び機器等の処分を行うこと、②当該施設及び機器等を本来の用途・目的に反して、使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することを協業体に対して禁じている。また、漁業共同改善計画書に記載された目標達成年度終了前、又は当該施設及び機器等に係る処分制限期間中のいずれかにおいて、当該施設及び機器等が、天変地異その他の不可抗力を含め、盗難、滅失、毀損、損傷により修理不能となり処分を行う必要が生じた場合は、全漁連にその旨の申出を行わせ、全漁連と当該施設及び機器等の処分について協議させることとしている。

今回調査した協業体 14 団体の中には、次のとおり、国庫補助金（全漁連助成金）を用いて購入した施設・機器について、不適正な処分を行っている事例がみられた。

① L1 協業体における漁船の処分

L1 協業体は、漁獲物直売所の運営、卸売市場等との連携による消費拡大、出荷作業による品質向上、漁具等の改良による漁獲効率向上や品質向上、移植手法の検討や生産調整による資源の有効利用を目的とし、目標達成年度を平成 17 年度とした漁業共同改善計画を 13 年 10 月に作成している。

同計画に基づき、L1 協業体は、平成 13 年度から事業を実施し、15 年度においては、漁具・漁船の改良、移植効果の把握、地域イベントへの参加等の費用として、総事業費 130 万 7,432 円（国庫補助額 60 万円、自己負担額 70 万 7,432 円）の交付申請を全漁連に行い、申請どおりに助成金の交付を受けている。このうち、漁船の改良については、修繕費の費目において、協業体所有の漁船（漁船原簿上の所有者は協業体代表者）のデッキのフラット化、船べりの補強等の工事を事業費 22 万 7,010 円をかけて 15 年 7 月までに実施している。

しかし、L1 協業体は、修繕を行った当該漁船は既に老朽化しており、たまたま代わりとなる程度の良い中古漁船が見つかったという理由から、修繕を行った漁船を修繕後 1 年を経ないうち

に、全漁連に無断で、平成 16 年 4 月 30 日に廃船処分（漁船原簿から登録を抹消）している。

なお、農林水産省は、本件について、修繕費の額、内容からみて、資産を形成するものではないと判断できるため、補助金等適正化法にいう処分制限の対象とはならないとしている。

② L 2 協業体における養殖筏の処分

L 2 協業体は、ヒジキ養殖の実施による漁家経営の改善を目的とし、目標達成年度を平成 17 年度とした漁業共同改善計画を 14 年 6 月に作成している。

同計画に基づき、L 2 協業体は、平成 14 年度から事業を実施し、同年度においては、50m×50m規模のヒジキの養殖筏 3 基の購入費用として、総事業費 160 万円（国庫補助額 76 万 1,000 円、自己負担額 83 万 9,000 円）の交付申請を全漁連に行い、申請どおりに助成金の交付を受けている。

しかし、L 2 協業体が購入・設置したヒジキ養殖筏（処分制限期間は 4 年）は、その後、処分制限期間内である平成 16 年 10 月 20 日の台風 23 号により、3 基のうち、1 基が崩壊し使用不能となり、1 基が一部損壊したにもかかわらず、L 2 協業体は、養殖筏の崩壊及び一部損壊について、実施要領で定められた全漁連への申出及び協議を行っていない。

なお、平成 17 年 2 月末の時点では、購入当初時の 50m×50mでの使用 1 基、一部損壊により 50m×25mに縮小しての使用 1 基の計 2 基のみで、ヒジキの養殖を実施している。

これらは、協業体において、助成条件に沿った適正な事業の実施に関する認識が欠けていたこと、補助金等適正化法に規定された条件の遵守について、農林水産省による全漁連への指導が十分でなく、補助事業者として協業体への助成金の交付事務を取り扱い、事業の適正な実施に責任を有する全漁連による協業体への助成条件の遵守に係る監査・指導が徹底していなかったことによるものである。

事例 2－⑦ 電源立地等推進対策補助金の電源過疎地域等企業立地促進事業費補助金(経済産業省)

(事業等の概要)

電源地域のうち、一定規模以上の原子力・火力・水力発電施設又は核燃料サイクル施設が設置されているか若しくはその見込みのある市町村及びその周辺市町村において、企業立地の促進を図ることを目的として、財団法人電源地域振興センター（以下「振興センター」という。）が経済産業省から補助を受け、立地企業に補助するものである（平成 15 年度決算額：36 億 5,313 万円）。

(調査結果)

M1 事業所は、財団法人電源地域振興センターによる補助を受けて整備した施設・設備（取得額：3,500 万円、うち国庫補助額 464 万円）を処分制限期間内に同センターに補助金を返還することなく処分（補助金等に係る残存簿価 113 万円）している。

(改善の方策)

経済産業省は、類似の事例の発生を未然に防止するとともに、補助金等の適正な執行を確保する観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 振興センターに対し、補助対象企業への補助条件の周知及び事業実施後における補助条件の遵守に係る監査・指導等を徹底するよう指導すること。
- ② 振興センターに対し、M1 事業所において振興センターによる補助を受けて整備した施設・設備を処分制限期間内に当該補助を返還することなく処分していることにより、不適正な交付となっている補助金については、返還させること。
- ③ 振興センターから企業への交付決定通知書の中に、補助条件として、「補助金適正化法、適正化法施行令及び交付要綱などの規定に違反する行為がなされた場合には、i) 相当の期間補助金等の全部又は一部の交付決定を行わないこと、ii) 補助事業者等の名称及び不正の内容の公表を行うこと等」の措置を講じる旨を盛り込むよう振興センターを指導すること。

1 補助金等の概要

- ア 創設年度：平成 2 年
- イ 根拠法令：なし（予算補助）
- ウ 会計名：電源開発促進対策特別会計
- エ 補助金等適正化法適用の有無：有
- オ 制度の概要等

本補助金は、電源開発促進税の収入を財源として行う電源立地対策（発電用施設の設置の推進）を目的として実施するもので、電源地域のうち特定地域（一定規模以上の原子力・火力・水力発電施設又は核燃料サイクル施設の設置がその区域において行われているか若しくは行われる見込みの市町村及びその周辺市町村等）の振興を図るため当該地域に立地（新設・増設）する企業等に対し、国からの交付決定の範囲内において補助金を交付することにより、企業立地の促進を図ることを目的とする事業である。補助対象事業は、企業が当該年度において生産又は営業の用に直接供せられる施設（建物、構築物、建物付属設備）又は設備（機械装置、備品等）を整備する事業とされている。

本補助事業は、振興センターが経済産業省から補助を受け、振興センターから立地企業に補助（間接補助）するものである。

2 調査結果

補助金等適正化法第 22 条において、政令で定める場合（①補助金等の全部に相当する金額を国に納付した場合、②補助金等の交付目的及び財産の耐用年数を勘案して各省各庁の長が定める期間を経過した場合）を除き、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、各省各庁の長の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない」とされている。

また、経済産業省では、振興センターに対する補助金交付決定通知書の中で、補助金適正化法、適正化法施行令及び交付要綱などの規定に違反する行為がなされた場合には、i) 相当の期間補助金等の全部又は一部の交付決定を行わないこと、ii) 補助事業者等の名称及び不正の内容の公表等の措置を講じることとしており、また、間接補助事業者等の不正経理等の防止についても万全を期すことを求めている。しかし、振興センターから企業への補助金交付決定通知書の中には、これらの事項が記載されていない。さらに、振興センターの「電源過疎地域等企業立地促進事業費補助金交付業務方法書」（平成 16 年 5 月 10 日、平成 16 電立第 10 号）第 19 条第 1 項（取得財産の管理等）においては、振興センターから補助金の交付決定通知を受けた者は、補助対象経費（立地企業が生産又は営業の用に直接供せられる設備又は施設（建物、建物付属設備、構築物に限る。）を整備（新設、増築及び改良をいう。）する事業（補助事業）に要する費用）により取得し、又は効用の増加した財産（取得財産）については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならないとされている。また、同方法書第 20 条第 1 項においては、取得財産等のうち処分（補助金の交付の目的に反して使用し、譲り渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう。）を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価 50 万円以上の機械、重要な器具及びその他の財産とするとされており、同方法書第 3 項では、補助事業者は、財産の処分を制限する期間内において処分を制限された所得財産等を処分しようとするときは振興センターの承認を受けなければならないとされている。さらに、振興センターと補助事業者とで取り交わす念書においても、「やむを得ない事情により、処分制限期間内に取得財産を処分する、補助事業を他に継承する等の必要が生じたときは、あらかじめ振興センターに連絡し、指示を受けること。」とされている。

なお、同方法書第 15 条（補助金の交付決定の取消等）においては、補助事業者が補助金適正化法、交付要綱等に違反した場合や補助事業者が同方法書等に違反した場合には、補助金の交付決定を取り消すことができるとされ、同方法書 16 条（補助金の返還）においては、補助金の交付決定を取り消した場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金を交付しているときは、補助事業者に期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずることができるとされている。

今回調査した 62 企業のうち、M1 事業所は、平成 11 年度に補助対象経費により第 3 工場（基盤材料整備工場）にインターポザー基盤、外観検査システム（取得額：3,500 万円、うち国庫補助額 464 万円）を整備している。しかし、同社は、半導体業界における値下げ競争に対応することができず基板材料整備事業から撤退することとなり、13 年度から補助対象事業所（第 3 工場）での生産活動を漸次規模を縮小し、14 年 5 月をもって製品生産から完全撤退した。これにより、同年 7 月

末には補助対象事業所である第3工場（基盤材料整備工場）を閉鎖し、15年1月31日には補助対象設備であるインターポーター基盤、外観検査システムを除去処分（廃棄処分、他転用なし）している。

この補助対象設備であるインターポーター基盤、外観検査システムの処分制限期間は5年とされているが、同設備は平成12年1月31日に取得され、3年後の15年1月31日には振興センターに補助金を返還することなく処分されている（補助金等に係る残存簿価1,129千円）。

これは、M1事業所において、振興センターの同方法書の規定を踏まえた念書において振興センターと同社とで所得財産を処分するときは事前に振興センターに連絡し、指示を受けるとされているにもかかわらず、同社がこれを失念していたこと、経済産業省による振興センターへの指導が十分ではなく、補助事業者として企業への補助金の交付事務を取り扱い、事業の適正な実施に責任を有する振興センターによる企業の補助条件の遵守に係る監査・指導が徹底していなかったこと、振興センターから企業への補助金交付決定通知書の中には、経済産業省から振興センターへの補助金交付決定通知書の中で示されているような補助金等適正化法、補助金等適正化法施行令及び交付要綱などの規定に違反する行為がなされた場合には、i) 相当の期間補助金等の全部又は一部の交付決定を行わないこと、ii) 補助事業者等の名称及び不正の内容の公表を行うこと等の措置を講じる旨の記載がされていないことによるものである。

iii 社会通念上国庫からの支出として認められない懇親会等に支出

事例 2-⑧ 国民年金基金連合会事務費補助金（厚生労働省）

<p>（事業等の概要）</p> <p>国民年金基金連合会（以下「国民年金連合会」という。）の事業の円滑な運営を図るため、同連合会が行う事務に要する費用の一部を補助するものである（平成 15 年度決算額：12 億 9,974 万円）。</p>
<p>（調査結果）</p> <p>国民年金連合会は、厚生費として職員の親睦会に対する事業主負担分として職員の飲食費の一部（交付実績額 63 万 2 千円）を、消耗品費として来客用と職員用に区分することなく、日常のコーヒー等の経費（交付実績額 99 万 5 千円）を補助対象経費から支出している。</p>
<p>（改善の方策）</p> <p>厚生労働省は、類似の事例の発生を未然に防止するとともに、補助金等の適正な執行を確保する観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none">① 国民年金基金連合会事務費補助金交付要綱に補助金の対象経費の各費目の範囲を明示するなどにより、国民年金連合会に対して補助金の適正な執行に関する指導を徹底すること。② 国民年金連合会に対し、補助金から支出した親睦会の事業主負担金及び日常のコーヒー等の経費を返還させること。

1 補助金等の概要

- ア 創設年度：平成 3 年度
- イ 根拠法令：なし（予算補助）
- ウ 会計名：一般会計
- エ 補助金等適正化法適用の有無：有
- オ 制度の概要等

（ア）目的

本補助金は、国民年金法（昭和 34 年法律等 141 号）に基づき設立された国民年金連合会の事業の円滑な運営を図るため、国民年金連合会が行う業務（中途脱退者給付事業、附帯事業、確定拠出年金個人型年金管理運営事業）に要する費用の一部を補助するものである。

（イ）補助対象事業

i 中途脱退者給付事業

国民年金法第 137 条の 15 第 1 項の規定に基づいて行う業務の事務の執行に係る事業（中途脱退者及びその会員である基金に係る解散基金加入員に対し、年金又は死亡を支給事由とする一時金の支給を行うもの）

ii 附帯事業

国民年金法第 137 条の 15 第 2 項の規定に基づいて行う業務の事務及び業務の執行に係る事業（基金が支給する年金及び一時金につき一定額が確保されるよう、基金の拠出金等を原資として、基金の積立金の額を付加する事業、基金の行う事業の健全な発展を図るために必要な事業）

iii 確定拠出年金個人型年金管理運営事業

2 調査結果

国民年金連合会は、中途脱退者給付事業、附帯事業及び確定拠出年金個人型年金管理運営事業に要する費用の一部について補助を受けるため、平成 15 年度に、国民年金基金連合会事務費補助金の交付申請を行い、申請どおりに交付決定を受け、補助金の額の確定（一部超過交付額を減じたため、国庫補助 1,299,743 千円）、支払を受けている。

国民年金連合会は、中途脱退者給付事業の中で、厚生費として職員の親睦会に対する事業主負担分として職員の飲食費の一部を補助対象経費に含めて、また、中途脱退者給付事業の中で、消耗品費として日常のコーヒー等（オフィスコーヒーサービス会社との契約によるもの）の経費を、来客用と職員用に区分することなく補助対象経費（平成 17 年度分から職員及び国民年金連合会の負担としている。）に含めて、実績報告を行っており、この実績報告に基づき額の確定（平成 16 年 12 月 6 日）・支払（平成 16 年 12 月 17 日）を受け、この結果、国庫補助金が不適正に交付されている（交付実績額 1,627 千円）。

これは、補助事業者である国民年金連合会が、社会通念上国庫の支出として認められない経費を含めて実績報告を行っていること、実績報告の受理、補助金の額の確定等の事務を行っている厚生労働省が補助対象経費の費目の範囲を国民年金基金連合会事務費補助金交付要綱に明示していなかったこと、並びに補助金の額の確定のための審査などが十分でないまま、当該連合会が提出した実績報告に基づいて補助金の額の確定・支払を行っていることによる。

事例 2-⑨ 衛生関係指導者養成等委託費の救急医療施設医師研修会等（厚生労働省）

（事業等の概要）

i) 救急医療施設に勤務する医師、看護師、救急救命士を対象に救急医療に関する知識と技術の向上を図るための研修、ii) 保健所勤務の保健師等を対象に救急蘇生法普及のための講習会、iii) 救急救命士養成所の教員等を対象に資質の向上や養成確保を図るための講習会、iv) 救急救命士に対する処置等を指示する医師等を養成、確保するための研修、v) 化学災害発生時に適切に対応できる医療関係者を養成、確保するための研修、vi) 医療安全支援センター相談職員に対する専門研修等及びvii) 医師、看護師等を対象として施設内感染対策に関する理解を深める講習会について、それらの開催費用等を開催する関係団体に委託費が交付されている（平成 15 年度決算額：9,390 万 6,000 円）。

（調査結果）

財団法人日本医療機能評価機構（以下「医療評価機構」という。）が平成 15 年度に開催した研修会等において、研修期間中に、飲食を伴う参加者の懇親会を開催し、その経費を厚生労働省と医療評価機構の協議・合意に基づき委託費（会議費）から支出されている。

（改善の方策）

厚生労働省は、類似の事例の発生を未然に防止するとともに、補助金等の適正な執行を確保する観点から、医療安全支援センター総合支援事業委託費交付基準に委託費の対象経費の各費目の範囲を明示するなどにより、医療評価機構に対して委託費の適正な執行に関する指導を徹底する必要がある。

1 補助金等の概要

- ア 創設年度：昭和 39 年度
- イ 根拠法令：なし（予算補助）
- ウ 会計名：一般会計
- エ 補助金等適正化法適用の有無：無
- オ 制度の概要等

（ア）制度の概要

厚生労働省では、i) 救急医療施設に勤務する医師、看護師、救急救命士を対象に救急医療に関する知識と技術の向上を図るための研修、ii) 保健所勤務の保健師等を対象に救急蘇生法普及のための講習会、iii) 救急救命士養成所の教員等を対象に資質の向上や養成確保を図るための講習会、iv) 救急救命士に対する処置等を指示する医師等を養成、確保するための研修、v) 化学災害発生時に適切に対応できる医療関係者を養成、確保するための研修、vi) 医療安全支援センター相談職員に対する専門研修等及びvii) 医師、看護師等を対象として施設内感染対策に関する理解を深める講習会の開催を関係団体に委託している。

※ 本委託費においては前記の i) から vii) までの事業が実施されているが、事業の予算規模が大きいなどの観点から、医療評価機構が行う、vii) の「医療安全支援センター総合支援事業」を調査対象事業とした。

（イ）医療安全支援センター総合支援事業の概要

- i 医療安全支援センター総合支援事業の目的

医療安全支援センターにおける相談業務の中心的な役割を担う相談職員の資質の向上を図るため、相談の困難事例等に対応する知識、能力を有する専門員を養成するとともに、全国の医療安全支援センター事業の相談体制の強化を図るため相談職員が抱える課題等についての情報交換に必要な支援を総合的に実施する。

ii 委託費の対象経費

諸謝金、旅費、庁費（消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、光熱水料、借料及び損料、会議費、賃金並びに雑役務費）、委託費、消費税額及び地方消費税額

iii 事業内容

医療安全支援センターにおける相談の困難事例等に適切に対応できる専門的な知識、能力を有する相談職員を養成するための研修（以下「医療安全支援センター相談職員に対する研修」という。）、医療機関等の求めに応じ、医療事故等の原因究明や改善事項のアドバイスを進めるために必要な専門家として、地域医師会からの推薦等に基づき医師、看護師等を対象に行う専門的な研修（以下「医療安全に関する専門的な研修」という。）及び医療安全支援センターの相談体制の強化を図るため、相談職員等が抱える課題についての情報交換等に対する必要な支援（以下「全国医療安全支援センター代表者情報交換会」という。）を実施する。

2 調査結果

医療評価機構では、本委託費による医療安全支援センター総合支援事業（平成 15 年度交付額：5,861 万 3,000 円）として、医療安全支援センター相談職員に対する研修、医療安全に関する専門的な研修及び全国医療安全支援センター代表者情報交換会（以下、これらを総称して「研修等」という。）を実施している。

医療評価機構が平成 15 年度に開催した研修等に係る経費の執行状況について調査したところ、研修期間中に、情報交換会として研修等の参加者の任意の参加により飲食を伴う懇親会を開催しており、176 万 9,344 円の経費のうち、参加者負担額 43 万 4,000 円（2,000 円/人）を除いた残額 133 万 5,344 円（懇親会経費の 75.5%）を会議費として、本委託費から支出している状況がみられた。

補助金等適正化法が適用されない本事業は、民法上の契約に基づき実施されている。契約の両当事者である厚生労働省と医療評価機構は、協議・合意の上、懇親会を研修の一環としての情報交換の場であると位置付けて、懇親会経費を委託費から支出している。

前記 1(1)オ(イ)のとおり、本委託費による医療安全支援センター総合支援事業の目的は、医療安全支援センターにおける相談職員の資質の向上を図るため、相談困難事例等に対応する知識、能力を有する専門員を養成するとともに、全国の医療安全支援センター事業の相談体制の強化を図るため相談職員が抱える課題等についての情報交換に必要な支援を行うことである。

しかしながら、この懇親会は、研修等参加者の任意の参加によって飲食を伴う形で実施されており、事業目的を十分に達成するものとは考えにくい。また、懇親会経費の一部を支出することは社会通念上国庫の支出として認められない。

これは、「医療安全支援センター総合支援事業委託費交付基準」において、対象経費の費目が規定されているが、各費目の範囲が明示されていないことによるものである。

なお、医療安全支援センター総合支援事業は、平成 15 年度から実施されたこともあり、これまで厚生労働省の監査は行われていない。

事例 2 — ⑩ 社会事業学校等経営委託費の社会福祉職員研修センター経営委託費（厚生労働省）

<p>（事業等の概要）</p> <p>社会福祉事業従事者の確保とその資質向上を図るため社会福祉関係基幹職員の現任研修及び養成訓練事業を行い、もって社会福祉の増進に資するため、社会福祉法人全国社会福祉協議会（以下「全社協」という。）に委託費が交付されている（平成 15 年度決算額：6,000 万 9,000 円）。</p>
<p>（調査結果）</p> <p>委託事業を実施する全社協中央福祉学院では、平成 15 年度、研修会講師との打合せとして酒類を伴う飲食会を延べ 11 回実施し、その経費を委託費（会議費）から支出している。</p>
<p>（改善の方策）</p> <p>厚生労働省は、類似の事例の発生を未然に防止するとともに、補助金等の適正な執行を確保する観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 社会福祉職員研修センター経営委託費交付要綱（以下「交付要綱」という。）に委託費の対象経費の各費目の範囲を明示するなどにより、全社協に対して委託費の適正な執行に関する指導を徹底すること。</p> <p>② 全社協に対し、委託費の対象外とすべき飲食会経費相当額を控除した事業実績報告を再提出させ、これに基づき厳格かつ適正な措置を講ずること。</p>

1 補助金等の概要

- ア 創設年度：昭和 50 年度
- イ 根拠法令：なし（予算補助）
- ウ 会計名：一般会計
- エ 補助金等適正化法適用の有無：有
- オ 制度の概要等

（ア）目的

社会福祉事業従事者の確保とその資質の向上を図るため社会福祉関係基幹職員の現任研修及び養成訓練事業を行い、もって社会福祉の増進に資する。

（イ）実施形態等

昭和 50 年、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）の規定に基づく社会福祉主事の養成機関として、全社協社会福祉研修センターが厚生大臣から指定を受けるとともに、社会福祉従事職員の養成確保と資質向上を図るため、同センターに社会福祉研修事業が委託された（同センターは、その後、全社協中央社会福祉研修センター、全社協中央福祉学院と改称し、現在に至っている。）。

全社協中央福祉学院では、本委託費による委託事業として、i) 社会福祉主事資格認定通信課程、ii) 社会福祉施設長資格認定講習課程、iii) 社会福祉法人経営者研修課程、iv) 社会福祉施設長サービス管理研修課程、v) 介護教員講習会、vi) 介護福祉士養成実習施設実習指導者特別研修課程の 6 本の研修を実施しているほか、民間社会福祉事業助成費補助金による研修 3 本、全社協中央福祉学院が独自に行う研修 9 本、東京都等の委託による研修 1 本の計 19 本の研修（平成 16 年度）を行っている。

本委託費の交付対象経費は、交付要綱において、人件費として、委託事業の運営に必要な教職員の職員基本給、職員諸手当、退職給与引当金、諸支出金を、また、事業費として、委託事業の管理及び実施に必要な諸謝金、旅費、庁費（備品費、図書購入費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、光熱水料、借料及び損料、会議費、賃金、雑役務費、厚生経費）、研究費、実習費を対象とするとされており、交付先は全社協となっている。（平成15年度交付額：人件費4,819万3,000円、事業費1,181万6,000円）

交付額の算定方法については、交付要綱において人件費、事業費の種目ごとに示される当該年度の基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額の合算額と、総事業費から当該事業に係る収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付することとされている。

全社協中央福祉学院では、同学院に係る会計処理について、中央福祉学院受託研修事業会計（委託事業）と中央福祉学院研修事業会計（独自事業）に区分して経理を行っている。

2 調査結果

全社協中央福祉学院では、委託事業を行うに当たって、大学等の教員を中心として各分野の専門家に講師を依頼している。

各研修会又は講習会は、通常、午前9時30分から開始されるが、全社協中央福祉学院が設置されている地区は交通の便が良くないこと、遠方の大学等の教員に対しても講師を依頼していることなどから、講師の中には、担当する講義の実施日の前日から同学院の宿泊施設等に宿泊する者もみられる。

今回、平成15年度の中央福祉学院受託研修事業会計に係る総勘定元帳及び関係証拠書類等により、各費目の支出内容について調査したところ、全社協中央福祉学院では、職員と前泊する講師との研修の実施に関する打合せ会として、研修前日の夜に酒類を伴う飲食会を3研修会で延べ11回行っており、総額42万3,627円の飲食会経費を本委託費から会議費として支出している状況がみられた。

交付要綱では、委託費交付の対象経費について、委託事業の管理及び実施に必要な庁費（会議費）等とされており、研修実施に係る講師との打合せに要する経費自体は対象経費とみることができると思われるものの、打合せに当たって酒類を伴う夕食を提供する必然性はなく、社会通念上国庫の支出として認められない。

これは、交付要綱において、対象経費の費目が規定されているものの、各費目の範囲までは明示されていないこと、全社協中央福祉学院において支出の妥当性を判断せず、従来からの慣例で飲食費を支出していることによるものである。

なお、平成11年度以降、全社協中央福祉学院に対する厚生労働省の監査は行われていない。

事例 2－⑪ 高額医療費貸付事業等交付金（厚生労働省）

<p>（事業等の概要）</p> <p>政府管掌健康保険及び船員保険の被保険者又はその被扶養者に係る高額療養費が支給されるまでの当座の支払に充てるための資金を貸し付けることにより、家計負担の軽減に資するため、社団法人全国社会保険協会連合会（以下「全社連」という。）に対して貸付原資及び貸付事務費が交付されている（平成 15 年度決算額：30 億 3,108 万 6,000 円）。</p>
<p>（調査結果）</p> <p>全社連では、本交付金の貸付事務費の福利厚生費として、旅行会、忘年会等を行う職員の親睦団体に対して事業主負担金を支出している（平成 13 年度から 15 年度の支出額：28 万 5,000 円）。</p>
<p>（改善の方策）</p> <p>厚生労働省は、類似の事例の発生を未然に防止するとともに、補助金等の適正な執行を確保する観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 高額医療費貸付事業等交付金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に交付金の対象経費の各費目の範囲を明示するなどにより、全社連に対して交付金の適正な執行に関する指導を徹底すること。</p> <p>② 全社連に対し、交付金から支出した親睦会の事業主負担金を返還させること。</p>

1 補助金等の概要

- ア 創設年度：昭和 60 年度
- イ 根拠法令：健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）
- ウ 会計名：厚生保険特別会計及び船員保険特別会計
- エ 補助金等適正化法適用の有無：無
- オ 制度の概要等

（ア）目的

政府管掌健康保険及び船員保険の被保険者又はその被扶養者に係る高額療養費が支給されるまでの当座の支払に充てるための資金を貸し付けることにより、家計負担の軽減に資する。

健康保険法又は船員保険法による出産育児一時金又は家族出産育児一時金の支給を受けるまでの間、出産に要する当座の支払に充てるための資金の貸付を行い、家計負担の軽減に資する。

（イ）実施形態

社会保険庁から全社連に対し、交付要綱に基づき交付金（貸付原資及び貸付事務費）が交付される。全社連では、交付金を高額医療費貸付事業等特別会計で管理している。また、全社連では、都道府県社会保険協会（以下「都道府県協会」という。）と業務委託契約を締結し、貸付申込の受理、申込書類の審査、貸付債権の管理等の業務を委託し、交付金の中から業務委託費を都道府県協会に交付している。

貸付は、貸付申込者が都道府県協会（実際の受付は、都道府県協会の支部（以下「協会支部」という。））に貸付申込書類を提出し、都道府県協会による審査が行われた後、申込者の指定口座に高額療養費の 8 割に相当する貸付金が振り込まれる。返済は、都道府県協会が高額療養費を代理受領して精算し、その残額を申込者の指定口座に振り込んでいる。

貸付対象は、政府管掌健康保険又は船員保険の被保険者(継続療養受給者を含む。)であって、被保険者又は被扶養者に係る高額療養費の支給が見込まれる者となっている。

貸付額は、高額療養費支給見込額の80%に相当する額とし、100円未満の端数があるときはこれを切り捨て、貸付金には利子を付さないこととなっている。

2 調査結果

全社連における貸付事務費の執行状況(平成15年度支出額:1億508万9,792円)について調査したところ、表2-⑪-1のとおり、雑役務費の中の福利厚生費から、職員の旅行会、忘年会等を行う際の経費として年2回、職員の親睦会に対して事業主負担金(平成13年度から15年度までで28万5,000円)を支出している状況がみられた。

当該支出は、本交付金の貸付事務費の対象経費とされている人件費対象職員に係る秋の職員旅行会経費及び年末の忘年会経費に充てられている。

表2-⑪-1 全社連における不適正な支出の状況

事 項 科 目	支出内容	支出年月	支出額	備 考
貸付事務費 雑役務費 福利厚生費	職員親睦会事 業主負担金	平成13. 9	90,000円	旅行会経費(3人分)
		13.12	15,000円	忘年会経費(3人分)
		14. 9	90,000円	旅行会経費(3人分)
		14.12	15,000円	忘年会経費(3人分)
		15. 9	60,000円	旅行会経費(2人分)
		15.11	15,000円	忘年会経費(3人分)
	合 計		285,000円	

(注) 当省の調査結果による。

社会保険庁では、交付要綱等において、貸付事務費の対象経費に係る費目の範囲について、全社連に対して明示していない。

職員の旅行会費及び飲食費について、本交付金(厚生保険特別会計)から支出することは、社会通念上国庫の支出として認められるものではない。

これは、社会保険庁において、本交付金の対象経費の費目の範囲を明確に交付要綱等において規定し、全社連に明示していないこと、及び全社連に対する監査において貸付事務費の用途に関する確認を十分に行っていないことによるものである。

さらに、全社連において福利厚生費の範囲を拡大して解釈していることによるものである。

なお、社会保険庁は、平成15年2月26日に全社連に対する定期監査を行っているが、特段の指摘は行っていない。

事例 2 — ⑫ 疾病予防検査等委託費の財団法人分（厚生労働省）

<p>（事業等の概要）</p> <p>政府管掌健康保険の被保険者及び被扶養者である配偶者の健康の保持増進及び健康管理意識の高揚を図るため、政府管掌健康保険生活習慣病予防健診を実施する医療機関及び財団法人社会保険健康事業財団（以下「財団」という。）に委託費が交付されている（平成 15 年度決算額：49 億 5,027 万 1,000 円）。</p>
<p>（調査結果）</p> <p>財団N1支部では、職員の親睦食事会経費を財団からの委託費（事業費の福利厚生費）の中から支出している（支出額：10 万 9,410 円）。</p>
<p>（改善の方策）</p> <p>厚生労働省は、類似の事例の発生を未然に防止するとともに、補助金等の適正な執行を確保する観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 委託費の対象経費とされている費目及びその範囲を明確にし、財団に対してこれを通知するなどにより委託費の適正な執行に関する指導を徹底すること。</p> <p>② 財団に対し、委託費から支出した職員の親睦食事会経費を返還させること。</p>

1 補助金等の概要

ア 創設年度：昭和 14 年度

イ 根拠法令：健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）

ウ 会計名：厚生保険特別会計

エ 補助金等適正化法適用の有無：無

オ 制度の概要等

（ア）目的

政府管掌健康保険の被保険者及びその被扶養者である配偶者の健康の保持増進及び健康管理意識の高揚を図るため、政府管掌健康保険生活習慣病予防健診（以下「健診」という。）を実施すること。

（イ）実施形態等

i 健診関係業務の実施

社会保険庁長官と財団の理事長との間で健診に関する事業についての委託契約を締結している。健診に関する事業のうち、健診申込の受付や健診検査費請求書の確認等の業務については、各都道府県に設置されている 47 の財団支部（以下「都道府県支部」という。）が実施している。

委託費は社会保険庁から財団に交付されており、財団では、委託費を健康管理事業特別会計で管理し、同会計から都道府県支部に対して、健診関係の業務の実施に係る事務経費（管理費及び事業費）を交付している。

都道府県支部では、毎年度、財団から示される「健康管理事業の事業計画及び経理計画」の中の「健康管理事業の事業計画及び経理計画作成の留意事項」（以下「経理計画作成の留意事項」という。）に基づき経理計画を作成し、財団に提出している。財団では、これを基に都

道府県支部に対して健康管理事業特別会計から交付金を交付している。

財団からの交付金の対象経費は、経理計画作成の留意事項に規定されている。

ii 健診の実施

健診の種類は、一般健診、付加健診、乳がん・子宮がん健診、肝炎ウイルス検査及び生活習慣改善フォローアップ健診となっており、社会保険事務局長と政府管掌健康保険生活習慣病予防健診等委託契約を締結した医療機関等(平成16年12月1日現在、全国で1,530機関。以下「健診実施機関」という。)が実施している。

健診実施機関は、受診者から受診者負担分の検査費を徴収するとともに、国負担分の検査費請求書を都道府県支部に提出している。都道府県支部により請求内容等を審査され、地方社会保険事務局から健診実施機関に国負担分の検査費が本委託費から交付されている。

健診費用は、「政府管掌健康保険生活習慣病予防健診実施要綱」(以下「健診実施要綱」という。)等において、健診区分ごとに受診者負担額、国負担額が規定されている(国の負担額は、当該年度において受診者一人につき一回に限って負担)。

2 調査結果

今回調査した10都道府県支部のうち、N1支部における財団からの交付金(平成15年度交付額:7,867万7,643円)の支出状況について調査したところ、表2-⑫-1のとおり、平成15年度に職員の親睦食事会経費(10万9,410円)を事業費の福利厚生費として支出している状況がみられた。

表2-⑫-1 財団からの交付金のうち不適正な支出の状況

科目	事項	支出年月日	支出内容	支出額	備考
事業費 福利厚生費		平成16.3.9	職員親睦食事会代金	109,410円	親睦食事会には、15人が参加している。

(注)本表は、N1支部の資料に基づき当省が作成した。

社会保険庁では、財団に交付する本委託費の対象経費に係る費目及びその範囲について、財団に対して明示していない。

一方、財団の会計処理における各勘定科目の範囲については、「財団法人社会保険健康事業財団会計規程細則」(平成2年4月1日施行)の別表2「収支予算書及び収支計算書に係る科目及び取扱要領」において、各勘定科目に含まれる経費の内容が規定されており、この中で事業費の福利厚生費については、保健師・健康相談員及びその家族に対する法定外福利費(健康診断料等)とされていることから、表2-⑫-1の支出については、財団が規定している福利厚生費の範囲を逸脱した支出となっている。

また、職員の飲食費を本委託費(厚生保険特別会計)から支出することは、社会通念上国庫の支出として認められない。

これは、社会保険庁において、本委託費の対象経費の費目の範囲を明確に規定し、委託先である財団に示していないこと、及び財団に対する監査は実施しているものの都道府県支部に対して本委託費の執行に関する監査を行っていないことによるものである。

また、N1支部における国費（疾病予防検査等委託費）の使用に対する認識の低さのほか、財団における都道府県支部の支出状況の把握及び都道府県支部に対する会計業務に関する指導が不十分であることによるものである。

なお、N1支部は、平成13年度に財団の実地監査を受けているが、これ以降、監査を受けていない。